格も餘り高價なるものは避け一頭二〇圓平均に御願致し度きこと

九、預託期間は原則として滿一箇年のことに契約願ひ實際の賣却處置に付ては發育の程度、市價、其の他受託者の良否或は受託者の不得已事情等を參酌し契約より多少早期に或は後期に爲す等郡農會當局に於て最善と思考相成る時期を選び適宜御取計を願ふことを一任す

一〇、契約期間滿了に際し其の儘前記事情にて延期するものに對しては別に延期證書を差入る等のことなり。曩に契約せし證書其の儘にて差支なきも一應處分濟の上更に新規購入して繼續受託する場合は假令同一受託者と雖必ず改めて契約書卽ち受託證書を徵せられ度きこと

四、犢預託實施成績

一、預託犢受拂表

年次	前年繰越 頭數	前年繰越 金額	購入 頭數	購入 原價	賣却 頭數	賣却 原價	斃死 頭數	斃死 原價	差引現在 頭數	差引現在 原價
三	―	―	八八	二,五六二	三六	一,一〇八	―	―	五二	一,四九四
四	五二	一,四五四	四〇三	一一,六一四	六〇	一,六八九	―	―	三九五	一一,三八三
五	三九五	一一,三八三	一三三	四,〇三七	六三	一,六三一	―	―	四六五	一三,七八九
六	四六五	一三,七八九	一二	五一三	一九四	五,七二三	―	―	二八三	八,七八四
七	二八三	八,七八四	一〇	二三二	二二八	六,九六二	―	―	六五	二,〇五四
八	六五	二,〇五四	四五〇	一〇,三六八	七一	二,一五二	―	―	四四四	一〇,二七〇
九	四四四	一〇,二七〇	一,四七四	四三,四三一	四七七	一一,四三四	八	一七三	一,四三三	四二,〇九二
十	一,四三三	四二,〇七五	一,一七八	三六,一三六	三一二	八,三二六	二九	七四九	二,二七〇	六九,一二七

二、預託犢賣却收支

年次	賣却頭數	購入價格	賣却價格	差引益金	摘要
昭和九年	四八五頭	二二,六〇八・〇三	三二,〇八六・五七	九,四七八・五四	購入價格には市場税金其の他諸掛費を含む
同十年	四三一	九,〇五五・五三	一三,六三二・〇四	四,五七六・五一	

三、益金處分表

年次	差引益金	飼料費	家畜割	農會年數料	金利	純益金	摘要
昭和九年	九,四七八・五四	五,九二九・三八	三六〇・一三	一六〇・八五	七五四・五三	二,四六七・六六	飼料費は受託者に對する交付金なり
同十年	四,五七六・五一	三,〇四九・六五	一五〇・二五	九五・六五	五六九・四〇	七一一・六五	

四、預託犢一頭割利廻調

區分	預託日數	原價	賣價	差引益金	預託頭數	受託者所得 金額	受託者所得 年割	預託主所得	資金利子	預託主年割純益 金額	預託主年割純益 利廻
春購入―秋賣却	一九八	三一・二六	四四・六五	一三・三九	二三	七・一九	一三・六六	六・一九	一・一八	一〇・五〇	三三・五九

春購入－翌春賣却	二九四	二九・八七	四八・三四	一八・四七	二三	九・七八	三・〇八	八・六九	一・六七	九・二六	三一・〇〇
春購入－翌夏秋賣却	四九五	二五・七五	四八・〇〇	三一・二五	二〇	一・七五	八・六六	一〇・五〇	二・四三	五・二九	二〇・五七
春購入－翌々春賣却	六三〇	二九・三七	五五・七五	二六・三七	八	四・一八	八・二五	一三・一八	三・五五	三・四八	一一・八六
夏購入－翌春賣却	五一三	二九・五五	五三・六六	二四・一一	九	一三・〇五	九・二七	一一・〇六	二・九〇	四・九七	一六・八三
其の他のもの	三一九	二五・九一	三八・七三	一三・七八	二三	六・七六	六・八九	六・〇三	一・五五	(一)六・二七	―
計	二六八一	二七・九一	四六・四〇	一七・九三	（平均）一〇六	九・五四	一〇・一三	八・三七	一・九三	四・六一	一六・一九
價格下落後賣却	九〇五	二六・五五	三四・七四	七・七三	四五	五・一三	二・一三	二・五八	四・六〇	(一)三・五三	―
計	五三三	二七・九一	四二・七八	一四・八八	（平均）一五一	八・二三	七・七三	六・六一	二・七二	二・一九	七・八五

五、犢預託規約

第一條　受託者ハ郡農會及東洋拓殖株式會社（以下單ニ預託者ト稱ス）ノ指揮ニ從ヒ最善ノ注意ヲ以テ預託犢ノ飼養管理ヲ爲スモノトス．

第二條　預託ノ期間ハ滿一年以上滿二年以内トス

前項ノ期間ハ郡農會及預託者ノ承認ヲ得テ延長又ハ短縮スルコトヲ得

第三條　預託者ハ本契約ヲ終了シタル際受託者ニ對シ左ノ各號ニ依リ飼育料ヲ支給ス

一、受託者預託犢ヲ預託期間中飼育シタル後預託者カ之ヲ賣却又ハ引取リタル場合、賣却價格又ハ評價格ヨリ預託當時ノ犢價ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシテ其ノ六割

二、預託犢ノ飼育期間滿一箇年未滿ニシテ受託者ノ都合ニ依リ又ハ飼育管理不良ノ爲郡農會又ハ預託者ノ指揮ニ依リ預託者カ預託犢ヲ引取リ又ハ賣却スルニ至リタル場合前號利益金ノ五割

三、前號ノ場合預託者カ預託犢ヲ引取リ更ニ之ヲ第二ノ受託者ニ預託スルトキ前受託者ニ對シ支給スル飼育料ハ前號ニ依リ第二受託者ノ契約終了ノ際之ヲ支給ス

第四條　預託犢ノ生産シタル犢ハ預託者ノ所得トシ受託者ニ於テ四箇月以上之ヲ飼育スルモノトス

預託者前項ノ犢ヲ賣却又ハ引取リタルトキハ其ノ賣却價格又ハ評價格ノ五割ヲ受託者ニ對シ支給ス

第五條　預託者ハ左ノ場合ニ於テハ受託者ニ對シ飼育料ヲ支給セス

一、預託犢カ傷痍ヲ受ケ或ハ疾病、盗難ニ罹リ又ハ斃死若ハ逃失シタルトキ

二、第三條ノ規定ニ依リ利益金皆無ナルトキ

第三條第二號ノ場合ニ於テ第二受託者ニ對シ前各號ノ一ニ因リ飼育料ヲ支給セサルトキハ前受託者ニ對シテモ亦飼育料ヲ支給セス

第六條　預託犢カ斃死シ又ハ家畜傳染病豫防令ニ依リ屠殺處分ヲ受ケタルトキ受クル共濟金又ハ手當金若ハ其ノ他ノ給與金ハ受託者ニ對シ支給セス

第七條　預託犢カ傷痍、疾病、盗難、斃死、逃失等ノ事故ヲ生シタルトキハ左ノ各號ニ依リ處分ス

一、傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ預託者ハ受託者ノ希望ニ依リ預託犢ノ返還ヲ承認スルコトアルヘシ

二、斃死シタルトキハ受託者ヲシテ屍體ノ處理ヲ爲サシメ牛皮ハ預託者ノ所得トス

三、盗難、逃失ノ爲預託犢ヲ失ヒタルトキハ預託者ノ損害ヲ賠償セシム

四、前各號ノ事項カ特ニ受託者ノ不注意、怠慢又ハ故意ニ依ルモノナルトキハ預託者ノ認定シタル損害モ賠償セシ

ム

第八條　左ノ場合ニ於テハ何時ニテモ本契約ヲ解除シ預託犢ヲ返還セシムルト共ニ之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

一、受託者カ本契約ニ違反シタルトキ

二、預託犢ノ飼養管理不良ト認メタルトキ

三、不注意ニ依リ預託犢カ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ

四、受託者ニ不都合ノ行爲アリタルトキ

五、受託者カ郡外ニ移住シタルトキ

第九條　左ノ場合ニ於テハ受託者又ハ連帶保證人ハ遲滯ナク其ノ旨郡農會及預託者ニ申告シ其ノ指圖ヲ受クヘシ

一、預託犢ヲ返還又ハ賣却シ若クハ受託者ノ變更ヲ希望シタルトキ

二、預託犢カ傷痍ヲ受ケ疾病、盜難ニ罹リ又ハ斃死若ハ逃失シタルトキ

三、預託犢カ不慮ノ災害ニ罹リ又ハ事故ヲ生シタルトキ

四、預託犢ヲ生産シタルトキ

五、受託者又ハ連帶保證人其ノ住所、氏名ヲ變更シ又ハ死亡シタルトキ

六、受託者カ破産シタルトキ又ハ連帶保證人カ其ノ資格ナキニ至リタルトキ

第十條　本規約ニ於テ特別ノ規定ナキ事項ニ就テハ受託者所在地方ニ於ケル預託慣習ニ從フモノトス

第十一條　預託犢斃死ノ際郡農會ヨリ交付ノ救濟金ハ預託者ニ於テ受領スルモノトス

（三）　忠淸南道農會犢預託事業概況

東洋畜産興業株式會社の希望に依り朝鮮農業の實情に照し、畜牛增殖の急務なると犢を資金化することにより、枯渴せる農家經濟を潤さむことを目的とし、犢の預託を引受け、先づ試驗的に平野地帶に屬する扶餘郡、山間地帶に屬する禮山郡、洪城郡竝瑞山郡に對し一、〇〇七頭の預託を行へり

事業遂行に當り牛價の變動其の他多少の困難を伴ひたるも、大體に於て良好なる成績を修め得たり

尙犢の預託は前記會社の委任により實施せるものにして、預託規約竝實施要領等總て會社に於て定たるものに準ぜり

一、實施要領

（イ）預託方針

本事業をして成功せしめむには、一に部落的に集團配置し懇篤なる指導を加へ、飼養管理の完璧を期するにありとし、若干農家を單位とする殖産養契を組織せしめ、之等契員に預託し平素に於ける指導監督を郡當務者及部落の事情竝受託者の內情等に精通せる契中心人物をして充分なる活動を促し、郡當務者との不斷の連絡を圖り以て事業遂行上萬全を期せり

（ロ）事故牛に對する措置

發育不良其の他事故の爲將來充分なる利益を擧げ得ずと認めたるものは關係者協議の上速に更新を行はしめ、斃死せる場合は所定の救濟金を交付し代牛の購入貸付を行はしむ

（ハ）賣却處分

原則として預託後一箇年以上を經過し受託者に於ても處分を希望し且牛價其の他を考慮し有利なりと認むる場合は躊躇することなく處分する樣指導せり

（ニ）預託犢の飼養管理

預託犢の飼養管理に要する經費は勿論管理者の負擔にして、青草期に於ては青草を主飼料とし、枯草期間中の飼料として、大豆葉の摘採、乾草の調製其の他自家生産の米糠、麥糠等は努めて之を蒐集し飼料に當てしめ、飼養管理はなるべく學堂又は婦女子をして之に當らしめ周到なるを期せり

（ホ）飼養管理競勵會の開催

飼養管理の向上を計る一の方法として、飼養管理の競勵會を開催し各團體に付懇切なる指導を行へり

（ヘ）受託者に對する飼育料の交付

受託者に對しては處分と同時に精算し現地に於て飼育料として規約に基き金額を交付し、努めて自己所有の犢購入資金其の他有用なる方面に充つる樣導きたり

二、預託實施成績

（イ）預託期間

事業の性質上受託者に利益を享受せしむることを主眼とせるも、中には發育狀態に依り期間より稍速に賣却せるものあり、又發育著しく可良なるも更により以上の利益を得むとして或は又使役に供せむが爲强て處分を延引せるもの等あり、て預託期間の如きも區々に亙れり

預託期間を示せば次の如し

預託期間

郡別	最短	最長	平均
扶餘郡	箇月 八	箇月 一九	箇月 一五
洪城郡	七	一九	一三
禮山郡	七	二七	一三
瑞山郡	九	二〇	一四

（ロ）預託犢貸付狀況

郡別	預託犢配置の面數	預託犢配置の部落數（牛契數）	預託犢數 牡	預託犢數 牝	預託犢數 計	同上金額	一頭の價格 最高	一頭の價格 最低	一頭の價格 平均
扶餘郡	一四	三九	一五八	九三	二五一	六、二四九・一八	三〇	一三	二四・八二
洪城郡	八	三一	一〇〇	一〇〇	二〇〇	五、〇七八・五〇	三〇	一四	二五・三九
禮山郡	四	三一	一〇五	一五一	二五六	六、五七六・〇〇	三〇	一七	二五・六八
瑞山郡	八	三七	一〇〇	二〇〇	三〇〇	七、四三五・五〇	三〇	二〇	二四・七九
計	三四	一三八	四六三	五四四	一、〇〇七	二五、三三九・一八	三〇	一三	二五・一五

備考　昭和八年一月より犢の購入竝貸付を開始し同月五日終了せり

（ハ）育成概況

(未) 基金處理概況

(二) 育成費の基金表

郡別	預託頭數	育成し賣却處分せるもの 頭數	育成し賣却處分せるもの 率	斃死したるもの 頭數	斃死したるもの 率
瑞穗洪扶					
計	1,007	九七一	九六・一%	一〇	一・〇%
山城餘	三〇〇	二九七	九九・〇	三	一・〇
山城郡	三五三	三五一	九九・四	二	〇・五
郡	二〇〇	一九八	九九・〇	二	一・〇
郡	三五二	三四八	九八・六%	四	一・三%

備考 斃死頭數欄中、括弧内は救濟金を交付したる頭數とす

(ハ) 賣拂郡別預託繁收支一覽表

郡別	預託頭數	斃死頭數	賣却頭數	原價購入價格	處分による收得金額 賣却金	處分による收得金額 救濟金	處分による收得金額 計	差引益金	一頭平均 處分價格	一頭平均 原價	一頭平均 差引益金	一頭平均 償却率
瑞穗洪扶												
計	一、〇〇七	(八)(三)(一)(一)	一〇三		一三〇七	四	一三一三	五六五・八	四九・〇〇	四八・三	一・八	九割七分
山城餘	三〇〇	三	二九七	九〇・〇〇	一三〇七	四	一三一三	五六五・八	四九・〇〇	四八・三	一・八	九割七分
山城郡	三五三	一	三五二	九〇・〇〇	一三〇七	四	一三一三	五六五・八	四九・〇〇	四八・三	一・八	九割七分
郡	二〇〇	一	一九八	九〇・〇〇	一三〇七	四	一三一三	五六五・八	四九・〇〇	四八・三	一・八	九割七分
郡	三五二	三	三四八	九〇・〇〇	一三〇七	四	一三一三	五六五・八	四九・〇〇	四八・三	一・八	九割七分

預託積處分に依り得たる收得金より原價を控除したる差益金に就ては規約に基き夫々左記の如く處分せられたり

郡別	會社より會へ寄附金	會社の收得 內譯概要	合計金
	飼育料	投資額に對する利息 / 營業諸費 / その他 / 計	
瑞穗洪扶			
計	一七六、四三五	一四九、一三六 / 四四、六四五 / 一〇、八六一 / 一七六、四三	五六五、八
山城餘	一〇五、六九一	一〇五、六九一 / 三一、七〇七 / 五、七一〇 / 一四二、〇三	三六〇、〇〇
山城郡	五四、四三五	四六、四四〇 / 一三、九三二 / 一、一五七 / 六一、五二九	一九六、〇〇
郡	四五、二六一	三八、三六〇 / 一一、五〇八 / 九七四 / 五一、八四二	一六五、〇〇
郡	二六、四八五	二二、四八〇 / 六、七三四 / 五六九 / 二九、七八三	九五、四八

一、飼育者に對する飼育料交付金　　三、四九〇・六九圓

最　　高　　三六・一〇

最　　低　　二・四〇

平　　均　　一四・〇七

扶餘郡預託犢個體別收支表

預託番號	性別	預託期間	購入元價	賣却 年月日	賣却 價格	差引益金	飼育者交付金	摘要
扶 第一號	牡	一八月	一五・〇〇	九年 八、五	四三・〇〇	二八・〇〇	一六・八〇	預託犢一五一頭あるも大差なきを以て省略す
第二號	牡	一九	二〇・〇〇	九、七	四六・〇〇	二六・〇〇	一五・六〇	
第三號	牝	一九	一八・〇〇	八、一五	五六・〇〇	三八・〇〇	二二・八〇	
第四號	牝	一六	二六・五〇	六、七	五三・〇〇	二六・五〇	一五・九〇	
第五號	牡	一四	二一・〇〇	一二、一四	四〇・〇〇	一九・〇〇	一一・四〇	
第六號	牝	一七	一七・〇〇	八、一四	五五・〇〇	三八・〇〇	二二・八〇	
第七號	牡	一七	三〇・〇〇	八、九	六五・〇〇	三五・〇〇	二一・〇〇	
第八號	牡	一三	二七・〇〇	一二、三〇	六〇・〇〇	三三・〇〇	一九・八〇	
第九號	牝	一三	二七・〇〇	一二、二五	四八・〇〇	二一・〇〇	一二・六〇	
第一〇號	牡	一六	二六・〇〇	六、三	五一・〇〇	二五・〇〇	一五・〇〇	
第一一號	牡	一七	二五・〇〇	八、六	六五・〇〇	四〇・〇〇	二四・〇〇	
第一二號	牡	一七	一三・〇〇	一二、三〇	三九・〇〇	二六・〇〇	一五・六〇	

洪城郡預託犢收支

一、預託頭數　　二〇頭　　五、〇七八・五〇圓

一、斃死頭數　　一　　一七・〇〇

一、賣却頭數　　一九　　九、〇二一・〇〇

一、差引益金　　三、九四二・五〇

	最高	最低	平均
一、一頭當賣價	七五・〇〇圓	一六・〇〇圓	四五・三〇圓
一、一頭購入元價	三〇・〇〇	一四・〇〇	二五・三九
一、一頭差引益金	五五・〇〇	二・〇〇	一九・九一

一、飼育料交付金　　二、三八六・二〇

最　高　　三三・〇〇

最　低　　一・二〇

平　均　　一一・九九

洪城郡預託犢個體別收支表

預託番號	性別	預託期間	購入元價	賣却 年月日	賣却 價格	差引益金	飼育者交付金	摘要
洪 第一號	牡	二〇月	二一・〇〇	九年 八、三	一八・〇〇	―	(三)	一、第一號は飼養管理不良の爲三圓缺損
第二號	牡	一八	二〇・〇〇	六、二三	四〇・〇〇	二〇・〇〇	一二・〇〇	一、預託數二〇頭內三頭管理不良の爲缺損二頭骨折の爲缺損
第三號	牡	一四	二三・〇〇	一一、一七	四〇・〇〇	一七・〇〇	一〇・二〇	
第四號	牡	一九	二五・〇〇	八、二五	六〇・〇〇	三五・〇〇	二一・〇〇	

禮山郡預託牸牛收支表

第一決定案	第一一一號	第一一〇號	第一〇九號	第一〇八號	第一〇七號	第一〇六號	第一〇五號
牡牝別	牡	牡	牝	牝	牡	牝	牝
預託期間	元月二三日	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
購入元價	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇
賣却 月日	九年八月三日	一一、二六	一一、二八	一一、二九	一一、三〇	一二、一	一二、二
賣却 價格	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇
差引益金	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇
同胥者家付金	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇
摘要							

瑞山郡預託犢收支表

一、預託頭數 三〇頭

二、死亡頭數 三頭

三、賣却頭數 二七頭

四、賣却金額 七、四三五·五〇圓

五、賣却平均價格 二七一·〇〇圓

六、購入元價 九、〇〇〇·〇〇圓

七、差引益金 一、四三五·五〇圓

八、同胥者家付金 一四三·五〇圓

禮山郡預託犢個體別收支表

第一決定案	第一一一號	第一一〇號	第一〇九號	第一〇八號	第一〇七號	第一〇六號	第一〇五號	第一〇四號	第一〇三號	第一〇二號	第一〇一號
預託番號											
性別	牡	牡	牝	牝	牡	牝	牝	牝	牝	牡	牡
預託期間											
購入元價	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇	三〇〇·〇〇
賣却 月日	九年八月三日	一一、二六	一一、二八	一一、二九	一一、三〇	一二、一	一二、二	一二、三	一二、四	一二、五	一二、六
賣却 價格	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇	三五〇·〇〇
差引益金	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇	五〇·〇〇
同胥者家付金	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇	一七·五〇
摘要											

一、賣却頭數	二九七		一四、三三四・〇〇
一、差引益金			六、八九八・七〇
一、一頭當賣却價格	最高 八〇・〇〇圓	最低 一五・〇〇圓	平均 四八・二〇圓
一、一頭購入元價	三〇・〇〇	一六・〇〇	二四・五九
一、一頭差引益金	四四・〇〇	三・〇〇	二三・四一
一、飼育料交付金			
最高		二六・四〇圓	
最低		一・八〇	
平均		一三・八八	

瑞山郡預託犢收支表

一、預託頭數	三〇〇頭		七、四三五・五〇圓
一、斃死頭數	三		七一・〇〇
一、賣却頭數	二九七		一四、三三四・〇〇
一、差引益金			六、八九八・七〇
一、一頭當賣却價格	最高 八〇・〇〇圓	最低 一五・〇〇圓	平均 四八・二〇圓
一、一頭購入元價	三〇・〇〇	一六・〇〇	二四・五九
一、一頭差引益金	四四・〇〇	三・〇〇	二三・四一
一、飼育料交付金			
最高		二六・四〇圓	
最低		一・八〇	
平均		一三・八八	

瑞山郡預託犢個體別收支表

預託番號	性別	預託期間	購入元價	賣却 月日	賣却 價格	差引益金	飼育者交付金	摘要
第一號	牝	一六箇月	一八・〇〇	九年月日 五、五	四〇・〇〇	二二・〇〇	一三・二〇	
第二號	牝	一三	二三・〇〇	二、五	四八・〇〇	二五・〇〇	一五・〇〇	
第三號	牝	二〇	二五・〇〇	九、一〇	六五・〇〇	四〇・〇〇	二四・〇〇	
第四號	牝	一三	三〇・〇〇	二、三	四三・〇〇	一三・〇〇	六・五〇	
第五號	牝	一九	二五・〇〇	九、二一	五八・〇〇	三三・〇〇	一九・八〇	
第六號	牝	一八	二三・〇〇	七、八	五〇・〇〇	二七・〇〇	一六・二〇	
第七號	牡	一三	三〇・〇〇	一、三一	五六・〇〇	二六・〇〇	一五・六〇	
第八號	牡	一一	三〇・〇〇	一、二六	五三・〇〇	二三・〇〇	一三・八〇	
第九號	牡	一三	二六・〇〇	一、二六	五二・〇〇	二六・〇〇	一五・六〇	
第一〇號	牡	一五	二五・〇〇	四、八	四五・〇〇	二〇・〇〇	一二・〇〇	
第一一號	牡	一三	三〇・〇〇	一、三一	六五・〇〇	三五・〇〇	二一・〇〇	
第一二號	牝	一三	三〇・〇〇	二、五	六〇・〇〇	三〇・〇〇	一八・〇〇	

（四）京畿道農會に於ける預託事業成績概況

京畿道農會に於ても特殊産業低利資金其の他に依り、購牛資金の貸付並畜牛の預託事業を實施しつゝあり之が事業成績につき同農會に於て聽取したる概況左の如し

一、貸付現在概況

昭和九年度末現在預託並貸付狀況左表の如し

預託並貸付現在數（昭和九年末）京畿道農會

區分	牛種別	預託別	性別	繰越前年より	增			減				現在數	
					預託貸付	其他	計	讓渡數	賣却數	斃死數	計	此牡別	合計
貸付預託	牡牛	貸付預託	牡	一三二	二三	一八	四一	一六	一三	一四	四三	一三九	二五六
			牝	一三五	二三	一三	三五	一六	一三	一一	四〇	一三〇	
	牝牛		牡	二五五	三三	一三	四六	二一	三五	二六	七二	二〇九	四六四
			牝	二五七	三三	一三	四六	二一	三五	二六	七二	二五五	
預託	牡牛		牡	一三九	二三	一八	四一	一六	一三	一四	四三	一三九	二五六
			牝	一三五	二三	一三	三五	一六	一三	一一	四〇	一三〇	
	牝牛		牡	二五五	三三	一三	四六	二一	三五	二六	七二	二〇九	四六四
			牝	二五七	三三	一三	四六	二一	三五	二六	七二	二五五	
合計				一〇九六	一三〇	七二	二〇二	八四	一〇一	八一	二六六	一〇一九	一〇一九

二、預託事業實施成績

（イ）資金の借入及償還狀況（昭和七年九月末調）

借入年次	借入金額	利率	償還 元金	償還 利子	償還 計	未償還 元金	未償還 利子	未償還 計
小計 昭和六年度	三七、一〇〇	同七分五厘	三七、一〇〇・〇〇	一、九七八	三九、〇七八			
小計 昭和五年度	三五、一〇〇	同七分五厘	三四、三八五	一、八四〇	三六、二二五	一、七一五	一〇〇	一、八一五
小計 同四年度	四五、〇〇〇	同七分五厘	四五、〇〇〇・〇〇	二、四一八	四七、四一八			
同同三年度	一〇、〇〇〇	同七分五厘	一〇、〇〇〇・〇〇	五三五	一〇、五三五			
昭和二年度	三〇、〇〇〇	同七分五厘	三〇、〇〇〇・〇〇	一、六〇五	三一、六〇五			
合計	一二七、一〇〇		一二六、四〇五・〇〇	六、七四六	一三三、一五一	一、七一五	一〇〇	一、八一五

（ロ）資金の貸付及回收狀況

年次＼區分	貸付金額	貸付利率	貸付口數	回收濟額 口數	回收濟額 元金	回收濟額 利子	回收濟額 計	未回收 口數	未回收 元金	未回收 利子	未回收額 計
同昭和三年度	三七、〇〇〇	九分三厘	五七	三七、〇〇〇	一、九七八	三九、九七八	一	一			
同九年度	三五、一〇〇	同	五五	三四、三八五	一、八四〇	三六、二二五	一	一			
同四年度	四五、〇〇〇	同	七四	四五、〇〇〇・〇〇	二、四一八	四七、四一八	一	一			
同同三年度	一〇、〇〇〇	同	二一	一〇、〇〇〇・〇〇	五三五	一〇、五三五	一	一			
同二年度	三〇、〇〇〇	同	六一	三〇、〇〇〇・〇〇	一、六〇五	三一、六〇五	一	一			
合計	一二七、一〇〇		一六六	一二六、四〇五・〇〇	六、七四六	一三三、一五一	四	四	一、七一五	一〇〇	一、八一五

（ハ）同上事業成績

年度	口数	貸入金額	回収すべき金額	回収済額	支拂済額	差引	回収し得ざりし額	回収不能額
昭和三年度	一	一〇〇、〇〇〇	一〇、一五六	四、八四九、五	四、四三六、三	一、〇五〇、一	三、二一一、六	五、一
同四年度	一一	一〇、一一	一〇、三六一	一、五四五、〇	一、三五八、八	一八六、一	一、〇二〇、一一	一、四二五、一
同五年度	一一	一〇、三六一	一〇、三六一	一、五四五、〇	一、三五八、八	一八六、一	一、〇二〇、一一	一、四二五、一
小計	三	三三、九三六	三三、九三六	七、九六五、五	七、六五九、七	一、四三六、一	五、二三二、八	七、四六五、一
合計	三	三三、九三六	三三、九三六	七、九六五、五	七、六五九、七	一、四三六、一	五、二三二、八	七、四六五、一

（ニ）資金融通に依る損益状況

年度	回収不能缺損額 口数	回収不能缺損額 金額	斃死 頭数	斃死 金額	賣却 頭数	賣却 金額	融通に依る利得額	損益額
昭和三年度	一	一〇、一一	一	一〇、一一	四	一〇、一一	一一、三五	一、〇六〇
同四年度	一一	一〇、三六一	六	一〇、三六一	一	一〇、一一	八三、八五	一、四二四
同五年度	一一	一〇、三六一	六	一〇、三六一	四	一〇、一一	一、五四五、〇	一、三五八、八
小計	三	三三、九三六	一三	三三、九三六	九	三三、三三	一、三三九、五	四、四一四、一
合計	三	三三、九三六	一三	三三、九三六	九	三三、三三	一、三三九、五	四、四一四、一

備考　融通に依る利得額は殖銀又は東拓より貸入を爲し其の貸付前に收得したる預金利子收入額と貸付後の利子回收額を合算したる額より、殖銀又は東拓に對し償還したる利子を差引きたる額とす

三、京畿道に於ける賣牛預託事業一般情勢

京畿道に於ける預託牛と所有牛とを比較對照するに次表の如くにして朝鮮預託事業の如何に旺に行はれつゝあるかを肯し得らるべし

預託牛頭數年次表

年次	預託牛頭數	所有牛總頭數
大正十三年	三八、〇二二	六三、五二七
同十四年	四三、七七五	六二、六六五
同昭和元年	四七、四四六	五八、四八七
同二年	五三、五七六	五四、六七八
同三年	六〇、一四九	五五、四九八
同四年	六二、四六四	六六、三三一

註、預託牛は民間、農會並其の他に於て預託又は貸付せるもの、全數なり
所有牛は畜主自ら個養管理せるものなり

同　八年　五八、二三五
同　九年　五四、〇一六

四、京畿道農會畜牛預託規程

第一條　本會ハ畜牛ノ改良增殖ヲ圖ル目的ヲ以テ候補種牡牛、成牝牛又ハ犢ノ預託ヲ行フ　六九、九六五

第二條　本規定中成牝牛ト稱スルハ生後二十四箇月以上犢ト稱スルハ生後二十四箇月未滿ノモノヲ謂フ　七六、二四九

第三條　本規程ニ依ル畜牛ノ預託ハ本會ニ於テ受託者ヲ調査シ適當ト認メタルモノニ之ヲ預託ス　一二八、二〇〇

第四條　畜牛ノ預託ヲ受ケタルモノハ五日以內ニ保證人連署ヲ以テ第一號樣式ニ依ル請書ヲ本會ニ差出スヘシ　一三〇、二六五

第五條　畜牛ノ預託期間ハ候補種牡牛ハ一年六箇月成牝牛ハ四年、犢ハ二年トス

前項ノ預託期間ハ兩者協議ノ上伸縮スルコトヲ得

第六條　候補種牡牛ノ受託者ニハ解約後飼養料ヲ支給ス

飼養料ハ飼養期間及飼養管理ノ狀況ニ依リ之ヲ定ム但シ支給額ハ飼養一箇月ニ付參圓ヲ越ユルコトヲ得ス

第七條　成牝牛預託中ノ產犢ハ生後五箇月目之ヲ評價シ評價格ノ五割ヲ受託者ニ支給ス

第八條　犢ノ預託ニ付テハ預託期間滿了シタルトキ之ヲ賣却シ賣却價額ヨリ購入元價又ハ預託當時ニ於ケル評價ヲ差引キタル殘額ノ六割ヲ育成料トシテ受託者ニ支給ス

第九條　犢ノ評價ハ本會ニ於テ之ヲ決定シ評價ノ決定ニ對シテハ受託者ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十條　本規程ニ依ル預託牛ニハ預託ノ際左角又ハ前肢左蹄ニ第二號樣式ノ烙印ヲ施シ賣却ノ場合ハ之ヲ抹消スルモノトス

第十一條　畜牛ノ賣却又ハ返納ニ要スル牽付費ハ受託者ノ負擔トス但シ特ニ長距離ト認ムル牽付ニ對シテハ之ニ要スル經費ノ一部ヲ本會ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

第十二條　受託者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、候補種牡牛ハ種付ニ供用スヘカラス

二、牝犢ニ種付セシムヘカラス

三、預託ヲ受ケタル畜牛ハ常ニ衞生ニ注意シ本會ノ指示ニ遵ヒ懇切ニ之ヲ飼養管理スヘシ

四、盜難、逃走、斃死、廢疾又ハ疾病ニ罹リタルトキハ遲滯ナク本會ニ申告シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

五、成牝牛分娩シタルトキハ性別及生年月日ヲ本會ニ申告スヘシ

六、預託牛ハ本會ノ承認ヲ受クルニ非サレハ返納轉託又ハ其ノ飼養スル場所ヲ變更スルコトヲ得ス

第十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ預託ヲ解除シ事情ニ依リ相當額ノ賠償ヲ命スルコトアルヘシ

一、第十二條ノ各號ニ違背シ又ハ本會ノ指示ニ從ハサルトキ

二、故意、怠慢又ハ過失ニ因リ盜難、逃走、斃死、廢疾又ハ疾病ニ罹リタルトキ

第十四條　預託牛ノ返還及損害ノ賠償ヲ命スヘキ原因其ノ他審議決定ハ本會ノ認定ニ依ル

前項ノ認定ニ對シテハ受託者ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十五條　本會ハ預託牛ニ付飼養管理ノ狀況ヲ調査シ優良ト認ムルモノニ對シテハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

附則

第十六條　本規程ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ本規程施行前ニ預託シタル畜牛ニ在リテハ預託期間滿了スル迄元京畿道畜産同業組合聯合會畜牛預託規程ヲ適用ス

第一號樣式

何々牛受託請書

一、何々牛壹頭　此ノ價額何圓

毛色	生年	體高	特徴	購入價額	受託期間
	年生	米		圓	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日

右何々牛飼養致候ニ付テハ貴會畜牛預託規程等堅ク遵守スヘキハ勿論貴會ノ御指示ハ必ス實行致スヘク若不都合ノ行爲アルトキハ保證人連帶ヲ以テ其ノ責ニ任スヘク候條此段請書提出候

年　月　日

受託者　住所　氏名　何　某㊞

保證人　住所　氏名　何　某㊞

保證人　住所　氏名　何　某㊞

京畿道農會長殿

第二號樣式

洛　印（京の）　直徑七分

氏名　何　某㊞

第二決定案

第一條　本組合ハ農事改良上耕牛ノ充實ヲ圖ル目的ヲ以テ本規程ニ依リ組合員ニ耕牛ヲ貸付ス

第二條　耕牛ノ貸付ハ左ノ各號ニ該當シ本組合ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

一、本組合ノ區域内ニ居住シ農業ヲ營ミ耕牛ヲ繼續的飼養ト見込確實ナル者

二、身元確實ニシテ二名以上ノ保證人ヲ有スル者

第三條　耕牛ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ保證人二名ヲ定メ第一號樣式ノ耕牛貸付額（面經由）ヲ本組合長ニ提出スヘシ

但シ保證人ハ相互保證又ハ一名ニテ數名ノ保證ヲ爲スコトヲ得ス

第四條　耕牛ノ貸付ヲ受ケタルトキハ第二號樣式ノ耕牛借受契約書ニ印鑑證明書ヲ添附シ本組合長ニ提出スヘシ

第五條　耕牛ノ借受人ハ契約ニ基キ期間ヲ定メ代償金ヲ納入スヘシ但シ繰上ケ納入ヲ爲スコトヲ得

第六條　代償金ヲ期限内ニ納入セサルトキハ第二號樣式ノ耕牛借受契約書ニ印鑑證明書ヲ添附シ本組合長ニ提出スヘシ

第七條　代償金ヲ完納シタルトキハ耕牛ハ之ヲ借受人ニ讓渡ス

第八條　耕牛ノ貸付契約期間中ニ生産シタル犢ハ之ヲ借受人ニ讓渡ス

第九條　耕牛ノ貸付又ハ返納ニ要スル費用及借受後契約解除ニ至ル迄ノ間ニ於ケル飼養管理ニ必要ナル一切ノ經費ハ借受人ノ負擔トス

第十條　借受人ハ自己ノ都合ニ依リ耕牛貸付期限中耕牛ニ關スル權利義務ヲ他人ニ讓渡シ又ハ本組合ニ返納スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ組合長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ニ依リ返納シタルトキハ既納代償金中ヨリ返納ニ依ル損害額ヲ控除シ其ノ殘額ヲ還付ス

前項ノ損害額ハ本組合ノ認定ニ依リ借受人ハ之ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十一條　借受人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、耕牛ハ本組合ノ指示ニ從ヒ管理スヘシ

二、借受人ハ牝犢ニ在リテハ蕃殖時期ニ達シタルトキ成牝牛ニ在リテハ貸付當初ヨリ本組合ノ指定シタル種牡牛ニ種付スヘシ

三、耕牛ハ質權又ハ低當權ノ設定ヲ爲スコトヲ得ス

四、耕牛傷廢疾病ニ罹リ又ハ斃死亡失等ノ事實アリタルトキハ直ニ組合長ニ屆出ツヘシ

五、耕牛飼養地ヲ變更セシメントスルトキハ組合長ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貸付耕牛ノ返納ヲ命シ若ハ損害ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

一、本規定ニ違背シ又ハ組合ノ指示ニ從ハサルトキ

二、代償金完納ノ見込ナシト認メタルトキ

前項ニ依リ貸付契約ヲ解除シタルトキハ既納代償金ハ之ヲ返還セサルコトアルヘシ

第十三條　耕牛ノ貸付契約期間中廢疾斃死若ハ亡失ニ因テ生シタル損害ハ之ヲ賠償セシム但シ天災地變ニ因ル損害ハ此ノ限ニ在ラス前項賠償額ハ組合長ノ認定スル所ニ依ル

附則

本規定ハ昭和五年六月一日ヨリ施行ス

（第一號樣式）　耕牛貸付願

一、耕牛頭牝（牡）

右貴組合ノ耕牛貸付規定ニ依リ貸付相受度ニ付テハ保證人二名ヲ定メ申請ス

昭和　年　月　日

借受人　郡　面　里　番地　何　某㊞

保證人　郡　面　里　番地　何　某㊞

保證人　郡　面　里　番地　何　某㊞

漣川郡畜產同業組合長殿

（第二號樣式）　耕牛借受契約書

一、耕牛頭

號名	性	毛色	年齡	體高	特徵	產地	價額	摘要

二、貸付　年　月　日

三、期間借受ノ日ヨリ代償金完納ノ日ニ至ル

四、代償金及其ノ納付ノ方法　代償金ハ何圓トシ其ノ納入方法ヲ左記年賦ノ均等償還表ニ依ル

記　三箇年均等償還

年次	期	償還内譯			
		利子	元金	計	備考
貸付年	置				
第一年	第一期	圓	圓	圓	
第二年	第二期				
第三年	第三期				
	第四期				
	第五期				
	第六期				

五、契約事項

（一）借受人何某ハ漣川郡畜産同業組合耕牛貸付規程ヲ遵守ス

（二）保證人ハ本契約ノ履行及損害ノ賠償ニ付何某ト連帶シテ其ノ責ニ任ス

（三）漣川郡畜産同業組合耕牛貸付規程又ハ本契約ニ付疑議アルトキ組合長ノ決スル所ニ依ル

右後日ノ爲保證人連帶ヲ以テ契約書提出ス

昭和　年　月　日

借受人　郡　面　里　番地　何　某㊞

連帶保證人　郡　面　里　番地　何　某㊞

連帶保證人　郡　面　里　番地　何　某㊞

漣川郡畜産同業組合長殿

（五）京畿道金融組合購牛低利資金貸付概況

各道に於ける金融組合は特殊産業低利資金に依り養牛契組合員に對し購牛貸付の貸付事業を實施しつゝあり京畿道金融組合に於ける事業の概況を示せば次の如し

一、資金貸付要領

一、低利購牛資金の貸付は契組織に依る契員に對する現物貸付に限ること

二、資金貸付利息は保證貸付七分九厘擔保貸付六分九厘とす

三、畜牛の購入及飼養管理は郡又は郡農會の指導斡旋によること

四、牛の賣却直換又は交換を爲さむとするときは金融組合の受認を受くること

五、牛疾病に罹り又は斃死若は亡失したるときは直に金融組合又は郡農會に屆出で其の指揮を受くること

六、郡農會に於て本資金の斡旋を爲さんとするときは其の開始の時期及方法を添へ申出づること

七、郡農會に於て本資金を利用せむとするときは方針竝計畫の內容を明記し申出づること

貸付事業の成績次表の如し

二、購牛資金貸付事業成績（八年末）

年次＼區分	資金種類	貸付利率	貸付口數	貸付金額	利鞘	回收濟額 回收濟額	回收濟額 未回收額	回收濟額 缺損見込額	摘要
昭和三年	假利資金	一割	七三一	三一、七〇〇	三分四厘	三一、七〇〇	—	—	未回收額は期限經過未回收額にして實際に於ては回收（大半）濟
同四年		同	三四八	二六、三六七	同	二六、一五六	二一一	—	
同		九分	六九六	五二、七三四	二分四厘	五二、二五三	四八〇	—	
同五年		同	一、一八二	七〇、八三六	同	六九、六九六	一、一四〇	八〇	
同		八分五厘	一、二四五	七九、八三三	同	七八、八七七	九六五	—	
同六年		同	八、二六五	三一二、六六七	同	三〇七、八〇〇	四、八六七	—	
同七年		同	八、六〇七	三三三、〇四九	同	六四、一五八	八、一五五	—	
同		七分九厘	二、二五二	八八、四九七	同	—	—	—	
同八年		同	四、五四八	一七一、二四三	同	—	—	—	
計			二七、八七四	一、一五五、九二六		六三〇、六四〇	一五、八一〇	—	

一二、滿洲に於ける家畜預託事業概況

（家畜預託事業資料其の二）

昭和十一年三月

內容

概說

實施例（一）

蒙古牛預託事業（滿鐵農務課）

實施例（二）

牛羊豚預託事業（鐵路總局附業課）

畜牛貸付實施計畫案（同　　）

實施例（三）

改良豚預託事業（旅順農會）

現在滿洲に於て公共的或は半公共的施設として預託事業を經營せるものは、小規模ではあるが滿鐵農務課が興安南省に於て擧行しつゝある蒙古牛預託事業及鐵路總局に依る其の路局沿線愛護村農民を目的とする羊豚預託事業及關東州に於ける豚預託事業位のもので、其の他蒙政部等各方面に於て計畫中のものはあるが未だ實施に至らない。之等に就き其の輪廓を略記すれば左の如くである

概說

滿洲に於ける家畜預託事業は民間に於ては相當行はれて居る模樣であるが、總て個人的經營であつて且專業的に之を行ふものは極めて少く、偶甲に餘剩家畜ある際、乙に之を預託して利得を計るに過ぎない。專業的に行ふものは熱河

地方興安南西省地方の如き農牧混營地帶に於て見るものであつて、其の例少き爲め未だ之に關する調査或は文獻等皆無であつて、其の實狀を敍述する能はざるは遺憾とするが、之等は實際に表面には現はれては居ないが、農村に於ける有機的な構成の一分子として役畜の需給を緩和し、貧農の農耕を可能ならしめ農業經營上有力なる一要素となつて居ることは事實である。只滿洲に於ける農村の一般的現象として、金融部門に於けるが如く其の利率が甚だ過當であつて、三—四割或は夫れ以上に達するものもありて、さなきだに窮迫せる貧農の生活を一層甚だしからしめ、單に地主或は有產者の搾取の一手段としてのみ見ることが出來ない狀態にあるが如きは、誠に遺憾に堪へない次第である

實施例（一）

蒙古牛預託事業

一、經營者　滿鐵農務課

　擔當箇所　鄭家屯產業調査所

二、預託者　蒙古人

三、開始年度　昭和三年

四、預託地　興安南省博王旗達爾漠旗

五、預託頭數　三、〇〇〇頭　一人當四〇—五〇頭（牝牡劃）宛

六、預託契約　（要約）

1、預託牛は被預託者負擔に由り之を飼養管理增殖せしむ

2、預託牝牛の種付は預託者の指定せる種牡牛を借用し其の他の牡牛を供用することを得ず

3、預託牝牛より生產したる犢は總て預託者の所得とし其の他の生產物は被預託者の所得とす

4、生產したる犢は總て明三歲迄飼育せしむ

5、被預託者は斃死に依る生產牛皮、牛一頭に付野干草二〇—四〇梱（一梱は日本斤三—四斤）及仍豆腐一〇—一五個を預託者に納入す

6、預託成績良好なる時一年一頭の成劃又は成牝を給付することあるべし

七、事業の經過竝成績概要

本事業は昭和三年開始せる滿鐵農務課を主體とする畜牛改良預託事業及同課と大倉組華興公司共同經營に依る畜牛改良增殖事業を、昭和七年八月組織を變更し華興公司との契約を解除し總て滿鐵農務課直營とし、鄭家屯產業調査所をして擔當管理せしむるに至りたるものにして、當初の計畫は頗る廣範圍に亙り預託地域を奈曼、阿爾科爾泌、札魯特、圖什業圖、達爾漠の五旗に亙り、各旗王公又は地方官憲を介して預託することゝし、其の規模亦大にして滿蒙畜牛改良增殖てふ遠大なる抱負の下に實施せられたるものなり。其の昭和三年以降六年に至る預託頭數は左表の如し

自昭和三年
至同六年　產調竝華興公司畜牛預託頭數表

性別	產調	華興公司	計
牝	六、一四六	二、四二七	八、五七三

牡	三二一	八八	四〇九
閹	一、〇七四	二八二	一、三五六
計	七、五四一	二、七九七	一〇、三三八

開始當初匪賊の横行、惡疫の流行等種々の障害續發し事業の遂行甚だ困難なりしも、年と共に練熟し漸次良好となりつゝありしに、六年七月不幸にして事變の勃發に遇ひ、土匪の劫掠、獸疫の流行相續き且其の管理全く不可能なりし爲甚大なる損害を蒙り殆ど舊狀を存せざるに至れり。時局安定と共に殘存牛の整理集中を行ひ、目下達爾漠及博王二旗に預託中なり。爾後の成績に就ては其の全貌は未だ知る能はざるも一部のものに關する昭和九年度概況左表の如し

八、昭和九年度預託牛生産死亡表

預託地方	生産頭數	生産率	死亡數	死亡率	育成數	摘要
歐里地方	一五七	五一・九八	二九	一八・四七	一二八	年度初成牝頭數 三〇二頭
四木奎地方	一二九	三一・八五	五一	三九・五三	七八	同 四〇五
四井子地方	一五四	四一・二九	四三	二四・六八	一一	同 三七三
那力嘎地方	一四八	四五・二六	二六	一七・五七	一二三	同 三二七
合計	五八八	四一・七九	一四九	二五・三四	四三九	同 一、四〇七

九、昭和九年度預託牛蓄殖成績表（預託者二三名に付調査）

區分	年度初頭數 牝	牡	剞	計	年度末頭數 牝	牡	剞	計	增減	死亡率%	生産率
成牛	三四七	一三	七八	四三八	二九四	九	六五	三六八	(一) 七〇	一五・八九	—
四歲	二〇	三	二三	四六	一八	三	二三	四四	(一) 四	四・三五	—
三歲	四〇	一	三九	八五	三二	五	三一	六八	(一) 一八	二〇・〇〇	—
二歲	七四	八	五三	一三五	五五	七	三〇	九二	(一) 四三	三一・八三	—
一歲	—	—	—	—	七一	六八	—	一三九	(十) 一三九	一六・七七	四八・一三
計	四八一	三〇	一九三	七〇四	四七〇	九二	一四九	七一一	(十) 七	一八・三七	—

右表に依る成績は依然不良にして、其原因竝改善方法に關し目下極力探究中なるも、主として其頭數激減して現在一戸當預託成牛頭數二〇頭に足らざるに至りたる爲、蒙人の使役及搾乳過度に失するに依るに非ずやと思惟せらる

註　蒙地に於ける畜牛預託をスルガと稱し、一スルガは牝牛四〇、牡牛一、閹牛四、計四五頭を標準とす

尙右に附隨し預託者の選定、牧野の調査及管理法の指導等今後改善せらるべきもの多々あること論を俟たざるところなりと信ず

實施例（二）

牛羊豚預託事業

一、經營者　鐵路總局總務處附業課

擔當箇所　奉天、洮南、チチハル、ハルピン各路局
二、預託者　愛護村農民
三、開始年度　大同二年度
四、預託地　奉天、洮南、チチハル、ハルピン各鐵路局管内
五、預託畜及頭數

畜種	區分	預託頭數		
		大同二年度	康德元年度	同二年度	計
羊	在來種成牝	一三〇〇	一三〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇
同	メリノー及改良種成牝	五〇	一〇一	一〇〇	四五一
豚	種牡	六〇	四五	一〇〇〇	一四八五

六、預託契約（要約）
1、預託畜
牛　役肉牛として三歳以上の在來種牝牛及犢牛
　乳牛として三歳以上の牝牛及犢牛
羊　在來種二歳以上牝羊
　メリノー及改良種種牡羊
豚　バークシア種種牡豚
2、預託畜の預託、返還及飼養管理に要する費用は總て受託者の負擔とす
3、期間
成牝牛　四箇年　犢牛　二箇年
羊　一箇年（期間滿了後更に繼續するものとす）
豚　同（同）
4、條件
成牝牛期間内に生産したる犢二頭は滿一箇年飼育後納付す
犢牛期間後返納す
預託牛は契約完了後賣却若は時價に因り評價し其の價格の半額以下を受託者に交付することあるべし
在來種牝羊、毎年末斃死畜を補充し且預託畜の一〇%に當る仔羊を納付せしむ
メリノー及改良種牡羊、預託羊一頭に對し仔羊毎年一頭を納付せしむ
豚、一頭の種付に對し金二〇錢宛を年末に納付せしむ
七、事業成績　未定

畜牛貸付實施計畫案

一、貸付の目的及貸付地方

國線沿線中京圖、奉吉、京大、圖佳、朝開、奉山の各線は比較的水田多く農耕上畜牛を必要とし現在水田面積約二

〇、〇〇〇町歩に對して畜牛約五六、〇〇〇餘頭を飼養し其の數勘しとせず。然れ共其の資質甚だ粗劣にして利用價値に乏しく農耕上將た肉畜資源涵養上將來之が改良の要切なるものあるのみならず、上記沿線全般的に見て愛護村數約九七五村、耕地面積約一、一〇〇、〇〇〇町歩、勞役數約一八五、〇〇〇頭、卽ち耕地六町歩に對して一頭の割に過ぎず。農耕勞役上の見地よりするも少くとも現在の二倍卽ち耕地三町歩に對し一頭の割合迄增殖の必要あり上述の現況に鑑み總局は畜牛の改良增殖促進助成の目的を以て最必要と認むる間島地方より着手し漸次他線に及ぼさんとするものなり

二、本年度の實施

（イ）貸付豫定　二〇〇頭

（ロ）貸付地域　吉林局管內、京圖、朝開、沿線愛護村

五箇年間の耕牛貸付收支概想

支出

貸付牛購入資金	（一、〇〇〇頭分）	八〇、〇〇〇圓
產犢奬勵金	（一、七〇〇頭分）	二五、五〇〇
貸付犢飼養料	（一、五六七頭分）	三五、七九二
資金利息	（五箇年延　二四〇、〇〇〇圓）	一八、〇〇〇
計		一五九、二九二

收入

貸付牛評價	（六年度末）　八五四頭分	八四、九一〇圓
產犢評價	（六年度末）一、四二一頭分	六五、八五〇
育成牛（牡）賣却收入	一四六頭分	一二、六六〇圓
計		一六三、四二〇
差引益		四、一二八

（八）貸付牛の購入

一、朝鮮及間島地方に於て購入

二、單　價　一頭平均約八〇圓の豫定

三、購入方法　農會其の他團體に依囑購入の豫定

三、貸付方法竝條件

愛護村內に於て適當なる借受人を選定し滿三箇年間の期限を附して貸付し其の間に分娩せる犢は生後六箇月目に於て納付せしめ評價して其の半額を借受人に交付するものとす

尙前記納付犢は更に之を滿三歲迄貸付し此の時評價して其の十分の六に相當する額を借受人に交付するものとす

本件に關しては別に「總局畜牛貸付規程」を制定するものにして同規程は別途決裁を仰ぐ豫定なり

四、間島地方の現狀と本事業

間島地方全般より見る場合畜牛は農家一戶に對して〇・五九頭に過ぎず將來之が增殖奬勵の餘地甚だ多く、又本年度實施せんとする圖們、延吉、龍井、明月溝各愛護村に於ても畜牛數は農家戶一當り僅かに〇・四九頭にして畜牛飼養を希望する者多く本貸付牛の借受希望者亦多し

五、本事業の效果

（イ）畜牛の改良增殖に依り肉牛資源を涵養す

（ロ）總局は貸付に依り年々畜牛數の增加を計ることを得。即ち毎年二〇〇頭宛貸付する計算に於て五箇年後には一、〇〇〇頭の貸付牛が二、四二一頭（此の價格一六三、四二〇圓）に增加し收支計算に於て四千餘圓の益となる（別表參照）

（ハ）貸付牛借受人即ち愛護村農家は三箇年間貸付牛を無料にて使役し其の上貸付牛一頭に付約七五圓の利益を收むる計算となる（別表參照）

六、貸付牛購入費支辨科目

康德二年度流動資產勘定

註　康德二年度より向ふ五箇年間毎年二〇〇頭宛貸付する場合の收支計算にして五箇年間に一、〇〇〇頭の貸付牛を二、四二一頭に增殖し收支に於て前記の如き益となり尙且農家に對して別表の如き利益を賦與し得るものとす

附表目錄（收支計算基礎）

イ、貸付牛購入資金計算
ロ、五箇年後に於ける貸付牛評價
附表（各年度末年齡別頭數）
同　（貸付牛斃死豫想表）
ハ、犢生產豫想表
附表（各年度末年齡別頭數）
ニ、五箇年後に於ける產犢評價
ホ、產犢獎勵交付金計算
ヘ、貸付犢飼養料計算
ト、資金利息
チ、育成牡犢賣却收入

イ、貸付牛購入資金計算

年度別	貸付頭數	貸付牛買付單價	所要資金
康德二年度	二〇〇	八〇圓	一六、〇〇〇圓
同三年度	二〇〇	八〇	一六、〇〇〇
同四年度	二〇〇	八〇	一六、〇〇〇
同五年度	二〇〇	八〇	一六、〇〇〇
同六年度	二〇〇	八〇	一六、〇〇〇
計	一、〇〇〇	四〇〇	八〇、〇〇〇

備考　年齡滿三歲程度の牝にして毎年八、九月の最安價なる時期を選び間島地方に於て購入するものとす

ロ、五箇年後に於ける貸付牛評價額

年齡別	頭數	單價	金額
三歲	一九〇	八〇圓	一五、二〇〇圓
四歲	一八一	一〇〇	一八、一〇〇
五歲	一七一	一一〇	一八、八一〇
六歲	一六〇	一一〇	一七、六〇〇
七歲	一五二	一〇〇	一五、二〇〇

計	八五四	—	八四、九一〇

備考　康德六年度末貸付牛數附表參照のこと

附表　各年度末年齡別頭數

年度別	年度末殘牛內譯 三歲牛	四歲牛	五歲牛	六歲牛	七歲牛	計
康德二年度	一九〇	—	—	—	—	一九〇
同三年度	一九〇	一八一	—	—	—	三七一
同四年度	一九〇	一八一	一七一	—	—	五四二
同五年度	一九〇	一八一	一七一	一六〇	—	七〇二
同六年度	一九〇	一八一	一七一	一六〇	一五二	八五四

評價標準

三歲	八〇圓
四歲	一〇〇
五歲	一一〇
六歲	一一〇
七歲	一〇〇

貸付牛斃死豫想表

年度別	貸付頭數	同上累計	斃死率	斃死頭數	年度末殘頭數
康德二年度	二〇〇	二〇〇	五%	一〇	一九〇
康德三年度	二〇〇	四〇〇	五%	一九	三七一
同四年度	二〇〇	六〇〇	五	二九	五四二
同五年度	二〇〇	八〇〇	五	四〇	七〇二
同六年度	二〇〇	一、〇〇〇	五	四八	八五四
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五	一四六	八五四

備考　隣接朝鮮に於ける斃死率は約二%なるも間島地方は獸疫常在地なるを以て五%とせり

八、犢生產豫想表

年度別	母牛數	生產率	生產數	斃死率（生後六月間）	斃死數	年度末殘頭數
康德二年度	一九〇	七〇%	一三五	七%	九	一二四
同三年度	三七一	七〇	二六〇	七	二七	三五七
同四年度	五四二	七〇	三七九	七	五二	六八四
同五年度	七五四（七〇二）	七〇	五二八	七	八五	一、一二七
同六年度	一、〇〇二（八五四）	七〇	七〇一	七	一二八	一、七〇〇
計	二、八五九	—	二、〇〇一	—	三〇一	一、七〇〇

備考　母牛數に於て五年度七五四頭中には犢成長に依る母牛五二頭を含む。同六年度一、〇〇二頭中に一四八頭を含む

附表　各年度末年齢別頭數

年度別	年度末	年度末犢頭數內譯				
	當歳	二歳	三歳	四歳	五歳	計
康德二年度	一二四	—	—	—	—	一二四
同三年度	二三三	一二五	—	—	—	三四八
同四年度	三二七	二一七	一〇九	—	—	六五三
同五年度	四四三	三〇四	二〇六	牡五二 牝五二	—	一、〇五七
同六年度	五七三	四一二	二八八	牡九七 牝九八	牡四九 牝五〇	一、五六七
計	一、七〇〇	—	—	—	—	—

備考　當歳より二歳迄の斃死率は七%
三歳以上は五%として毎年度末の年齢別頭數を算出せり

ニ、五箇年後に於ける產犢評價

年齢別	頭數	單價	金額	備考
當歳	五七三	三〇	一七、一九〇	(牝、牡)
二歳(一)	四一二	四五	一八、五四〇	(同　)
三歳(二)	二八八	六〇	一七、二八〇	(同　)
四歳(三)	九八	八〇	七、八四〇	(牝のみ)
五歳(四)	五〇	一〇〇	五、〇〇〇	(牝のみ)
計	一、四二一	—	六五、八五〇	

ホ、產犢奬勵交付金

年度別	犢納入數	交付金單價	交付金額
二年度	一二四	一五圓	一、八六〇
三年度	二三三	一五	三、四九五
四年度	三二七	一五	四、九〇五
五年度	四四三	一五	六、六四五
六年度	五七三	一五	八、五九五
計	一、七〇〇	一五	二五、五〇〇

備考　生後滿六箇月にて納入したる犢の平均評價を牡牝共に一頭三〇圓とし其の半額を借受人に交付するものとす

ヘ、貸付犢飼養料計算

年齢別	頭數	飼養料單價	交付額
當歳	五七三	—	—
二歳	四一二	二七	一一、一二四
三歳	二八八	三六	一〇、三六八

四歳	一九五	四八	八、三六〇
五歳	九九	六〇	五、九四〇
計	一、五六七		三五、七九二

ト、資金利息

年度別	購牛資金	同上累計額	年利率	利息額
康徳二年度	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	七五厘	一、二〇〇
同三年度	一六、〇〇〇	三二、〇〇〇	七五	二、四〇〇
同四年度	一六、〇〇〇	四八、〇〇〇	七五	三、六〇〇
同五年度	一六、〇〇〇	六四、〇〇〇	七五	四、八〇〇
同六年度	一六、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七五	六、〇〇〇
計	八〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七五	一八、〇〇〇

チ、育成牡犢賣却收入

年度別	賣却頭數	單價金額
二年度		
三年度		
四年度		
五年度	九七	七、七六〇
六年度	四九	四、九〇〇
計	一四六	一二、六六〇

鐵路總局畜牛貸付規程（未定案）

第一條　畜牛ノ貸付ハ別ニ定アルモノヲ除クノ外本規程ニ依ル

第二條　本規程ニ依リ畜牛ノ貸付ヲ受クヘキ者ハ左記各號ニ該當シ所管鐵路局長（單ニ鐵路局長ト稱ス以下同シ）ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

一、愛護村民ニシテ農業ヲ營ミ又ハ自家用若ハ販賣用トシテ牛乳ヲ必要トスル者

二、品行方正、性質善良ニシテ本規程ヲ遵守シ畜牛ノ改良繁殖ニ熱心ナリト認メタル者

三、畜牛ヲ飼養スルニ足ル資力ヲ有スル者

四、身元確實ナル保證人一名以上ヲ有スル者

第三條　貸付スヘキ畜牛ハ左ノ通トス

耕牛　三歳以上ノ朝鮮種又ハ在來種ノ牝牛

乳牛　二歳以上ノホルスタイン種及シンメンタール種竝其ノ雜種ノ牝牛

犢　前記耕牛又ハ乳牛ノ分娩シタル生後六箇月以上ノ犢

第四條　畜牛ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ畜牛貸付願（第一樣式）ヲ鐵路愛護村長又ハ種畜場主任ヲ經由シテ鐵路局長ニ提出スヘシ

第五條　前條ノ出願ニ因リ畜牛ヲ貸付スルトキハ鐵路局長ハ出願者ニ對シ畜牛貸付通知書(第二樣式)ヲ送付スルモノトス但シ前項ノ通知書ヲ發シタル後ト雖鐵路局長ハ通知ノ取消又ハ通知事項ノ變更ヲ爲スコトアルヘシ此ノ場合鐵路局長ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第六條　畜牛貸付通知書ヲ受ケタル者ハ畜牛借用證(第三樣式)ト引換ニ畜牛ヲ受領スヘシ

畜牛ノ授受ハ鐵路局長ノ指定スル期日及場所ニ於テ之ヲ爲ス畜牛ヲ返還スルトキ亦同シ

第七條　畜牛ノ貸付期間ハ耕牛及乳牛ニ在リテハ滿三箇年、犢ニ在リテハ耕牛犢滿二箇年半、乳牛犢滿一箇年半トス

貸付期間滿了後引續キ貸付ヲ受ケントスル者ハ期間滿了二箇月前迄ニ其ノ旨ヲ鐵路局長ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第八條　畜牛借受人ハ前條貸付期間內ニ於テ左ノ事項ヲ履行スヘシ

一、耕牛又ハ乳牛ノ借受人ハ犢二頭以上(乳牛ハ牝犢ニ限ル)ヲ生產シ之ヲ滿六箇月ニ達スル迄善良ナル飼養管理ヲ施シタル上鐵路局長ニ納付スヘシ但シ前項ニ依ル犢ヲ納付シ得サル者ハ鐵路局長ノ認ムル代犢又ハ之ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

前項ノ義務ヲ履行シタル者ニ對シテハ該納入犢ヲ時價ニ依リ評價シ其ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ交付ス

二、犢ノ借受人ハ借受期間滿了ニ至ル迄善良ナル飼養管理ヲ施シタル上鐵路局長ニ返還スヘシ

前項ノ義務ヲ履行シタル者ニ對シテハ該牛ヲ時價ニ依リ評價シ其ノ十分ノ六ニ相當スル金額ヲ交付ス

第九條　貸付畜牛ヨリ生產シタルモノハ前條ニ依ルノ外借受人ノ所得トス

第十條　借受人ハ貸付畜牛ノ飼養管理其ノ他ニ付鐵路局長ノ指示ニ從ヒ且鐵路局長ノ隨時行フヘキ飼養管理及蕃殖其ノ他ノ成績調查竝傳染病豫防注射ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條　畜牛ノ貸付、貸付期間中ニ於ケル飼養管理及返還ニ要スル費用ハ總テ借受人ノ負擔トス

第十二條　貸付畜牛ハ借受人自ラ飼養管理シ之ヲ轉貸、賣買、讓渡及入質スルコトヲ得ス借受人ニ關スル權利亦同シ

第十三條　貸付畜牛罹病、斃死及亡失其ノ他重大ナル事故アリタルトキハ直ニ應急措置ヲ講シ且遲滯ナク其ノ旨ヲ鐵路局長ニ屆出ツヘシ

第十四條　借受人又ハ出願中ノ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク本人、家族又ハ保證人ヨリ鐵路局長ニ屆出ツヘシ

一、本籍住所氏名ニ異動アリタルトキ

二、死亡、失踪又ハ住所不明トナリタルトキ

第十五條　保證人前條第一號ニ該當スルトキハ本人ヨリ第二號ニ該當スルトキハ借受人ヨリ新ニ保證人ヲ定メ連署ノ上遲滯ナク鐵路局長ニ屆出ツヘシ

第十六條　借受人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ鐵路局長ハ貸付ノ取消貸付畜牛ノ返還又ハ相當ノ賠償ヲ命スルコトアルヘシ

一、借受人第二條ノ資格ヲ失ヒタルトキ

二、借受人本規程ニ違背シ若ハ違背シタルモノト認メタルトキ

三、借受人貸付畜牛ヲ故意、怠慢若ハ重大ナル過失ニ因リ廢疾、斃死又ハ亡失セシメタルトキ

（第一號樣式）

畜牛貸付願

區別	種類	性	年齡	頭數	希望事項

貴鐵路總局畜牛貸付規程ヲ遵守シ熱心ニ飼養可致候間貸付相成度保證人連署ヲ以テ此段相願候也

康德　年　月　日

借受希望者　住所　職業
何　某㊞
生年月日

連帶保證人　住所　職業
何　某㊞
生年月日

私儀

鐵路局長殿

記

一、出願者ノ耕作（田、畑）面積

二、現在飼養家畜（牛、馬、羊、豚）頭數

（第二號樣式）

畜牛貸付通知書

區別	種類	年齡	毛色	特徵	畜牛番號	價格	貸付期間

康德　年　月　日畜牛貸付願ニ對シ右貸付可致候ニ付鐵路總局畜牛貸付規程ノ各條項御承知ノ上康德

年　月　日ニ於テ御取引相成度候也

康德　年　月　日

何　某　殿

鐵路局長

第二決定案

（第三號樣式）

畜牛借用證

區別	種類	性	年齡	毛色	特徵	畜牛番號	價格	貸付期間

右畜牛貴鐵路總局畜牛貸付規程ニ依リ御貸付相成正ニ借用仕候ニ就テハ前記規程ノ各様項固ク遵守可致萬一違背等ノコトアリタルトキハ右貸付ヲ御取消相成候モ異議無之且御損害相掛候場合ハ保證人ト連帶ヲ以テ貴局御査定ニ依ル損害賠償ノ責ニ任シ可申候也

康德　年　月　日

鐵路局長殿

借受人住所　何　某㊞

連帶保證人住所　何　某㊞

實施例（三）

改良豚預託事業

一、經營者　旅順農會

二、預託者　柏嵐子、羊頭灣、山東會養豚組合

三、開始年度　昭和八年

四、預託畜頭數　改良牝豚八十頭內外

五、預託契約（要約）

1、預託畜は被預託者負擔に出り之を飼養管理增殖せしむ

2、預託畜は必ず蕃殖に供すること

3、預託畜は農會指定以外の種牡豚に依り種付を爲すことを得ず

4、條件

初回生産せる仔豚中農會指定の牝豚二頭を滿三箇月間飼育し農會に納入す。但し納入すべき牝豚なきときは適宜農會に於て指令す

預託畜受胎分娩せざるときは肥育の上賣却又は評價額を定め其の四分の一を農會に納入すべし

六、事業成績　良好なりと謂ふ

一三、家畜預託者收支計算

（家畜預託事業關係資料其の三）

昭和十一年三月

一、家畜預託條件

各種別會社預託條件左表の如し

種別	期間	所得
牝牛預託	五箇年	期間內に生產せる明二歲仔畜及預託完了牝畜の三分の二、年賦金牛一五圓馬一九圓、預託畜は期間滿了と共に讓與、期間滿了と共に預託畜の三分の二、期間內に生產せる二歲羊預託畜は期間滿了と共に讓與、預託豚一頭に付其生產仔豚二頭
役畜預託	同	
仔畜（明二歲）預託	二箇年	
牝羊預託	四箇年	
牝豚（三、四箇月）預託	一・五箇年	

二、預託者收支

右條件に於ける預託者收支（自給による飼料費、勞役費をも計上す）

區分	期間內支出：飼料費（圓）	勞役費（圓）	裝蹄費（圓）	年賦金（圓）	斃死による損失（圓）	計（圓）	同收入：用役所得（圓）	仔畜生產所得（圓）	預託畜所得（圓）	堆肥所得（圓）	羊毛所得（圓）	計（圓）	差引利益（圓）
牝牛預託	牝牛 七八・四五 犢 七・九六	一八・〇〇	—	—	六・〇九	一一〇・五〇	八四・〇〇	七・五〇	一五・〇〇	一七・五〇	—	一二四・〇〇	一三・五〇
犢預託	一二・一四	三・六〇	—	—	一・七〇	一七・四四	—	—	一五・八三	四・五五	—	二〇・三八	二・九四
役牛（閹）預託	一二六・〇〇	一八・〇〇	—	七五・〇〇	一五・〇〇	二三四・〇〇	一六八・〇〇	—	五〇・〇〇	二六・二五	—	二四四・二五	一〇・二五
牝馬預託	牝馬 九九・九〇 駒 九・〇七	一八・〇〇	八・〇〇	—	六・七五	一四一・七二	一一〇・〇〇	七・二〇	一六・六七	二一・〇〇	—	一五四・八七	一三・一五
駒預託	一三・五九	三・六〇	—	—	一・八三	一九・〇二	—	—	一八・三三	四・五五	—	二二・八八	三・八六
役馬（騸）預託	一五五・九〇	一八・〇〇	八・〇〇	九五・〇〇	一五・〇〇	二九一・九〇	二二〇・〇〇	—	六〇・〇〇	二六・二五	—	三〇六・二五	一四・三五
牝羊預託	牝羊 五・〇四 仔羊 一・一〇	四・七六	—	—	二・八八	一三・七八	—	二・二五	七・〇〇	二・八〇	牝羊 二・四〇 仔羊 〇・六五	一五・一〇	一・三二
牝豚預託	牝豚 一九・九八 仔豚 五・七五	一〇・八〇	—	—	八・八〇	四五・三三	—	二四・〇〇	二〇・〇〇	二・八〇	—	四六・八〇	一・四七

三、同收支說明

（一）飼料費

種類	單價	區分	日量	給與日數	年給與量	金額
乾草 〆	二錢	牝牛預託 牝牛	一二・〇〇〇〆	二〇〇	二四〇〇・〇〆	四八・〇〇圓
		牝牛預託 犢	〇・三〇〇〆	一八〇	五四・〇〆	一・〇八圓
		犢預託 二歲	〇・六〇〇〆	一八〇	一〇八・〇〆	二・一六圓
		犢預託 三歲	一・〇〇〇〆	一八〇	一八〇・〇〆	三・六〇圓
		役牛預託	一〇・〇〇〇〆	三三〇	三三〇〇・〇〆	六六・〇〇圓

區分	預託期間計	年計	畜種	飼料種類	單價	穀物乾草 不用役時	穀物乾草 用役時	摘要
合計	一〇年	六四圓	牝牛	日量	一五錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	宛一頭ニ付キ飼料ヲ計上シ其ノ四〇%ヲ仔牛ノ代金トシテ見積リ仔牛ハ生後一年ニシテ死亡シ其ノ死亡率ハ一年ニ付キ一〇%ノ割合ニテ六年間ニ於ケル平均頭数ヲ以テ飼養頭数トス
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
	五年	三圓	牝馬	日量	一五錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
預託	一〇年	六四圓	牝駒	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
	五年	三圓	牝馬	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	

區分	預託期間計	年計	畜種	飼料種類	單價	穀物乾草 不用役時	穀物乾草 用役時	摘要
合計	一〇年	六四圓	牝駒	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	宛一頭ニ付キ飼料ヲ計上シ其ノ四〇%ヲ仔馬ノ代金トシテ見積リ仔馬ハ生後一年ニシテ死亡シ其ノ死亡率ハ一年ニ付キ一〇%ノ割合ニテ六年間ニ於ケル平均頭数ヲ以テ飼養頭数トス
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
	五年	三圓	牝馬	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
預託	一〇年	六四圓	牝駒	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
	五年	三圓	牝馬	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	

(二)　飼養費

區分	一人當管理頭數	一人當管理人數	一頭當管理日數
牝牛	五〇頭	一人	一〇日
牝馬	五〇頭	一人	一〇日
牝駒	五〇頭	一人	一〇日
牝馬	五〇頭	一人	一〇日
牝羊	五〇頭	一人	一〇日
牝豚	五〇頭	一人	一〇日

區分	預託期間計	年計	畜種	飼料種類	單價	穀物乾草 不用役時	穀物乾草 用役時	摘要
合計	一〇年	六四圓	牝羊	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	宛一頭ニ付キ飼料ヲ計上シ其ノ四〇%ヲ仔羊ノ代金トシテ見積リ仔羊ハ生後一年ニシテ死亡シ其ノ死亡率ハ一年ニ付キ一〇%ノ割合ニテ六年間ニ於ケル平均頭数ヲ以テ飼養頭数トス
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
	五年	三圓	牝豚	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
預託	一〇年	六四圓	牝羊	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	宛八六頭ヲ四〇%ヲ仔羊ノ代金トシテ見積リ仔羊ハ生後一年ニシテ死亡シ其ノ死亡率ハ一年ニ付キ一〇%ノ割合ニテ六年間ニ於ケル平均頭数ヲ以テ飼養頭数トス
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
	五年	三圓	牝豚	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	

區分	預託期間計	年計	畜種	飼料種類	單價	穀物乾草 不用役時	穀物乾草 用役時	摘要
役馬預託	五年	三圓	牝馬	日量	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	仔馬ハ一頭ニ付キ飼料ヲ計上シ其ノ五〇%ヲ仔馬ノ代金トシテ見積リ仔馬ハ生後一年ニシテ死亡シ其ノ死亡率ハ一年ニ付キ一〇%ノ割合ニテ六年間ニ於ケル平均頭数ヲ以テ飼養頭数トス
				日給數與	一〇錢	一〇〇瓩	一〇〇瓩	
				興年量給	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	
				金額	三六圓	三六〇瓩	三六〇瓩	

一箇年管理費	圓 三・六〇	圓 一・八〇	圓 一・一九	圓 七・二〇
預託期間內管理費	一八・〇〇	三・六〇	四・七六	一〇・八〇

(三) 裝蹄費

牝馬、騸馬共年四回、一回四〇錢とす

(四) 斃死に依る損失

牝牛預託	犢牛預託	閹牛預託	牝馬預託	駒預託	騸馬預託	牝羊預託	牝豚預託
仔畜生產所得及預託畜所得の三〇%（預託畜年斃死六%の五箇年分）	預託畜所得の一二%（預託畜年斃死六%の二箇年分）	預託畜所得の三〇%（預託畜年斃死六%の五箇年分）	仔畜生產所得及預託畜所得の二五%（預託畜年斃死五%の五箇年分）	預託畜所得の一〇%（預託畜年斃死五%の二箇年分）	預託畜所得の二五%（預託畜年斃死五%の五箇年分）	仔畜生產所得及預託畜所得の三二%（預託畜年斃死八%の四箇年分）	仔畜生產所得及預託畜所得の二%（預託畜年斃死前半年一〇%後一年一〇%）

(五) 用役所得（農業班調）

イ、用役日數

A、「滿洲農家の生產と消費」（經調）によれば各作物一反歩當牛馬用役頭數は左表の如し

作業種別＼作物種別	(一) 馬（滿人小作） 大豆	粟	小麥	玉蜀黍	(二) 馬（鮮人小作） 水稻	大豆	粟
肥料運搬	頭 〇・三八	頭 〇・三七	頭 〇・三八	頭 〇・二七	頭 〇・二五	頭 〇・三八	頭 〇・三七
整地播種鎭壓	〇・三八	〇・三七	〇・三八	〇・二七	〇・二五	〇・三八	〇・三七
除草中耕	〇・三〇	〇・四七	〇・二八	〇・四七	〇・一〇	〇・三八	〇・四七
收穫物運搬	〇・一三	〇・一五	〇・二五	〇・三三	—	〇・三〇	〇・一五
脫穀調整	〇・一七	〇・五〇	〇・二七	〇・一七	〇・一三	〇・一三	〇・五〇
根株運搬	—	—	—	〇・二〇	—	〇・一七	〇・五〇
計	一・七〇	一・四九	一・七六	一・四四	〇・六八	一・四六	一・四九
耕牛所要頭數	—	—	—	—	〇・九七	二・〇九	二・一三

耕牛能力は馬の七〇%として耕牛に換算す

上表(一)に依り滿人會社小作一戶當畑一〇町歩の所要耕馬勞働日數は左の如し

但し作付歩合は大豆三〇%、粟二五%、小麥三〇%、玉蜀黍一三%、其の他二%とす

大豆	1.70×30=51.00
粟	1.49×25=37.25
小麥	1.76×30=52.80
玉蜀黍	1.44×13=18.72
計	159.77日

以上を馬二頭にて働くものとすれば一頭當約八〇日

上表(二)により鮮人會社小作一戶當水田二町歩、畑一町歩の所要耕牛勞働日數は左の如し

但し畑作付歩合は大豆五〇%、粟四〇%、其の他一〇%とす

水稻	0.97×20=19.40

大豆	2.09×5=10.45	
粟	2.13×4=8.52	
計	38.37日	

以上を牛半頭にて働くものとすれば一頭當約八〇日

B、各種資料綜合せる肥料運搬より脱穀調整に至る迄の全滿各作物平均一町歩當耕馬所要頭數を見れば一六・〇一頭にして耕馬二頭にて一〇町歩を耕すものとすれば馬一頭の勞働日數は八〇・〇五日となる

C、繁殖に供用する牛馬用役日數は騸馬の二分の一、四〇日とす

ロ、用役費

牛の用役能力を馬の七〇%とし一頭當價格牛五〇圓、馬六〇圓とし、各種資料に依る馬の用役費一日當五五錢に對する牛の用役費は馬の七六・七%四二錢となる

ハ、用役所得

牝牛	四〇日	@四二錢	計	一六・八〇圓	五箇年分 八四・〇〇圓
閹牛	八〇	@四二	同	三三・六〇	同 一六八・〇〇
牝馬	四〇	@五五	同	二二・〇〇	同 一一〇・〇〇
騸馬	八〇	@五五	同	四四・〇〇	同 二二〇・〇〇

(六) 仔畜生産所得

種別	牝牛預託	牝馬預託	牝羊預託	牝豚預託
所得	第五年目の離乳生産犢一頭@一〇圓の七五%(生産率七五%)	第五年目の離乳生産駒一頭@一二圓の六〇%(生産率六〇%)	第四年目の離乳生産仔羊一頭@三圓の七五%(生産率七五%)	五頭(生産率五〇〇%)を生産するものとし内三頭

(七) 預託畜所得

種別	牝牛預託	犢預託	閹牛預託	牝馬預託	駒預託	騸馬預託	牝羊預託	牝豚預託
所得	預託完了牝牛@四〇圓の三分の一	預託完了畜の三分の一 牝牛@45圓+閹牛@50圓 2×3	預託完了閹牛@五〇圓	預託完了牝馬@五〇圓の三分の一	預託完了畜の三分の一 牝馬@50圓+騸馬@60圓 2×3	預託完了騸馬@六〇圓	預託完了牝羊@七圓	預託完了牝豚@二〇圓

(八) 堆肥所得

堆肥一〇〇〆當三五錢とし預託種別生産堆肥量左表の如し

種別	牝牛預託	犢預託	閹牛預託	牝馬預託	駒預託	騸馬預託	牝羊預託	牝豚預託
堆肥生産量	牝牛(犢共)年 一、〇〇〇〆	二歳年 五〇〇〆 三歳年 八〇〇〆	閹牛年 一、二〇〇〆	牝馬(駒共)年 一、二〇〇〆	二歳年 五〇〇〆 三歳年 八〇〇〆	騸馬年 一、五〇〇〆	牝羊(仔羊共)年 二〇〇〆	牝豚期間内 六〇〇〆 仔豚同 二〇〇〆

(九) 羊毛所得

年生産量　成羊 一kg　仔羊 0.6kg×60 (生産率七五%、斃死率一五%)

單價　一kg當　六〇錢

一四、預託畜を自ら購入飼育せる場合の收支計算

（家畜預託關係資料其の四）　昭和十一年三月

預託畜を自ら購入飼育せる場合の收支計算

本計算は會社預託の家畜を購入して同一趣旨の下に飼育したる場合の收支計算であつて、購入資金は會社金融部門の融資によるものとし、其の利子一五％なるを以て、右を前提條件として本調査を行つたものである。調査の結果によると牝牛、牝馬の飼育收支が(一)となり、閹牛の飼育も少額ではあるが(一)となつて居る。之は役用所得の計算が稍少きに過ぐるによるもので、用役日數及用役賃銀（別稿家畜預託者收支計算による）に付尚再考の餘地があるかも知れぬ

一、收支計算表

區分	牝牛	犢牛	閹牛	牝馬	駒	騸馬	牝羊	牝豚
飼料費	圓 八六・四一	圓 一二・一四	圓 一二六・〇〇	圓 一〇八・九七	圓 一三・五九	圓 一五五・九〇	圓 六・一四	圓 二五・七三
勞役費	一八・〇〇	三・六〇	一八・〇〇	一八・〇〇	三・六〇	一八・〇〇	四・七六	一〇・八〇
裝蹄費	—	—	—	八・〇〇	—	八・〇〇	—	—
斃死による損失	三〇・三〇	五・七〇	一五・〇〇	二七・五〇	五・五〇	一五・〇〇	四・四〇	九・六〇
育成畜購入費	—	二〇・〇〇	—	—	二五・〇〇	—	—	八・〇〇
飼畜購入資金利子	三三・七五	六・〇〇	三七・五〇	三七・五〇	七・五〇	四五・〇〇	四・二〇	一・八〇
以上支出計	圓 一六八・四六	圓 四七・四四	圓 一九六・五〇	圓 一九九・九七	圓 五五・一九	圓 二四一・九〇	圓 一九・五〇	圓 五五・九三
用役所得	八四・〇〇	—	一六八・〇〇	一一〇・〇〇	—	二二〇・〇〇	—	—
仔畜生產所得	五六・〇〇	—	—	六〇・〇〇	—	—	一五・七五	四〇・〇〇
育成所得	—	四七・五〇	—	—	五五・〇〇	—	—	二〇・〇〇
羊毛所得	—	—	—	—	—	—	三・〇五	—
堆肥所得	一七・五〇	四・五五	二六・二五	二一・〇〇	四・五五	二六・二五	二・八〇	二・八〇
以上支出計	一五七・五〇	五二・〇五	一九四・二五	一九一・〇〇	五九・五五	二四六・二五	二一・六〇	六二・八〇
差引利益	(一) 一〇・九六	四・六一	(一) 二・二五	(一) 八・九七	四・三六	四・三五	二・一〇	六・八七

二、同收支說明

以上產出基礎は大部分別稿家畜預託者收支計算と同樣であるが、其の內容の變更せるもの及新規な項目に就き列記すれば左の如くである

一、斃死による損失

イ、牝牛　牝牛@四五圓

生產犢年產　〇・七頭@二〇圓、四年間計五六圓

以上につき其の三〇％（牝牛年斃死六％の五箇年間）三〇・三圓

ロ、犢牛　育成牛牝牛@四五圓、閹牛@五〇圓の平均價格四七・五圓の一二％（犢牛年斃死六％の二箇年間）五・七圓

ハ、閹牛　閹牛@五〇圓の三〇％（閹牛年斃死六％の五箇年間）一五圓

ニ、牝馬　牝馬@五〇圓

生産駒年産〇・六頭　@二五圓、四年間計六〇圓
以上に就き其の二五%（年斃死五%の五箇年間）二七・五圓
ホ、駒　育成馬牝馬　@五〇圓、騙馬　@六〇圓の平均價格五五圓の一〇%（駒年斃死五%の二箇年間）五・五圓
ヘ、騙馬　騙馬　@六〇圓の二五%（騙馬年斃死五%の五箇年間）一五圓
ト、牝羊　牝羊　@七圓
生産仔羊年産〇・七五頭　@三圓、三年間計六・七五圓
以上に就き其の三二%（牝羊年斃死八%の四箇年間）四・四圓
チ、牝豚　牝豚　@八圓
生産仔豚五頭　@八圓計四〇圓
以上に就き其の二〇%（牝豚斃死前半年一〇%後一年一〇%）九・六圓

2、飼畜購入資金利子

各畜購入資金牝牛四五圓、犢牛二〇圓、閹牛五〇圓、牝馬五〇圓、駒二五圓、騙馬六〇圓、牝羊七圓、牝豚八圓の金利一五%宛、牝牛馬、閹騙各五年間、牝羊四年間、牝豚一年半、犢駒各二年間を計上（但し單利計算）

3、育成畜購入資金

犢牛　@二〇圓、駒　@二五圓、牝豚（三―四箇月）　@八圓

4、仔畜生産所得

イ、牝牛〇・七頭　@二〇圓、四年間計五六圓
ロ、牝馬〇・六頭　@二五圓、四年間計六〇圓
ハ、牝羊〇・七五頭　@七圓、三年間計一五・七五圓
ニ、牝豚五頭　@八圓、計四〇圓

5、育成畜所得

イ、犢　牛　育成牛牝牛　@四五圓、閹牛　@五〇圓の平均價格四七・五圓
ロ、駒　育成馬牝馬　@五〇圓、騙馬　@六〇圓の平均價格五五圓
ハ、牝　豚　育成牝豚　@二〇圓

6、獸疫豫防費

計上せず

一五、牧場及預託各家畜別收支明細

內　容

一、牛收支明細
二、馬收支明細
三、羊收支明細
四、豚收支明細

昭和十一年三月

一、飼料費

年次	収入 成畜	収入 皮革	収入 計	支出 飼養費 飼料費	支出 飼養費 労役費	支出 飼養費 品備消耗費	支出 事務費 人件費	支出 事務費 雑費	支出 事務費 償却建物修繕費	支出 計	差引損益	
一九〇二												
一九〇三												
一九〇四												
一九〇五												
一九〇六												
一九〇七												
一九〇八												
一九〇九												
一九一〇												
一九一一												
一九一二												
一九一三												
一九一四												
一九一五												
一九一六												
一九一七												
一九一八												
一九一九												
一九二〇												
一九二一												
一九二二												
一九二三												
一九二四												
一九二五												
一九二六												
一九二七												
一九二八												
一九二九												
一九三〇												
一九三一												
一九三二												
一九三三												
一九三四												
一九三五												
一九三六												
一九三七												
一九三八												
一九三九												
一九四〇												
一九四一												
一九四二												
一九四三												
一九四四												
一九四五												
一九四六												
一九四七												
一九四八												
一九四九												
一九五〇												
一九五一												
一九五二												
一九五三												
一九五四												
一九五五												
一九五六												
一九五七												
一九五八												
一九五九												
一九六〇												
一九六一												
一九六二												
一九六三												
一九六四												
一九六五												
一九六六												
一九六七												
一九六八												
一九六九												
一九七〇												
一九七一												
一九七二												
一九七三												
一九七四												
一九七五												
一九七六												
一九七七												
一九七八												
一九七九												
一九八〇												
一九八一												
一九八二												
一九八三												
一九八四												
一九八五												
一九八六												
一九八七												
一九八八												
一九八九												
一九九〇												
一九九一												
一九九二												
一九九三												
一九九四												
一九九五												
一九九六												
一九九七												
一九九八												
一九九九												
二〇〇〇												
二〇〇一												
二〇〇二												
二〇〇三												
二〇〇四												
二〇〇五												
二〇〇六												
二〇〇七												
二〇〇八												
二〇〇九												
二〇一〇												
二〇一一												
二〇一二												
二〇一三												
二〇一四												
二〇一五												
二〇一六												
二〇一七												
二〇一八												
二〇一九												
二〇二〇												
二〇二一												
二〇二二												
二〇二三												
二〇二四												
二〇二五												
二〇二六												
二〇二七												
二〇二八												
二〇二九												
二〇三〇												
二〇三一												
二〇三二												
二〇三三												
二〇三四												
二〇三五												
二〇三六												
二〇三七												
二〇三八												
二〇三九												
二〇四〇												
二〇四一												
二〇四二												
二〇四三												
二〇四四												
二〇四五												
二〇四六												
二〇四七												
二〇四八												
二〇四九												
二〇五〇												
二〇五一												
二〇五二												
二〇五三												
二〇五四												
二〇五五												
二〇五六												
二〇五七												
二〇五八												
二〇五九												
二〇六〇												
二〇六一												
二〇六二												
二〇六三												
二〇六四												
二〇六五												
二〇六六												
二〇六七												
二〇六八												
二〇六九												
二〇七〇												
二〇七一												
二〇七二												
二〇七三												
二〇七四												
二〇七五												
二〇七六												
二〇七七												
二〇七八												
二〇七九												
二〇八〇												
二〇八一												
二〇八二												
二〇八三												
二〇八四												
二〇八五												
二〇八六												
二〇八七												
二〇八八												
二〇八九												
二〇九〇												
二〇九一												
二〇九二												
二〇九三												
二〇九四												
二〇九五												
二〇九六												
二〇九七												
二〇九八												
二〇九九												
二一〇〇												
二一〇一												
二一〇二												
二一〇三												
二一〇四												
二一〇五												
二一〇六												
二一〇七												
二一〇八												
二一〇九												
二一一〇												
二一一一												
二一一二												
二一一三												
二一一四												
二一一五												
二一一六												
二一一七												
二一一八												
二一一九												
二一二〇												
二一二一												
二一二二												
二一二三												
二一二四												
二一二五												
二一二六												
二一二七												
二一二八												
二一二九												
二一三〇												
二一三一												
二一三二												
二一三三												
二一三四												
二一三五												
二一三六												
二一三七												
二一三八												
二一三九												
二一四〇												
二一四一												
二一四二												
二一四三												
二一四四												
二一四五												
二一四六												
二一四七												
二一四八												
二一四九												
二一五〇												
二一五一												
二一五二												
二一五三												
二一五四												
二一五五												
二一五六												
二一五七												
二一五八												
二一五九												
二一六〇												
二一六一												
二一六二												
二一六三												
二一六四												
二一六五												
二一六六												
二一六七												
二一六八												
二一六九												
二一七〇												
二一七一												
二一七二												
二一七三												
二一七四												
二一七五												
二一七六												
二一七七												
二一七八												
二一七九												
二一八〇												
二一八一												
二一八二												
二一八三												
二一八四												
二一八五												
二一八六												
二一八七												
二一八八												
二一八九												
二一九〇												
二一九一												
二一九二												
二一九三												
二一九四												
二一九五												
二一九六												
二一九七												
二一九八												
二一九九												
二二〇〇												
二二〇一												
二二〇二												
二二〇三												
二二〇四												
二二〇五												
二二〇六												
二二〇七												
二二〇八												
二二〇九												
二二一〇												
二二一一												
二二一二												
二二一三												
二二一四												
二二一五												
二二一六												
二二一七												
二二一八												
二二一九												
二二二〇												
二二二一												
二二二二												
二二二三												
二二二四												
二二二五												
二二二六												
二二二七												
二二二八												
二二二九												
二二三〇												
二二三一												
二二三二												
二二三三												
二二三四												
二二三五												
二二三六												
二二三七												
二二三八												
二二三九												
二二四〇												
二二四一												
二二四二												
二二四三												
二二四四												
二二四五												
二二四六												
二二四七												
二二四八												
二二四九												
二二五〇												
二二五一												
二二五二												
二二五三												
二二五四												
二二五五												
二二五六												
二二五七												
二二五八												
二二五九												
二二六〇												
二二六一												
二二六二												
二二六三												
二二六四												
二二六五												
二二六六												
二二六七												
二二六八												
二二六九												
二二七〇												
二二七一												
二二七二												
二二七三												
二二七四												
二二七五												
二二七六												
二二七七												
二二七八												
二二七九												
二二八〇												
二二八一												
二二八二												
二二八三												
二二八四												
二二八五												
二二八六												
二二八七												
二二八八												
二二八九												
二二九〇												
二二九一												
二二九二												
二二九三												
二二九四												
二二九五												
二二九六												
二二九七												
二二九八												
二二九九												
二三〇〇												
二三〇一												
二三〇二												
二三〇三												
二三〇四												
二三〇五												
二三〇六												
二三〇七												
二三〇八												
二三〇九												
二三一〇												
二三一一												
二三一二												
二三一三												
二三一四												
二三一五												
二三一六												
二三一七												
二三一八												
二三一九												
二三二〇												
二三二一												
二三二二												
二三二三												
二三二四												
二三二五												
二三二六												
二三二七												
二三二八												
二三二九												
二三三〇												
二三三一												
二三三二												
二三三三												
二三三四												
二三三五												
二三三六												
二三三七												
二三三八												
二三三九												
二三四〇												
二三四一												
二三四二												
二三四三												
二三四四												
二三四五												
二三四六												
二三四七												
二三四八												
二三四九												
二三五〇												
二三五一												
二三五二												
二三五三												
二三五四												
二三五五												
二三五六												
二三五七												
二三五八												
二三五九												
二三六〇												
二三六一												
二三六二												
二三六三												
二三六四												
二三六五												
二三六六												
二三六七												
二三六八												
二三六九												
二三七〇												
二三七一												
二三七二												
二三七三												
二三七四												
二三七五												
二三七六												
二三七七												
二三七八												
二三七九												
二三八〇												
二三八一												
二三八二												
二三八三												
二三八四												
二三八五												
二三八六												
二三八七												
二三八八												
二三八九												
二三九〇												
二三九一												
二三九二												
二三九三												
二三九四												
二三九五												
二三九六												
二三九七												
二三九八												
二三九九												
二四〇〇												
二四〇一												
二四〇二												
二四〇三												
二四〇四												
二四〇五												
二四〇六												
二四〇七												
二四〇八												
二四〇九												
二四一〇												
二四一一												
二四一二												
二四一三												
二四一四												
二四一五												
二四一六												
二四一七												
二四一八												
二四一九												
二四二〇												
二四二一												
二四二二												
二四二三												
二四二四												
二四二五												
二四二六												
二四二七												
二四二八												
二四二九												
二四三〇												
二四三一												
二四三二												
二四三三												
二四三四												
二四三五												
二四三六												
二四三七												
二四三八												
二四三九												
二四四〇												
二四四一												
二四四二												
二四四三												
二四四四												
二四四五												
二四四六												
二四四七												
二四四八												
二四四九												
二四五〇												
二四五一												
二四五二												
二四五三												
二四五四												
二四五五												
二四五六												
二四五七												
二四五八												
二四五九												
二四六〇												
二四六一												
二四六二												
二四六三												
二四六四												
二四六五												
二四六六												
二四六七												
二四六八												
二四六九												
二四七〇												
二四七一												
二四七二												
二四七三												
二四七四												
二四七五												
二四七六												
二四七七												
二四七八												
二四七九												
二四八〇												
二四八一												
二四八二												
二四八三												
二四八四												
二四八五												
二四八六												
二四八七												
二四八八												
二四八九												
二四九〇												
二四九一												
二四九二												
二四九三												
二四九四												
二四九五												
二四九六												
二四九七												
二四九八												
二四九九												
二五〇〇												
二五〇一												
二五〇二												
二五〇三												
二五〇四												
二五〇五												
二五〇六												
二五〇七												
二五〇八												
二五〇九												
二五一〇												
二五一一												
二五一二												
二五一三												
二五一四												
二五一五												
二五一六												
二五一七												
二五一八												
二五一九												
二五二〇												
二五二一												
二五二二												
二五二三												
二五二四												
二五二五												
二五二六												
二五二七												
二五二八												
二五二九												
二五三〇												
二五三一												
二五三二												
二五三三												
二五三四												
二五三五												
二五三六												
二五三七												
二五三八												
二五三九												
二五四〇												
二五四一												
二五四二												
二五四三												
二五四四												
二五四五												
二五四六												
二五四七												
二五四八												
二五四九												
二五五〇												
二五五一												
二五五二												
二五五三												
二五五四												
二五五五												
二五五六												
二五五七												
二五五八												
二五五九												
二五六〇												
二五六一												
二五六二												
二五六三												
二五六四												
二五六五												
二五六六												
二五六七												
二五六八												
二五六九												
二五七〇												
二五七一												
二五七二												
二五七三												
二五七四												
二五七五												
二五七六												
二五七七												
二五七八												
二五七九												
二五八〇												
二五八一												
二五八二												
二五八三												
二五八四												
二五八五												
二五八六												
二五八七												
二五八八												
二五八九												
二五九〇												
二五九一												
二五九二												
二五九三												
二五九四												
二五九五												
二五九六												
二五九七												
二五九八												
二五九九												
二六〇〇												
二六〇一												
二六〇二												
二六〇三												
二六〇四												
二六〇五												
二六〇六												
二六〇七												
二六〇八												
二六〇九												
二六一〇												
二六一一												
二六一二												
二六一三												
二六一四												
二六一五												
二六一六												
二六一七												
二六一八												
二六一九												
二六二〇												
二六二一												
二六二二												
二六二三												
二六二四												
二六二五												
二六二六												
二六二七												
二六二八												
二六二九												
二六三〇												
二六三一												
二六三二												
二六三三												
二六三四												
二六三五												
二六三六												
二六三七												
二六三八												
二六三九												
二六四〇												
二六四一												
二六四二

八	二五、三〇〇	四六〇	二三、七六〇	一二、三七〇	二、八四四	一、一四〇	九、〇四一	四七二	六、〇六〇	三一、九二七	(一) 八、一六七	—
九	二九、二三〇	四六〇	二九、六九〇	一二、三七〇	二、八四四	一、一五一	九、〇四一	四七二	六、〇六〇	三一、九三八	(一) 二、二四八	—
一〇	二九、二三〇	四六〇	二九、六九〇	一二、三七〇	二、八四四	一、一五一	九、〇四一	四七二	六、〇六〇	三一、九三八	(一) 二、二四八	(一) 二八、六一八

一、飼料費

期別	種別	種牝	種牡	一歳	二歳	三歳	四歳	價格
哺乳期	乾草	一、〇〇〇匁	—	—	—	—	—	一〆匁四錢
	濃厚飼料	一三〇匁	—	—	—	—	—	同 五錢
冬期	乾草	八〇〇匁	八〇〇匁	一三〇匁	六〇〇匁	七〇〇匁	八〇〇匁	—

備考　哺乳時は生産後一〇日間の冬期は五箇月間とす

二、勞役費　種牝二〇〇頭、一、二、三歳三〇〇頭、四歳二〇〇頭宛一人、@二〇三圓（日給一八〇圓、賞與一三%）

三、備消耗品費　繁殖牝一頭宛、備消耗品六〇錢、藥品費二〇錢、炭疽ワクチン費一歳　@六錢　其他　@一二錢

四、事務費負擔額　各四一%宛

五、成畜賣却收入　牡　@七五圓、牝　@五五圓

六、皮革收入　斃馬皮　@三圓

三、羊收支明細

年次	收入 成畜	收入 羊皮毛	收入 計	支出 飼畜費 飼料費	支出 飼畜費 勞役費	支出 飼畜費 備消耗品費	支出 事務費 人件費	支出 事務費 雜費	支出 事務費 建物補修費	計	差引損益	
一	—	七二〇	七二〇	三七〇	八五七	五六三	一、九八五	一〇四	一、三三〇	五、二〇九	(一) 四、四八九	—
二	—	九五〇	九五〇	一、二六〇	一、二六三	五六三	一、九八五	一〇四	一、三三〇	六、五〇五	(一) 五、五五五	—
三	三、二三〇	一、一三〇	四、三六〇	一、六三〇	一、二六三	五三八	一、九八五	一〇四	一、三三〇	六、八五〇	(一) 二、四九〇	—
四	四、一七〇	一、二八〇	五、四五〇	一、七三〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、〇四二	(一) 一、五九二	—
五	五、〇五〇	一、三二〇	六、三七〇	一、八二〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、一三五	(一) 七六五	—
六	五、〇五〇	一、三二〇	六、三七〇	一、八二〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、一三五	(一) 七六五	—
七	五、〇五〇	一、三二〇	六、三七〇	一、八二〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、一三五	(一) 七六五	—
八	五、〇五〇	一、三二〇	六、三七〇	一、八二〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、一三五	(一) 七六五	—
九	五、〇五〇	一、三二〇	六、三七〇	一、八二〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、一三五	(一) 七六五	—
一〇	五、〇五〇	一、三二〇	六、三七〇	一、八二〇	一、二六三	六三〇	一、九八五	一〇四	一、三三〇	七、一三五	(一) 七六五	(一) 一八、七一六

一、飼料費

期別	種別	種牝	種牡	一歳	二歳	價格
哺乳期	乾芋	一〇〇匁	—	—	—	一〆匁四錢
	濃厚飼料	五〇匁	—	—	—	同 一五錢
冬期	乾芋	一三〇匁	一三〇匁	一〇〇匁	一三〇匁	—

二、勞役費 種牝、種牡一歳、二歳各四〇〇頭、一人二〇三圓（日給一八〇圓、賞與一三%）

三、備消耗品費 繁殖牝一頭宛備消耗品四〇錢、藥品費一〇錢、炭疽ワクチン一歳 @三錢、其他 @六錢

四、事務費負擔額 各九%宛

五、成畜賣却收入 牡 @七・五圓、牝 @七圓

六、羊毛生產收入 一頭宛牝一・〇瓩、種牡一・九瓩、一歳〇・五瓩、二歳〇・六瓩、價額一瓩 @〇・六〇圓

四、豚收支明細

年次	收入			支出								
	成畜		計	飼畜費			事務費			計	差引損益	
				飼料費	勞役費	備消耗品費	人件費	雜費	建物補修費			
一	—	—	五、〇四〇	四五〇	一、四九一	七七六	三、〇八七	一六一	二、〇六九	八、〇三四	(−)八、〇三四	—
二	五、〇四〇	—	一〇、二三〇	一、五八〇	二、七〇九	八八八	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、四九四	(−)五、四五四	—
三	一〇、二三〇	—	一三、九四〇	一、六一〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、四九四	(−)六三八	(−)一四、一三六
四	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、七五八	(+)三、〇六二	—
五	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、八七八	(+)三、〇六二	—
六	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、八七八	(+)三、〇六二	—
七	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、八七八	(+)三、〇六二	—
八	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、八七八	(+)三、〇六二	—
九	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、八七八	(+)三、〇六二	—
一〇	一三、九四〇	—	一三、九四〇	一、七三〇	二、七〇九	一、一三三	三、〇八七	一六一	二、〇六九	一〇、八七八	(+)三、〇六二	(+)一四、四三四

一、飼料費

期別	種別	種牝	種牡	六箇月豚	價格
放牧併用期	濃厚飼料	一五〇匁	二〇〇匁	五〇匁	一〆匁一五錢
舍飼及哺乳期	同	二五〇匁	二五〇匁	一五〇匁	同

二、勞役費 種牝五〇頭、其他一〇〇頭宛一人二〇三圓（日給一八〇圓、賞與一三%）

三、備消耗品費 種牝一頭宛備品消耗品費二圓、藥品費三〇錢、豚疫及豚コレラワクチン成豚 @二・四九圓、仔豚 @〇・六三圓

四、事務費負擔額 各一四%宛

五、成畜賣却收入 牝豚 @二二圓、牝豚二五圓

A 牛預託收支明細

年次	收入				支出									計	差引利益	
	年賦金	預託畜賣却	皮革	計	預託畜購入費	預託畜繫留費	管理人費	管理旅費	防疫費	備消耗品費	種畜購入費	預託管理所費	回收不能見込金			
一	二二、五〇〇	—	一、八〇〇	二四、三〇〇	一七、五〇〇	三、七九七	一、九五〇	三、七三五	四、三一〇	九九〇	一五、七五〇	四八、三四五	一、二二五	九七、六〇二	(−)七三、三〇二	—

第二決定案

一、預託者購入費

種別	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
牝牛	九九五	九九五	九九五	九九五	九九五	九九五	九九五	九九五	四三五〇
閹牛	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	九七六	九七六	九七六	六四五
犢（二歳）	三一〇八	三一〇八	三一〇八	三一〇八	二〇九五	一〇九五	一〇九五	一〇九五	七四五
種牡馬	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六	一四九六
計	六一〇一	六一〇一	六一〇一	六一〇一	五四〇一	四七〇一	四七〇一	四七〇一	三一五一
牛疫	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	六一〇一	六一〇一	六一〇一	六一〇一	五四〇一	四七〇一	四七〇一	四七〇一	三一五一

但し繋留期間一〇日間の飼料費、疫疫費

種別	繋留一、〇〇〇頭繋留費
牝牛	六一〇圓
閹牛	六一〇圓
犢（二歳）	二〇五圓
種牡馬	六一〇圓

二、預託者繋留費

種別	計	運賃諸掛	購入價額
牝牛	五四五圓	五圓	四〇圓
閹牛	五〇圓	四五圓	四五圓

三、管理人費

種別	管理一人當頭數
牝牛	一、三〇〇頭
閹牛	一、七〇〇頭
犢（二、三歳）	三、五〇〇頭

但し第一、第二年度五割増、一人當年三〇〇圓

四、預託管理旅費

種別	管理一、〇〇〇頭當旅費
牝牛	四五〇圓
閹牛	三〇〇圓
犢（二、三歳）	一五〇圓

但し第一、第二年度五割増

五、預託者防疫費

種別	牝	牡	閹
牛疫			六〇錢
瘟疫			一二錢
計			七二錢

種別	當歳	二歳	三歳
犢	一二錢	一八錢	四〇錢
犢	一六錢	一二錢	一二錢
犢	一八錢	三〇錢	五二錢

但し牛疫は五分の一を計上

第二決定案

六、備消耗品費

種別	牝牛	二、三歳犢騸馬
備消耗品費（一,〇〇〇頭當）	一二錢	八錢

七、種牛購入費　一頭當　@七〇圓

但し第一、第二年度　五割增

八、預託畜賣却收入　牝牛　@四五圓

九、皮革賣却收入　當歲牛皮　@一圓

共他牛皮　@五圓

一〇、年賦金收入　閹牛　@一五圓

イ、牝牛

年次	收入：生産畜所得	收入：預託畜賣却	收入：皮革	收入：計	支出：預託畜購入費	支出：預託畜繫留費	支出：管理人費	支出：管理旅費	支出：防疫費	支出：備消耗品費	支出：種畜購入費	支出：預託管理所費	支出：回收不能見込金	計	差引利益	
一	—	—	一,三五〇	一,三五〇	二〇二,五〇〇	二,八八二	一,五六〇	三,〇八〇	三,二四〇	八一〇	一五,七五〇	四三,二二六	三八	二七三,〇八六	(-)二七一,七三六	—
二	—	—	二,九一六	二,九一六	二〇二,五〇〇	二,八八二	三,〇〇〇	五,九三六	六,八一九	一,一六八	一五,七五〇	四〇,五九八	一四六	二七八,七九九	(-)二七五,八八三	—
三	—	—	五,一八五	五,一八五	二〇二,五〇〇	三,四二八	三,二四〇	六,三三二	一〇,九八三	一,八四五	一五,七五〇	三八,七九五	二五九	二八三,一三二	(-)二七七,九四七	—
四	—	—	八,〇七一	八,〇七一	二〇二,五〇〇	三,九四二	四,七七〇	九,一六四	一六,一九六	二,五八七	一五,七五〇	三六,三八九	四〇四	二九一,七〇二	(-)二八三,六三一	—
五	一九,六〇〇	—	一〇,七八二	三〇,三八二	一四九,五三五	四,四二四	五,六四〇	一〇,八三七	二一,〇九七	三,三八五	一五,七五〇	三七,六九九	一,五一九	二四九,八八六	(-)二一九,五〇四	—
六	三八,〇五〇	九八,九五五	一二,三四三	一四九,三四八	九九,七二〇	四,八七七	六,〇三〇	一一,五〇〇	二三,三二七	三,七三九	一五,七五〇	三九,一七五	七,四六七	二一一,五八五	(-)六二,二三七	—
七	五五,三〇〇	九八,九五五	一二,九六三	一六七,二一八	五二,九六五	四,八七六	六,二一〇	一一,八一一	二四,四〇八	三,九〇五	一五,七五〇	三九,八一六	八,三六一	一六八,一〇二	(-)八八四	(-)一,三九一,八二二
八	七一,六五〇	九八,九五五	一二,九六三	一八三,五六八	九,〇〇〇	四,八七六	六,二一〇	一一,八一一	二四,四〇八	三,九〇五	一五,七五〇	三九,八一六	九,一七八	一二四,九五四	(+)五八,六一四	—
九	七一,六五〇	九八,九五五	一二,九六三	一八三,五六八	九,〇〇〇	四,八七六	六,二一〇	一一,八一一	二四,四〇八	三,九〇五	一五,七五〇	三九,八一六	九,一七八	一二四,九五四	(+)五八,六一四	—
一〇	七一,六五〇	九八,九五五	一二,九六三	一八三,五六八	九,〇〇〇	四,八七六	六,二一〇	一一,八一一	二四,四〇八	三,九〇五	一五,七五〇	三九,八一六	九,一七八	一二四,九五四	(+)五八,六一四	(+)一七五,八四二

ロ、閹牛

年次	收入：年賦金	收入：預託畜賣却	收入：皮革	收入：計	支出：預託畜購入費	支出：預託畜繫留費	支出：管理人費	支出：管理旅費	支出：防疫費	支出：備消耗品費	支出：種畜購入費	支出：預託管理所費	支出：回收不能見込金	計	差引利益	
一	二二,五〇〇	—	四五〇	二二,九五〇	七五,〇〇〇	九一五	三九〇	六七五	一,〇八〇	一八〇	—	五,一二九	一,一四八	八四,五一七	(-)六一,五六七	—
二	四三,六五〇	—	八七五	四四,五二五	七五,〇〇〇	九一五	七八〇	一,三一〇	二,〇九五	二二三	—	六,〇八九	二,二三六	八八,六四八	(-)四四,一二三	—
三	六三,五四〇	—	一,二七〇	六四,八一〇	七五,〇〇〇	九一五	七五〇	一,二七一	三,〇五〇	三三九	—	五,九〇五	三,二四一	九〇,四六八	(-)二五,六五八	—
四	八二,二一五	—	一,六四五	八三,八六〇	七五,〇〇〇	九一五	九六〇	一,六四四	三,九四六	四三八	—	五,四八七	四,一九三	九二,五八三	(-)八,七二三	(-)一四〇,〇七一
五	九九,七六五	—	一,九九五	一〇一,七六〇	七五,〇〇〇	九一五	一,一七〇	一,九九五	四,七八九	五三二	—	五,七九七	五,〇八八	九五,二八六	(+)六,四七四	—
六	九九,七六五	—	一,九九五	一〇一,七六〇	七五,〇〇〇	九一五	一,一七〇	一,九九五	四,七八九	五三二	—	五,六四六	五,〇八八	九五,一三五	(+)六,六二五	—
七	九九,七六五	—	一,九九五	一〇一,七六〇	七五,〇〇〇	九一五	一,一七〇	一,九九五	四,七八九	五三二	—	五,五九〇	五,〇八八	九五,〇七九	(+)六,六八一	—
八	九九,七六五	—	一,九九五	一〇一,七六〇	七五,〇〇〇	九一五	一,一七〇	一,九九五	四,七八九	五三二	—	五,五九〇	五,〇八八	九五,〇七九	(+)六,六八一	—
九	九九,七六五	—	一,九九五	一〇一,七六〇	七五,〇〇〇	九一五	一,一七〇	一,九九五	四,七八九	五三二	—	五,五九〇	五,〇八八	九五,〇七九	(+)六,六八一	—

B、馬預託收支明細

年次	支出																		計	差引利益	
	年賦金	預託基金利子	皮革	計	購入馬預託費	繋留預託費	入渠費	管理費	旅費	防疫費	備品消耗費	購入種苗費	購買預託費	即所有見込不能							
一	四、五〇〇圓																				
二	四、五〇〇圓																				
三	四、五〇〇圓																				
四	四、五〇〇圓																				
五	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
六	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
七	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
八	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
九	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
一〇	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
一一	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
一二	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
一三	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓
一四	四、五〇〇圓	一一一圓	五、二五〇圓	四、五〇〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	五、二五〇圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓	一、一一一圓

一、預託畜購入費

馬牝	種別	購入價格	運賃諸掛	計
馬		五〇圓	五圓	五五圓
馬		六〇圓	五圓	六五圓

二、預託畜繋留費

繋留一、〇〇〇貫	種別	牝馬	騸馬	駒（二歳）	種牡馬
費		八六五圓	八六五圓	二八八圓	八六五圓

但し繋留期間一〇日間の飼料費並雑費

三、管理人費

管理一人宛頭数	種別	牝馬	騸馬	駒（二、三歳）
		一、七〇〇頭	二、二〇〇頭	五、〇〇〇頭

但し第一、第二年度五割増一人當年三〇〇圓

四、預託畜管理旅費

種別	牝馬	騸馬	駒（二、三歲）
管理旅費（一、〇〇〇頭當）	三五〇圓	二五〇圓	一五〇圓

但し第一、第二年度五割增

五、預託畜防疫費

種別	炭祖	畠祖	計
二歲以上牝馬騸馬一頭當	一二錢	五錢	一七錢
當歲駒一頭當	六錢	五錢	一一錢

六、備消耗品費

種別	牝馬	二、三歲駒及騸馬
備消耗品費（一、〇〇〇頭當）	一〇〇	六〇

但し第一年度五割增

七、種馬購入費　一頭當　@八〇圓

八、預託畜賣却收入　牝馬　@五五圓

九、皮革賣却收入　當歲馬皮　@一圓　其他馬皮　@二圓

一〇、年賦金收入　騸馬　@一九圓

イ、牝馬

年次	收入				支出									計	差引利益	
	所生產得畜	收賣入却	皮革	計	購預入託費畜	繁預留託費畜	人管費理	旅管費理	防疫費	品備消費耗	種入畜費購	理預所託費管	見回收不能			
一	—	—	四〇〇	四〇〇	二二〇、〇〇〇	三、六三三	一、〇五〇	二、一〇〇	六八〇	四〇〇	一六、〇〇〇	二三、八六三	二〇	二六七、七四六	(一) 二六七、三四六	—
二	—	—	九六二	九六二	二二〇、〇〇〇	三、六三三	二、〇七〇	四、〇九五	一、五七七	七八〇	一六、〇〇〇	二八、一五五	四八	二七六、三五八	(一) 二七五、三九六	—
三	—	—	一、七〇六	一、七〇六	二二〇、〇〇〇	四、二三七	二、一九〇	四、四六六	二、七八五	一、二六六	一六、〇〇〇	三〇、九四四	八五	二八一、九七三	(一) 二八〇、二六七	—
四	—	—	二、六〇三	二、六〇三	二二〇、〇〇〇	四、八一一	三、一五〇	六、五四二	四、二五八	一、八四三	一六、〇〇〇	三六、六〇四	一三〇	二九三、三三八	(一) 二九〇、七三五	—
五	二〇、四七五	—	三、四五三	二三、九二八	一六七、九七〇	五、三四七	三、七八〇	七、七七〇	五、六五二	二、三八九	一六、〇〇〇	四〇、九三八	一、一九六	二五一、〇四二	(一) 二二七、一一四	—
六	四〇、〇四〇	一一一、五四〇	三、九五三	一五五、五三三	一一八、五二五	五、八五六	三、九九〇	八、三〇〇	六、四五四	二、六〇〇	一六、〇〇〇	四三、二〇〇	七、七七七	二一二、七〇二	(一) 五七、一六九	(一) 一、三九八、〇二七
七	五八、一七五	一一一、五四〇	四、一二一	一七三、八三六	七二、三二五	五、八五六	四、〇八〇	八、五五二	六、七三九	二、七〇一	一六、〇〇〇	四三、九二八	八、六九二	一六八、八七三	(一) 四、九六三	—
八	七五、四六五	一一一、五四〇	四、一二一	一九一、一二六	二八、四九〇	五、八五六	四、〇八〇	八、五五二	六、七三九	二、七〇一	一六、〇〇〇	四三、九二八	九、五五六	一二五、九〇二	(一) 六五、一二四	—
九	七五、四六五	一一一、五四〇	四、一二一	一九一、一二六	二八、四九〇	五、八五六	四、〇八〇	八、五五二	六、七三九	二、七〇一	一六、〇〇〇	四三、九二八	九、五五六	一二五、九〇二	(一) 六五、一二四	—
一〇	七五、四六五	一一一、五四〇	四、一二一	一九一、一二六	二八、四九〇	五、八五六	四、〇八〇	八、五五二	六、七三九	二、七〇一	一六、〇〇〇	四三、九二八	九、五五六	一二五、九〇二	(一) 六五、一二四	(一) 二〇〇、六三五

ロ、騸馬

年次	收入			支出									計	差引利益	
	年賦金	皮革	計	購預入託費畜	繁預留託費畜	人管費理	旅管費理	防疫費	品備消費耗	種入畜費購	理預所託費管	見回收不能			
一	七六、〇〇〇	四〇〇	七六、四〇〇	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	八一〇	一、五〇〇	六八〇	二四〇	—	六六九〇	三八二〇	二七七、二〇〇	(一) 二〇〇、八〇〇	—

二	一四八、二〇〇	七八〇	一四八、九八〇	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	一、五九〇	二、九二五	一、三三六	四六八	—	九、七六九	七、四四九	二六六、九八七	(−)一一八、〇〇七	—
三	二一六、七九〇	一、一四二	二一七、九三二	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	一、五六〇	二、八五三	一、九四〇	六八五	—	一〇、四九八	一〇、八九七	二九一、八九三	(−)七三、九六一	—
四	二八〇、八二〇	一、四七八	二八二、二九八	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、〇一〇	三、六九五	二、五一三	八八七	—	一三、五六五	一四、一一五	二九九、二四五	(−)一六、九四七	(−)四二九、七一五
五	三四一、七五八	一、七九八	三四三、五五六	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、四六〇	四、四九六	三、〇五七	一、〇七九	—	一四、五五二	一七、一七八	三〇六、二八二	(+)三七、二七四	—
六	三四一、七五八	一、七九六	三四三、五五六	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、四六〇	四、四九六	三、〇五七	一、〇七九	—	一四、五五二	一七、一七八	三〇六、二八二	(+)三七、二七四	—
七	三四一、七五八	一、七九八	三四三、五五六	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、四六〇	四、四九六	三、〇五七	一、〇七九	—	一四、五五二	一七、一七八	三〇六、二八二	(+)三七、二七四	—
八	三四一、七五八	一、七九八	三四三、五五六	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、四六〇	四、四九六	三、〇五七	一、〇七九	—	一四、五五二	一七、一七八	三〇六、二八二	(+)三七、二七四	—
九	三四一、七五八	一、七九八	三四三、五五六	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、四六〇	四、四九六	三、〇五七	一、〇七九	—	一四、五五二	一七、一七八	三〇六、二八二	(+)三七、二七四	—
一〇	三四一、七五八	一、七九八	三四三、五五六	二六〇、〇〇〇	三、四六〇	二、四六〇	四、四九六	三、〇五七	一、〇七九	—	一四、五五二	一七、一七八	三〇六、二八二	(+)三七、二七四	(+)二二三、六四四

C、羊預託收支明細

年次	收入			支出											
	生産畜所得	皮革	計	預託畜購入費	預託畜繋留費	管理人費	管理旅費	防疫費	消耗品備品費	種畜購入費	預託管理所費	回收不能見込金	計	差引利益	
一	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一八七、五〇〇	五、二〇〇	一、六二〇	二、六二五	三、一五〇	七五〇	一一、二五〇	三八、九三二	一〇〇	二五一、二三六	(−)二四九、二三六	—
二	五一、三二四	五、一三四	五、一三四	一八七、五〇〇	五、二〇〇	三、〇九〇	五、〇四〇	七、〇八三	一、四四〇	一一、二五〇	三七、七九八	二五七	二五八、六五八	(−)二五三、五二四	—
三	九八、五三九	八、〇一七	五九、三四一	一三二、五一八	五、二〇〇	二、九七〇	四、八四一	一〇、七〇一	二、〇七五	一一、二五〇	三四、五五八	二、九六七	二〇七、〇八〇	(−)一四七、七三九	—
四	一四一、九七四	一〇、六六九	一〇九、二〇八	八一、九一五	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、〇三〇	二、六五九	一一、二五〇	二九、九六三	五、四六〇	一六〇、四九〇	(−)五一、二八二	(−)七〇一、六七一
五	一四一、九七四	一一、六七七	一五三、六五一	三五、三九三	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、九四三	二、六五九	一一、二五〇	二七、一七四	七、六八三	一一四、三一六	(+)三九、三三五	—
六	一四一、九七四	一一、六七七	一五三、六五一	三五、三九三	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、九四三	二、六五九	一一、二五〇	二六、四六七	七、六八三	一一三、六〇九	(+)四〇、〇四二	—
七	一四一、九七四	一一、六七七	一五三、六五一	三五、三九三	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、九四三	二、六五九	一一、二五〇	二六、二〇三	七、六八三	一一三、三四五	(+)四〇、三〇六	—
八	一四一、九七四	一一、六七七	一五三、六五一	三五、三九三	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、九四三	二、六五九	一一、二五〇	二六、二〇三	七、六八三	一一三、三四五	(+)四〇、三〇六	—
九	一四一、九七四	一一、六七七	一五三、六五一	三五、三九三	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、九四三	二、六五九	一一、二五〇	二六、二〇三	七、六八三	一一三、三四五	(+)四〇、三〇六	—
一〇	一四一、九七四	一一、六七七	一五三、六五一	三五、三九三	五、二〇〇	三、八一〇	六、二〇四	一四、九四三	二、六五九	一一、二五〇	二六、二〇三	七、六八三	一一三、三四五	(+)四〇、三〇六	(−)二四〇、三〇一

一、預託畜購入費　牝羊　@　七・五〇圓

二、預託畜繋留費　牝羊　一、〇〇〇頭當二〇八圓

但し繋留期間一〇日間の飼料費勞役費

三、預託畜管理人費

種別	管理頭數	年給額
管理人一人當	七、〇〇〇頭	三〇〇圓

但し第一、第二年度五割増

四、預託畜管理旅費　牝羊　一、〇〇〇頭當　七〇圓

但し第一、第二年度五割増

五、預託畜防疫費

種別	牝牡羊	當歳羊
炭疽	一二錢	六錢

六、備消耗品費　牝羊　一、〇〇〇頭當　三〇圓
　但し第一年度三割増
七、種羊購入費　一頭當　九圓
八、生産畜賣却收入　剃羊　＠七圓
九、皮革賣却收入　成羊皮　＠一圓、仔羊皮　＠〇・五〇圓

D、豚預託收支明細

年次	收入		支出										差引利益	
	生産畜所得	計	預託畜購入費	預託畜繋留費	管理人費	管理旅費	防疫費	備消耗品費	種畜購入費	預託事務所費	回收不能見込金	計		
一	—	—	一六、〇〇〇	五三〇	一、八九〇	八六五	七二〇	四四三	二、五〇〇	一一、〇二四	—	三三、九七二	(一)三三、九七二	—
二	—	—	—	一、〇四〇	五、五八〇	二、五九五	一、四四〇	八六五	五、〇〇〇	一八、八六三	—	三五、三八三	(一)三五、三八三	—
三	—	—	—	二、〇八〇	八、一九〇	五、七三〇	二、八八〇	一、九一〇	一〇、〇〇〇	二八、七二九	—	五九、五一九	(一)五九、五一九	—
四	—	—	—	四、一六〇	一四、八二〇	一〇、三八〇	五、七六〇	三、四六〇	二〇、〇〇〇	四〇、六七三	—	九九、二五三	(一)九九、二五三	(一)二二八、一二七
五	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	—	四、一六〇	一九、五六〇	一三、六八〇	五、七六〇	四、五六〇	二〇、〇〇〇	四一、七六一	六、四〇〇	一一五、八八一	(十)二二、一一九	—
六	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	—	四、一六〇	一九、五六〇	一三、六八〇	五、七六〇	四、五六〇	二〇、〇〇〇	四〇、六七四	六、四〇〇	一一四、七九四	(十)二三、二〇六	—
七	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	—	四、一六〇	一九、五六〇	一三、六八〇	五、七六〇	四、五六〇	二〇、〇〇〇	四〇、二六八	六、四〇〇	一一四、三八八	(十)二三、六一二	—
八	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	—	四、一六〇	一九、五六〇	一三、六八〇	五、七六〇	四、五六〇	二〇、〇〇〇	四〇、二六八	六、四〇〇	一一四、三八八	(十)二三、六一二	—
九	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	—	四、一六〇	一九、五六〇	一三、六八〇	五、七六〇	四、五六〇	二〇、〇〇〇	四〇、二六八	六、四〇〇	一一四、三八八	(十)二三、六一二	—
一〇	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	—	四、一六〇	一九、五六〇	一三、六八〇	五、七六〇	四、五六〇	二〇、〇〇〇	四〇、二六八	六、四〇〇	一一四、三八八	(十)二三、六一二	(十)七九、七七三

一、預託畜購入費　牝豚（三―四箇月）　＠八圓
二、預託畜繋留費　一、〇〇〇頭當　二六〇圓
　但し繋留期間一〇日間の飼料費勞役費
三、預託畜管理人費

種別	管理頭數	年給額
管理人一人當	七〇〇頭	三〇〇圓

　但し第一、第二年度五割増
四、預託畜管理旅費　牝豚　一、〇〇〇頭當　三〇〇圓
　但し第一、第二年度五割増
五、預託畜防疫費

種目	豚疫	豚コレラ	計
牝（三―四箇月）豚	七・二錢	二八・八錢	三六・〇錢

六、備消耗品費　牝豚　一、〇〇〇頭當　一五〇圓
七、種豚購入費　改良種或はバークシア種　＠二五圓
　但し第一年度五割増
八、生産畜賣却收入　牝牡豚　＠八圓

一六、米國及カナダに於ける鐵道會社に對する政府の援助の實例

（鐵路總局、總務處資料）　昭和十一年二月

内容

一、米國諸鐵道が受けた國家の援助
　イ、米國國有地下附面積
　ロ、國有地下附と其の意義
二、米國鐵道援助方針の變遷
三、米國各州及地方町村の鐵道建設援助
四、カナダ太平洋鐵道の出來る迄
五、カナダナショナル鐵道の生ひ立ち
六、鐵道援助の目的と下附公地の處分方法
　附（一）米國鐵道會社の土地經營
　（二）同貨客誘致に關する附帶事業

一、米國諸鐵道が受けた國家の援助（レーパ氏著、鐵道運輸より意譯せるものなり）

米國各州及政府が鐵道建設に援助したことは非常なものであつた。州當局の援助は鐵道が初めて輸入されると直ぐに起つて來た問題だ。此の鐵道援助は十九世紀前半に於ける極めて著明な事柄である。一八一四年以降米國内の諸州は運河會社、驛傳等に對し種々補助を與へて來たので鐵道にも當然同樣な援助が與へらるゝものと思はれて居た。其の始めとして米國政府が一八一四年其の所有する剩餘金及國有地拂下に依り得た利益金の一部を各州に分配することを決議してより鐵道を援助すべしと謂ふ聲が頗に旺盛になつて來た

一八三六年には州政府を通じ米國政府に請願し鐵道敷設に際し膨大な公地の下附を願出たが具體化したのは一八五〇年から同五一年議會の決議に依り先づ州政府に之を下附し州政府から間接に鐵道會社に下附することであつた

右決議に依り下附された公地はイリノイ、アラバマ、ミシシッピイの諸州に對して約四〇〇萬エーカー（約一、六一九、〇四七町歩）に達し其の目的としてはイリノイ・セントラル鐵道とモービル・オハイオ鐵道の建設と謂ふことだつた。此の下附された土地は線路一哩毎に六平方哩の土地を下附するのだが先づ鐵道沿線の兩側六哩宛併せて一二哩の土地が公有地から除籍され鐵道會社は此の長い帶狀の土地を最高半分迄所有することが出來、殘部の土地は賣却しても良いが但し一エーカーに付二弗五〇仙以下では手放してはならぬことに決められて居た。之は一は公地の價格を引上げるのと鐵道の敷設を極力援助しようと謂ふ意味合からだつた。此の案が一度議會で採擇されてからは國家が州を經て間接に公地を下渡すことが慣例となつてしまつて一八五〇年から同七一年に至る迄の間に同樣に公地下附を受けたのは未だ外に七五件の多數に上つた

之等州當局から援助を受けた地方は概して產業が振はず個人資本も潤澤ならず、夫れに投資に不安を伴ふやうな諸部分だけであつた。之等の地方は主として西部地方、南部地方であつてニュ・イングランド地方等ではマサッチュセッツ一州丈が僅に鐵道建設に援助を與へたに過ぎなかつた。かうした援助を色々な形式で與へた州の數は凡そ二〇に上

り中にもイリノイ、インヂアナ、ミシガン、ヂヨオヂア、テネシイ、南北カロライナの諸州は其の外多額の債務をも引受けた例がある

米國政府が鐵道會社を直接に援助したことも多大である。先づ其の最初は一八六二年に議會が太平洋岸に達する米大陸横斷の鐵道敷設に對して與へた援助である。右の鐵道線の政治上必要なことは南北戰爭の結果十分に解つたことで夫れに經濟上の效果も年と共に增大することも認められて居た。オマハからオグデンに達するユニオン・パシフイック鐵道會社に一、二〇〇萬エーカー（約四、八五七、一四一町歩）又サクラメントからオグデン間を所有するセントラル・パシフイック鐵道會社に八〇〇萬エーカー（約三、二三八、〇九四町歩）及其の外の諸鐵道會社にして大陸横斷線に關係ある路線に對して總計一、三〇〇萬エーカー（約五、二六一、九〇三町歩）之等の合計三、三〇〇萬エーカー（約一三、三五七、一三八町歩）の膨大な公地が太平、大西を繋いで大陸を横斷して敷設される鐵道に對して下附された譯である

單に之だけに止まらずノザン・パシフイック鐵道會社も夫々廣大な土地を下げ渡された。かうして議會が國有地を下附する政策は一八七一年迄續いた。之を綜合して考へて見ると一八五〇年から同六二年迄は州を通じて間接に、又一八六二年から同七一年迄は國家が直接に公地を下げ渡し、之等の總合計は一億六、〇〇〇萬エーカー（約六四、七六一、八八〇町歩）に上り、廣大なことは數州を合せた位もある

國家が直接に土地を鐵道會社に下附した面積は、先に州當局を經て間接に下げ渡した當時よりも餘程澤山だ。山嶽地方を開拓して敷設する鐵道は、ミシシッピイ平野に敷いた路線よりも建設費が餘分にかゝる。夫れに州政府の管轄から除籍した沿線の國有地は地價が非常に安くて先にイリノイ・セントラル鐵道會社にやつた土地とは比較にならぬ位だ。國家の直接援助の場合も、先に州當局を通じた間接のときと同じく、既設鐵道一哩に就て土地六平方哩、此の外に賣つても良い土地を同じく六平方哩づゝ下附することになつて居り、此の土地も二弗五〇仙以上と決められてあつた。けれ共横斷鐵道の場合等には、此の土地の下附がずつと殖へて時には一〇哩になつたこともある

之等の廣大な面積の土地が總て最後迄鐵道會社の有になつて終つたのではない。其の一部は再び政府に引上げられてしまつた。公地下附の條件としては、現に最低限度の哩數の敷設を或る一定期間内に終つてしまはねばならぬが此の條件が履行されない部分の路線に對しては、與へられた土地を再び國家に返還することになつて居り、かうして實際上、鐵道會社の所有に歸した土地は一億一千萬エーカー（約四四、五二三、七九三町歩）であつたが、其の後即ち一八七一年頃より議會に於て國有地下附の特權を取り消さうと謂ふ意見も擡頭して來たが、之が實現したのはずつと遲れて一八九〇年だ。同年には法律を以て既設哩數に應ずる土地を除いて餘分の土地は悉く國家に沒收することに決めた。そして夫れ以後總て土地下附の請願は此の法令を基礎とすることに定められた。米國政府は更に別な形で鐵道に對して援助をして居る。即ち大陸横斷鐵道に對して金錢上の援助を與へたこともある。右諸鐵道會社は一八六二年、同六四年に制定の法令に基いて右諸鐵道建設基金の一部を得る爲に三十年還附六分利國債を賣出す權利を與へられた。之等の諸會社は或一定の哩數を敷設し終ると、夫れに應じ右の國債が鐵道會社に下附される。其の額は建設の難易や路線に依て夫々異る。かうして合計六四、六二三、五一二弗の國債が立替られた。此の國債は政府が單に立替たもので之が擔保は會社資產を以て第二擔保に充てた。右の大部分は一八九九年迄には殆ど償還されてしまつた

斯く國家が米國西部地方、太平洋岸等の諸鐵道建設に對して與へた援助は誠に莫大なものである。今日から之を見ると隨分過大の樣だが當時に於ては之でも尙且輕少だと考へられて居たのだつた。米國議會の採つた右の樣な方針は大

陸横斷鐵道の實現を早め、若政府の援助が全くなかつたとしたら恐らく容易に實現出來なかつたに相違ない。そして此の奬勵援助に依て米國國家及び國民の文化は假令膨大な國家負擔を要した上とは謂ひながら、之が向上を早めたこと正に半世紀にも及ぶものと思はれる。かうした結果と謂ふものは、誠に偉大な値打があるものと謂はざるを得ない

（イ）米國國有地下附面積

鐵道に對する國家の主なる援助は一八五〇年を境とし同七一年迄の二二年間に爲され、此の時代の特徴は國有地の下附で此の間に國家が直接に鐵道會社レーション又は鐵道建設の目的で州當局に下附した公地は總計一億五千五百萬エーカーに上る。今之を施政者別に分けると

大統領名	就任期間	下附公地(エーカー)
フイルモア	一八五〇—五三	八、一九八、五九三
ピアス	一八五三—五七	一九、六七八、一七九
リンコルン	一八六一—六五	七四、三九五、八〇一
ジョンソン	一八六五—六九	三四、〇〇一、二九七
グラント	一八六九—七七	一九、二三一、一二一
計		一五五、五〇四、九九四（約六、二二〇萬町歩）

右の外各州當事者に對して國有地下附の保證乃至約束を與へたもの丈けでも四、九六五萬エーカーに達したが、此の內六六七、七四一エーカーは後取消の運命に會つた。今此の間接に下附された公地に就て一八八六年七月三十日現在の調査を見ると次の通になる

州名	下附公地(エーカー)
アラバマ	二、九二九、三〇〇
アーカンサス	二、五一七、七一八
フロリダ	一、七六〇、八三四
イリノイ	二、五九五、〇五三
アイオワ	四、七〇九、九五九
カンサス	四、六三八、一七〇
ルイジアナ	一、〇七二、四〇六
ミシガン	三、一二九、〇一〇
ミネソタ	七、八〇九、三四八
ミシシッピイ	九三五、一五八
ミゾリイ	一、三九五、四二九
ウキスコンシン	二、八七四、〇四八
計	三六、四六六、四三三

米政府が直接國有地を下附し鐵道建設を援助したのは一八五〇年九月二十日にイリノイ・セントラル(Illinois Central)モービル・アンド・オハイオ(Mobile and Ohio)モービル・アンド・シカゴ(Mobile and Chicago)鐵道に對し三、七五一、七一一エーカーを下附したのを最初として每年の議會で國有地下附を決議しないことは殆どなかつたが、遂ひに一八七三、四年の議會に至り數種の法律を作つて之等の援助を停止し纔て沒收、取消と謂ふ氣運を醸し出すに至つた

公地下附の最多かつたのは一八六二年から同六六年迄の間で此の期間には全體の七割卽ち一〇八、三九七、〇〇〇エーカーと謂ふ廣大な土地を與へて居る。此の時代は實に太平洋岸への大陸横斷線の建設が著々計畫、認可されたときである。一八六二年以後同七一年迄の一〇年間に於て公地を下附された諸鐵道會社名を擧げると次の樣になる

年次	會社名	下附公地(エーカー)
一八六二	セントラル パシフイク (Central Pacific)	六、五〇〇、〇〇〇
同	ユニオン パシフイク (Union Pacific Central Branch)	二六五、〇〇〇
同	カンサス パシフイク (Kansas Pacific)	六、〇〇〇、〇〇〇
同	ユニオン パシフイク (Union Pacific)	九、〇五〇、〇〇〇
一八六四	バーリントン ミゾリイ (Burlington & Missouri)	二、四四一、〇〇〇
同	シウ パシフイク (Sioux City & Pacific)	四五、〇〇〇
一八六六	セントラル パシフイク オレゴン支線 (Central Pacific Oregon Branch)	二、一二七、〇〇〇
同	オレゴン カリフオルニア (Oregon California)	二、五〇〇、〇〇〇
同	アトランチック パシフイク (Atlantic & Pacific)	二二、六七二、〇〇〇
同	サザン パシフイク (Southern Pacific)	五、二六〇、〇〇〇
同	セント ジヨセフ アンド デンバー (St. Joseph & Denver)	四七〇、九五六
一八六九	デンバー パシフイク (Denver Pacific)	八〇〇、〇〇〇
一八七〇	オレゴン セントラル (Oregon Central)	一、〇〇〇、〇〇〇
一八七一	サザン パシフイク (Southern Pacific)	二、五〇〇、〇〇〇
一八七一	テキサス パシフイク (Texas Pacific)	一三、〇〇〇、〇〇〇
計		七四、六三〇、九五六

之等の下附公地を基礎として當時敷設せられた鐵道線哩數は一八八六年七月三十日現在米内務省の調に依ると其の全長一七、七二四哩（約二八、三〇〇粁）で其の内譯は次の通である

州名	既成哩數
アラバマ	九〇一・四三
アカンサス	六〇二・二四
アリゾナ	三八三・〇〇
カリフオルニヤ	一、〇三七・九一
コロナド	二九八・六〇
ダコタ	四一〇・九八
フロリダ	六三九・九七
アイダホ	九〇・〇〇
イリノイ	七〇七・〇〇
インデアナ	二四一・三五
アイオイ	一、五四七・六四
カンサス	一、四八五・六五
ルイヂアナ	五三〇・〇〇
ミシガン	一、〇四五・〇一
ミネソタ	二、一四四・一一
ミシシツピイ	三八四・〇〇
ミゾリイ	六二五・七五

モンタナ	七八〇・〇〇
ネブラスカ	七六八・五二
ネバタ	四四六・〇〇
ニウメキシコ	一六七・〇〇
オレゴン	三二五・八〇
ユタ	三二五・〇〇
ワシントン	四六三・六〇
ウキスコンシン	九七三・五〇
ワイオーシング	五〇〇・〇〇
計	一七、七二四・〇六(約二八、三〇〇粁)

註、(Prof. L.H. Haney's A Congressional History of Railways in the U.S.A. to 1850-1887) pp. 13

(ロ) 國有地下附と其の義務

米國の諸鐵道が國家より受けたる援助中國有地の下附は最有力なるものにして鐵道建設に寄與したるとこは多大なり國有地下附は之を分ちて左の四種とす

一、道路權の下附
二、後拂に依る隣接公地の拂下
三、公地拂下に依る利益金の下附
四、大口國有地の下附

道路權の下附は鐵道の出現以前既に行はれ十九世紀の初運河開鑿、國道開拓等の企業に對して屢之を附與し來りたり

鐵道敷設の頭初に於ては未だ其の距離短かゝりし爲問題視されざりしも米國南部、西部地方へ延長さるゝに從ひ漸く重大視さるゝに至れり。初て許可したるは一八三五年フロリダ州タラハシイ鐵道會社に對するものなり。其の後引續き同樣の請願を爲すもの年々多きを加へ一般法令を以て律するの必要を生じ議會は一八二五年八月道路權下附に關する法律を制定せり

初タラハシイ鐵道會社（Tallahasee Railroad Co. of Floride）が得たる道路權は路線の兩側各三〇フイト、驛敷地一〇エーカー及沿線兩側一〇〇ヤード以內の國有地にある石塊、土壤、木材等の諸材料は建設工事修理等の爲自由に使用し得ることを容認せられたり。但し五箇年以內に著手し一〇箇年以內に完了するを條件とし若之に違反するときは取消の運命に遭ひ政府に再び歸することゝ定められたり

之に引續き道路權は多少の鐵道會社に附與せられしが容認の條件は共の都度多少の相違を見たり。今參考の爲主なるものに付之を見るに

許可	鐵道名	下附道路權（フイト）
一八三六年	ニウオルレアンナシビル	八〇
一八三八年	フロリダペンシルベニア	八〇
一八四九年	アトランチックガルフ	一五〇
一八五〇度	イリノイセントラル	二〇〇

右道路權には之に附帶して驛、給水場、工場等の建設に要する敷地竝前記の諸材料を隣接國有地より採收する權利を認められたるものなり。尙一八五二年米議會が容認したる道路權は總て幅一〇〇フイト及鐵道敷設に必要なる諸材料を隣接の國有地より自由に獲得する權利にして同年後十年以內に共の筋の認可を得たる鐵道會社は悉く此の權利を附

與されること丶なりたり。但し一五箇年以内に竣工すべきを條件とせり

道路權問題は此の後數年を出でずして再び議會の問題となれり。卽ち大陸橫斷太平洋鐵道建設の議が米國朝野の間に起るや之が援助の可否に就き議論沸騰し、遂に一八六二年太平洋鐵道令が議會に於て制定せられ之に關與する鐵道は總て幅四〇〇フイトの國有地を路線敷地として下附さるゝことに定められたり。但し之が實施に當りては左記の通多少の差を見たり

許可年	鐵道名	下附濟路權（フイト）
一八六二年	ユニオン パシフイク	幅 四〇〇
一八六四年	同	同 二〇〇
一八六四年	ノーザン パシフイク	同 四〇〇
一八六六年	アトランチック アンド パシフイク	同 二〇〇
一八七一年	テキサス アンド パシフイク	同 四〇〇

道路權の下附は前記に示す如く後年に至るに從ひ漸時增加の形勢を示せるを見る。之は一八五〇年後に現はれたる大口國有地下附の先驅を爲したるものとして注目に値す

斯く米國議會が私設鐵道の敷設に當り國有地を下附して之を援助したる意圖は何處に在りやと謂ふに、議事錄に現はれたる意見を綜合するに主として鐵道敷設に依り遠隔なる諸地方の地價を引上げ國家を富ましむると謂ふにあつた又企業側より見るときは道路權の下附は之に附帶する材料使用の權利と共に鐵道建設には其の死命を制する貴重なる資源なるが故に、何れも先づ之が獲得に力を注ぎたるは誠に當然にして、一方之を阻止せむとする運動が議會內に有力に行はれたると相俟ち此の道路權が如何に有利なりしかを想像爲し得べし。而して道路權の下附は延て後年に於ける國有地の大口下附の端緖を開きたるものなり

其の二　隣接國有地の拂下

道路權の下附が米議會に容認せらるゝや之に伴ひて隣接國有地の「拂下」運動が擡頭し來り此の兩者が相合して後の國有地大口下附となつたのである

隣接國有地の「拂下」とは敷設沿線所在國有地の一部を鐵道會社に後拂を以て拂下げ會社は適當なる市價に依り之を賣却し又は社債募集の際之が保證に充當せむとするものなるが之は議會に於ても度々問題となりしも當初は多く握潰され實現したるもの殆どなかりき

然れ共米國上院は多大の好意を示し爲に此の種運動は熱心に續けられ一八四一年に至り初て「國有地拂下權を附與し之が拂下利益を流用する」法令が議會を通過せり。之に依れば同年十二月三十一日以後オハイオ、インヂアナ、イリノイ、アラバマ、ミゾリイ、ミシシッピイ、ルイジアナ、アアカンサス及ミシガンの九洲は國有地拂下より得たる純利金の一割の外各五〇萬エーカーづゝの國有地を下附せられ之を以て國內改修費に充當すべしとなり居り中にもミシシッピイ、アラバマの二洲は明に鐵道施設の爲たることを指定せり。此の後四箇年間は國有地に關する諸願は一切議會に現はれざりしが、一八四五年に至り拂下に廉らず今回は國有地「下附」に關する二請案が現はれ漸く大口下附の端を開きたり、而して一八四八年の議會には下附請願の鐵道數十に上り翌四九年には一五を數うるに至りたり今參考迄右鐵道所在を各洲別に見るに

鐵道數	所有洲名
三	ミシガン
三	アイオイ
三	イリノイ及びインヂアナ

二　イリノイ
一　ミシシッピイ
二　ミゾリイ
一　アラバマ
計　一五　七洲

同四九年には上院に於て一般に適用すべき國有地下附に關する法令を制定せむとする意嚮が有力となり「運河及鐵道建設援助ノ爲數洲ニ對シ國有地ヲ道路敷地トシテ下附シ且之カ處分ニ關スル法律案」が可決されたるが下院に否決されたり。併し翌五〇年の議會はイリノイ・セントラルに對して最初の大口下附を許すに至りたり

右の法案を容認したる上院の意嚮は鐵道の開設は無價値に等しき地方の地價を高め人口、通商を開發すること多大なりと謂ふにありしが、之に反し下院は斯くては投機心のみを刺戟して鐵道利權の出願增加し實質上の利益少しと謂ふにありたり

之を要するに後拂に依り拂下運動は單なる掛聲に終りたるも前記道路權下附に續き大口下附との間の連鎖を爲したる觀あり

二、米國鐵道援助方針の變遷

米國政府と諸鐵道との關係を總て一括して今法律制裁と援助の二項目に分けて考へて見ると大體次の様に見られる

一八五〇年より同六〇年迄　前代に引續いて援助行はる。郵便サービスに制裁を附す

一八六〇年より同七〇年迄　援助を專らとしたる時代、但し之に制限を設けて拒絶方針に出る

一八七〇年より同八〇年迄　援助に對し制限規定を設く、但しさして綿密と謂ふに至らず

一八八〇年より同八七年迄　極めて綿密な規定制限が設けられた時代援助全く取消さる

右三〇餘年は寧ろ過度期と謂ふべきで此の間鐵道問題の重點は援助から法律制裁に移り變つて行つた

此の變遷の主因は經濟上及技術上の變化に基くもので一八五〇年頃迄は國家が急激に膨脹し從て運輸の需要は幾らでもあつたから之が延いて直接間接の援助となつて現はれむづかしい制限を附する様なこともなかつた。更に太平洋岸に迄鐵道が延長するに及んで援助が餘に盛になり過ぎた傾向になつたので之に制限を附さうと謂ふ聲が擡頭して來た

一八五〇年前米國議會が鐵道に與へた援助を省みると議會としての方針は國內改善の主旨から之を援助しようと謂ふ風であつた

鐵道が若し運河開鑿時代以前に現はれたならば政府は直接之を經營するか充分なる資金を以て補助したであらうが、少しく遲れた爲總て私設會社の手で建設されることになり、他の方法に依り政府、州、郡、市當局等が援助することになつた

今一八五〇年に至る迄の間に國家が與へた援助を大別して見ると三つになる

一、測量踏査
二、鐵レールに對する課稅免除
三、公地下附
　イ、道路權
　ロ、公地拂下から生じた利益金

其の他主として水利開發を目的とした國內改善の氣運に基き特別な國債現金交付等に依る援助が行はれたが多くは失

敗だつた

一八五〇年が近づくに從て鐵レールに對する課稅免除や測量援助、拂下利益金の交付補助等は停止されてしまつた

そして一九五〇年は此處に一新期劃を爲し以後は專ら公地下附が盛に行はれた時代となつた

そして太平洋岸への横斷鐵道中には元利共償却すべき性質のものではあつたが莫大な政府公債を貰つて居る。此の第二期の援助は一八七〇年迄を境とする

そして一八五〇年を中に挾んで政府の與へた援助の形式は其の前と後とでは全く相異なつて居る。一八五〇年以前に爲された援助は同年以後には全く見出し得ず。然し其の後も例外として横斷鐵道に對しては政府が測量援助をしたこともあつた

一八五〇年から一八七〇年の第二期に於ては前記の如き方法に依る援助が殆ど無制限に爲された爲、其の末期に於て何らかの制裁を附さねばならぬと謂ふ意嚮が擡頭して來た

然し此處に注意すべきことは此の制限を設けたいと謂ふ一般の傾向が世間で期待する樣に實現せず遷延は遷延を重ねて居たことで、之は卽ち又一種の援助と看做すべきであつた。又其の他稅制を緩和し制限を柔らげる等の好意的援助を與へた

註　Prof. L.H.Hanley's A Congressional History of Railways in U.S.A. to 1850-1887. PP. 319.

三、米國各州及地方町村の鐵道建設援助

（一）地方市町村及個人の援助

米國の地方市町村が其の公共資金を以て鐵道敷設を援助したることは多大なり。今玆に的確なる數字を示して說明することは難けれども各種の資料に徵して之を見れば大體左記の如くなるべし

記

一八七〇年に於て市町村が負擔し居りたる鐵道援助を目的としたる負債は既に總額一八、五〇〇萬弗の巨額に達せり。勿論同年以前に於ても既に償還濟のものもあるべく、又一方ニウヨーク州內地方町村にては約三、〇〇〇萬弗、マサチュセッツ州內町村は約二三五萬弗、イリノイ州町村は約二、〇〇〇萬弗に上る巨額の鐵道負債を負擔せるに徵し、當時米國地方町村にして之が援助をせざりしは殆どなかりしを以て之等を綜合せば其の援助額は數億に上るべし。之等巨額の鐵道資金を供給せる町村の分布に就て觀るに、其の多くは開發不十分の地最多く、其の理由は之等町村の生產品の販路たる市場に接近せむとする意圖ある外、運輸の開發は國運の進展に貢獻するものなりとの信念より犧牲的精神の發露に依る

諸鐵道會社が此の社會の期待に果して十分報ひ得たるや否やに就ては議論の餘地ある所なるも、米國の地方町村が資源開發の爲鐵道敷設に狂奔したることは誠に偉とすべし

個人にして其の資產を鐵道建設に供給したるものも極めて多し。其の多くは鐵道沿線近くに居住する者にて生產物の運搬に多大の便宜を得ることを豫想したるものなるが、特に米國中部地方の農民、商工業者は鐵道株の購入を勸誘せられ皆進んで資金を投じたり。而して之等の鐵道株が時に經濟上、經營上の破綻の爲無價値となりたる場合も生じ米國民が鐵道建設に拂ひたる犧牲は蓋し多大なりと謂ふべし

（二）州當局の援助

州當局の鐵道援助は一般の輿論に應じ民衆の熱望に答へて之に乘出したるものと見るべく、當時米國の上下は蒸汽船に代るべき迅速有效なる汽車に對して非常なる注意を拂ひ、特に產業不振の地方は鐵道敷設に對し特に熱意を示したるを以て各州當局も漸く一八三七年頃より之が援助に著手せり

州當局が鐵道援助に力を籍したる動機は先づ第一に鐵道敷設が州內資源の開發に利すること、第二民衆の輿論極めて盛大なること、第三州當局は其の州民が鐵道建設に熱意を有し居りたる爲民間より其の資金を得るに極めて容易にして當局の負擔となること少きことを豫想したること等なり

當時中央政府には一八三〇年以後同三七年迄の公地拂下げ利益金を保留し居りたるが之を鐵道資金に流用すべしとの聲盛となり、遂に各洲當局に之を分配し國內改善資金に充てしむるに決したる爲各州に於ける鐵道建設熱に一段の氣勢を添へたり

州當局の援助は多くは鐵道株を購入するの形式を以て爲されしも現金乃至有價證券を交付したることもあり、之等の資金は殆ど借款として出資せられた無償寄附にはあらざりしも償還されたるもの極めて少し。而して鐵道援助の爲支出されたる州負擔額は正確なる統計に依り示し能はざるも多額に上りたることは疑を入れず。一八四一年國內改善費として各州が負擔せる總額は一二三、一〇〇萬弗にして其の中多額には非されども一部は鐵道建設に充てられたり。其の後一八五〇年後に至り鐵道に對する援助急激に進展し各州當局は多額の負債を忍びミゾリー州は 三、二〇〇萬弗、テネシイ洲は二九、二三四、〇〇〇弗、マサチユセッツ州は六、〇四四、〇〇〇弗等多額の資金を供給したるもの一九州に上り、其の中特にイリノイ、インヂアナ、ミシガン、ヂョーヂア、テネシイ、南北カロライナ、ミゾリイ、バーチニア、ルイヂアナの一〇州は多額の負債を引受けたり

州當局が爲したる鐵道援助は後年に至り識者より十分なる思慮を缺きたりと非難を浴びたるも、此の援助ありしが爲米國の鐵道建設事業は非常なる進展を見、國運開發を促進し民衆の蒙りたる恩惠は實に多大なるものありたり

鐵道會社が之等の援助に依り蒙りたる利益は今更贅言を要せざるべし

註（ジョンソン、メーター兩氏著プリンシプル、オブ、レイルロードトランスポーテーション、四五二―四六六頁）

四、カナダ太平洋鐵道の出來る迄

(一) カナダ太平洋鐵道の現勢

カナダ聯邦は北緯四九度以北に位し氣候寒冷にして我日本で此の圈內にあるもの僅に千島の占守島と樺太の北部に過ぎず。滿洲國に就て見れば海拉爾、滿洲里等が丁度此の線に所在する。總面積三、七一七、三〇〇方哩を有し人口稀薄にして中部地方は全く人跡未踏の地であつた。且ロッキー山脈の天險は東西の交通を遮ぎり各地には二萬のアメリカンインデアン蟠踞して西洋文明の進出を夐かして居た爲、泰西文化に遲るゝこと多大で特に太平洋岸に面する西部地方は交通の便少く永く世界の文化に浴することを得なかつた

斯かる狀勢にあつたに拘らず萬難を排して 二、五〇〇哩、卽ち安東を經て北安鎭を靑森と結ぶと大體同距離の橫斷鐵道が敷設され東西兩洋を連絡したことは劃期的大事業と謂はねばならぬ

此の鐵道の完成はカナダ聯邦の國家としての面目、實質を具備せしめたものと看做すも差支なからう

カナダ太平洋鐵道の現在に就ては一九二五年の調査に基く次の記述に依て其の大勢を推測出來る

(1) 鐵道全長

此の内モントリオールよりバンクーバーに達する幹線は二、八九六哩にして他は總て支線に屬す

(2) 北米國領土内に五、一〇〇哩の鐵道を株主として支配下に置く

(3) 厖大なる下附地を所有し拓植民地を經營す

(4) 會社經營下に汽船が太平、大西兩洋を往來す

(5) 直接間接に會社より生活費を得るもの家族を入れカナダ全人口の約七%に達する

(6) 會社株式配當一割の中其の七割は鐵道より生じたる利益、三割は附帶の電信、汽船、ホテル等の事業より生じたる利益である

(二) カナダ橫斷鐵道建設動機

カナダの開拓は毛皮貿易に始まる。既に十六世紀の初期大西洋岸には主としてフランス人、太平洋岸にはイギリス人、スペイン人後にロシア人等が毛皮採集の爲移住し、又北部には漁業盛んに行はれ後毛皮貿易漁業が盛大なるに從ひ之等の各國人間に軋轢葛藤を生じ各自其の勢力を爭つて一世紀を經たが、遂に英國民が他を驅逐しカナダの東西に根據し各地に移民地を形成した。東部は北米合衆國竝英本國との間に交通の便容易なる爲大都市の建立さるゝを見たが、太平洋に面する西部地方はロッキー山脈の天險に阻まれ東部地方との連絡は全く絶つて居た

當時太平洋岸に面する地方より英本國又はカナダ東部への通路はパナマ經由南米の先端ケープホーン迂廻又はサンフランシスコよりシカゴを經る米大陸經由の三路に依るの外なかつたので、西部地方の産業が發達するに從ひ同地住民は短距離の交通路を得むとする希望が熾烈となつた

特に一八五六年に英領コロムビヤに金鑛發見されるや同地への移民は遽かに激增した。同地方と英本國とを往來する船舶遽かに增加し、爲に英本國の石炭消費量が激增の現象を來たした有樣であつたが、中にも米國民は加州に金鑛が發見されてより數年を出でざる際であつたから大擧して同地方に押しかけた。米國は之より先英國と爭つて今日のオレゴン州の地を自國の有に歸せしめ、更に北進して英領コロンビヤに進出する氣勢を示して居た際とて此の米國民の大擧移民は英國朝野を驚かし、更に一八六七年にアラスカを買收するに及んで英本國及カナダにある移民の危懼の念極度に高まり速かにコロンビヤをカナダ聯邦の一部に加盟せしめて米國の併呑を免れんとの氣運が濃厚となり、此の政治上の連絡を緊密ならしむるには先づ東西交通の開拓にあることは一般の認むるところであつた

故に一八六八年の聯邦議會に於てコロンビヤの加盟を決議するや同住民は之に多大の贊意を表し、其の條件として先づ二年以内に橫斷鐵道の建設に著手し一〇年以内に完成すべきことを要言した

尙經濟上より見るも此の鐵道は必要に迫られて居た。卽ち西部地方に産業が盛となるに從ひ産物を海外に搬出するには他國領土通過を要する前記三通路の外道なく經濟上に蒙る不利不便多大であつたから、是非とも自國領土を通ずる短距離輸送の實現が必要であつたが夫れにはカナダ橫斷鐵道の一路あるのみであつた。此の橫斷鐵道の敷設は英國政府に於ても夙に其の必要を認め公の調査班を派遣し又は政府の手により之が建設を計畫したことが一再に止まらず。一八七四年にはカナダ大平洋鐵道法案が議會を通過し之が建設を實現せむとしたが種々な反對障害の爲實現の運に至らなかつたが、漸く一八八〇年に至り當時橫斷鐵道建設を目的としてモントリオール、ケベック、センドボール（米國）など東部都市の有力資本家數氏により成る新シンヂケートに對し多大の援助附與を條件として鐵道建設を許可するに至つた

(三) 政府が與へた援助の諸條件と意義

（初英政府が率先してカナダ横断鐵道の建設を計畫、奬勵したる當時政府の與へんとした援助は極めて寛大有利で大體次の様であつた

(1) 一八七一年　サー・ヒユー・アラン氏との契約

現金	三〇、〇〇〇、〇〇〇弗
土地	五四、七〇〇、〇〇〇エーカー

(2) 一八七四年　マッケンジー法案

一哩に付　現金	一〇、〇〇〇弗
同　土地	二〇、〇〇〇エーカー

右二例に比し一〇年後の一八八〇年に結ばれた援助契約は稍其の條件が不利であつた

玆に一八八〇年十月二十一日に締結された援助契約の大綱を列記すれば次の通である

(イ) 補助金下附	二五、〇〇〇、〇〇〇弗
(ロ) 公地下附	二五、〇〇〇、〇〇〇エーカー
(ハ) 既成線七一四哩下附	
見積額	三七、七八五、三二〇弗
セルカークよりスピリオル湖に至る線	
カムループよりムーテイ港に至る線	
(ニ) 下附公地はウイニペグよりヂヤスパー・ハウスに至る間の沿線兩側に各六四〇エーカーに割當下附	

但し耕作に不適當な土地ある場合は代地として北緯五七度以南、北米國境に至る間又は鐵道支線沿線に於て自由に選擇し得ること

(ホ) 補助額は敷設工事の難易に依り次の割合にて支給すること

セルカーク以西	九〇〇哩		
一哩に付	金	一〇、〇〇〇弗	
右地點以西		四五〇哩	
一哩に付	金	一三、三三三弗	
コーランダーよりスピリオル湖に至る間			
(ハ) 既成線七一四哩下附			
見積額			
セルカークよりスピリオル湖に至る線			
カムループよりムーテイ港に至る線			
(ニ) 下附公地はウイニペグよりヂヤスパー・ハウスに至る間の沿線兩側に各六四〇エーカーに割當下附			

但し耕作に不適當な土地ある場合は代地として北緯五七度以南北米國境に至る間又は鐵道支線沿線に於て自由に選擇し得ること

(ホ) 補助額は敷設工事の難易に依り次の割合にて支給すること

セルカーク以西	九〇〇哩		
一哩に付	金	一二、五〇〇エーカー	
右地點以西		四五〇哩	
一哩に付	金	一六、六六六エーカー	
		三七、七八五、三二〇弗	

一哩に付　金一〇、〇〇〇弗　土地　一二、五〇〇エーカー
右地點以西　四五〇哩
一哩に付　金一三、三三三弗　土地　一六、六六六エーカー
コーランダーよりスピリオル湖に至る間
一哩に付　金一五、三八四弗　土地　九、六一五エーカー

（ヘ）補助金は二〇哩を完成したる毎に支給す。但し輸入レールの價格四分の三迄前渡しを爲し得ること
（ト）鐵道會社は下附公地を擔保として最高一二、五〇〇萬弗迄社債を發行出來ること。右社債は政府に於て保管し其の五分の一を除き他は賣出し、賣上金は工事の進捗に應じ政府より支給すること
（チ）道床、其の他鐵道に必要な用地を無償下附すること
（リ）鐵道敷設及經營に要する諸材料竝資本金は永久に課稅を免除すること
（ヌ）下附したる土地は爾後二〇年間課稅を免除すること
（ル）鐵道敷設完成迄材料に對する輸入稅を免除すること
（ヲ）カナダ太平洋鐵道線以南、北米國境迄の間には爾後二〇年間他の鐵道線の敷設を許さず
（ワ）會社は必要に應じ他會社の鐵道を購入、借入又は合併する權利を有すること
（カ）電信、電話、船舶、ドッグ、倉庫を築造する權利を有すること
（ヨ）政府は會社の收益が建設資金の一割以上に達したる後議會の承認を得て通行稅を課し得ること
（タ）鐵道が竣工する迄は關係者以外の者に會社證券の讓渡を禁示すること
（レ）會社は其の資本金を調達する爲一哩に付一萬ドルの割合を以て社債を發行すること。又下附地を擔保とする社債の發行なき場合は社債二萬弗及優先株又は保證附株一萬弗を發行し得る權限を與へること
（ソ）株式資本は一、五〇〇萬弗とし申込額五〇〇萬弗に達し其の三割の拂込を受け政府に一〇〇萬弗委託したるとき本契約は有效となること

右援助條件に見ると政府は可成り思切つた寬大な處置に出たが、之は一面如何に政府當局が横斷鐵道の建設に熱意を持つて居たかを示すものと見るべきである。此の建設計畫に對してオンタリオ、トロント等の諸都市は其の繁榮を他に奪はるゝを危懼し猛烈な反對運動を起し、議會に請願して更に不利な援助條件をさへ甘受して鐵道敷設を引受けんとしたが遂に容るゝ處とならず、そして前記契約中に示す供託金一〇〇萬弗は一八八一年二月十六日に政府に委託を了し此處にカナダ太平洋鐵道建設計畫は愈實行の端緒についた

此の契約に依て鐵道會社が敷設すべき路線はニピシン湖の東岸よりレツド河の東、セルカークを經てカムループに至る間で一八九一年五月一日迄に完成すべきことゝなつて居て完成の上は政府所有の既成線と共に會社の資産となることゝなつた。そして一八八六年六月二十八日豫定より五年早く七〇名の乘客を乘せてモントリオールを發して西岸のムーディ港に到著したのがカナダ横斷鐵道の最初である

（四）公地下附の意義、處分

政府の與へた諸援助の內公地の下附は經濟上より見て最も注意を要する事柄だ。單に面積が廣大である點のみでなく其の契約條文中に「耕作ニ適セサル部分ニ對シテ他ニ適當ナル土地ヲ自由ニ選擇シ得ル」と謂ふに徵しても下附の土地は專ら未開地方の繁榮、地價騰貴等のみを目的とせず、實は殖民計畫に就て鐵道會社當事者の手腕に多大の

期待をかけたると同時に會社が此の耕作地を賣却し又は擔保として社債を募集するに便ならしむる意圖に出たもので會社の資金吸收の爲政府當事者自ら如何に熱意を示したかゞ窺はれる

當時此の膨大なる公地下附に就て朝野に兎角の批評があつたが其の際常に擧げられた先例は一八三三年三月二日米國議會がイリノイ鐵道會社に與へた公地下附で、其の際該鐵道會社は一、二九〇、九一五エーカの無償下附（ノールス氏著エコノミック、デベロップメント、オヴ、オヴアシーエンバイヤー二六五頁ー に依る）を受けたのを最初として爾後數多の私設鐵道が同樣に公地下附を受けたことだ。之等の米國諸鐵道會社も亦此の下附公地の一部を鐵道敷地に充て他は之を一般移住民に賣り出して利益を上げ之を鐵道建設經營の資金とした。カナダ太平洋鐵道會社に於ても殆ど之と同樣に下附公地を以て社債發行の擔保とし又は賣却したそして建設資金の不足を補充した。一八八一年の春には三〇萬エーカー二弗三九仙の割合を以て英本國に於て賣却され、又同年七月には一、五〇〇萬弗の土地擔保社債の發行を聲明する等會社當局が下附公地より得たる有形、無形の利益、援助は誠に多大であつた

カナダ太平洋鐵道の竣工完成は一に下附公地處分の成功に歸すべきだと迄謂はれて居る。同會社が受けた諸援助を綜合するに一九一七年鐵道調査委員會の調査報告に基けば次の通である

一、政府既成鐵道線下附	三七、七八五、三二〇弗
二、現金下附	六六、九〇五、四八一
內譯	
政府より直接會社へ與へし分	三〇、二八九、三四三
州政府より直接會社へ與へし分	四一二、八七八
市當局より同上	四六四、七六一
傍系會社を通じ間接に政府より取得せし分	一三、一二九、八七三
州當局より同上	一二、〇一六、二五七
市當局より同上	四、六三二、四二二
其の他	五、九五九、九四七
三、下附公地より擧れる純益	一二三、八一〇、一二四
計	二二三、八一〇、九二五

鐵道建設竝經營上より見て下附公地の重要なることは單に社債發行の基礎たるに止らず分讓に依りて得る收益が極めて大なるに依ることは左表に依りて明かである。今下附公地の重要性を解剖すれば大體次の樣になる

一、未開地を開發し殖民を奬勵すること
二、土地賣却より得る利益大なること
三、鐵道計畫上他線との競爭に有利の地位を占むること
四、借款の基礎となり確實に之を處置し得ること
五、會社は土地處分に依る利益を豫想し資金計畫を樹立し得ること。今資金計畫樹立上の參考として其の土地賣却模樣の一部を年次別に示せば大體次の樣である

土地分讓に依り得たる純益（一八八九年より一九二一年に至る）

年次	利益高（單位弗、年期別數字は弗未滿を切捨つ）	備考
一八八九年	三一、一八三	
一八九〇年	三三、五四一	
一八九一年	一四、〇一八	

年	未處分地（エーカー）	備考
一九一八年	一六、四八八、九五九	
一九一九年	六、五一一、三九四	賀上金高
一九二〇年	五、六〇六、三五一	此の都市所在見積價格
一九二一年	三、四四六、四一六	西部地方所在耕地、一エーカー當り一〇乃至一三弗
一九二二年	一、〇七三、六五一	木材產地にてエーカー當り一弗半乃至三弗
一九二三年	五六二、七一四	濯漑耕地にてエーカー當り三〇乃至四〇弗
一九二四年	九四、五八四	都會所在地
一九二五年	七五、二五四	其の他

而して未處分地として會社の手元に殘留せる土地資產は失表に依て概況を知るべし

右統計の數字は純益にして負却其の他に要したる一切の勘用は總て控除しあり

年	合計	アルバタ洲耕地同前、四二弗九四を示す
一九一七年	三七四、五五〇	
一九一八年	四、六五三、四六二	
一九一九年	六、五八八、七四〇	
一九二〇年	五、八三四、〇五四	
一九二一年	四、六五四、五二二	
一九二二年	三、八五二、七六	
一九二三年	一、九七九、四八〇	アルバタ洲同前五三弗一三を示す
一九二四年	七八、七一一、二七〇、九六	

右の外之等の土地内に在る炭田、木村、石油田、天然ガス等貯藏又は湧出するものも又相當價格に達するものと見られる

第二決定案

年	內譯	收穫高にして理由は都市所在土地を處分したるもの多きに依る
一九一九年	九、七〇一、八五四	
一九二〇年	〇、〇九六、三五一	
一九二一年	五、六六二、七一四	
一九二二年	四、一九三、一二九	アルバタ洲內所在水耕地はエーカー當り二四弗七一仙の相場を示す
一九二三年	二、九〇八、〇二六	
一九二四年	三、三〇二、七五八	
一九二五年	三、七〇三、〇五三	
一九二六年	二、九七五、九七七	
一九二七年	八七七、六一六	
一九二八年	六、一〇六、四八八	

此の頃より一般に地價昂騰エーカー當り一六弗五七仙

年	收穫高	備考
一九一九年	九、〇〇一、八五四	
一九二〇年	〇、〇九六、三五一	
一九二一年	四、六七一、四一六	
一九二二年	三、三〇二、七五八	
一九二三年	二、九〇八、〇二六	
一九二四年	三、三〇二、七五三	
一九二五年	二、九七五、九七七	
一九二六年	八七七、六一六	
一九二七年	六、一〇六、四八八	

第二決定案

年	內譯	收穫高にして理由は都市所在土地を處分したるもの多きに依る
一九一九年	九、〇〇一、八五四	
一九二〇年	〇、〇九六、三五一	
一九二一年	四、六七一、四一六	
一九二二年	三、三〇二、七五八	
一九二三年	二、九〇八、〇二六	
一九二四年	三、三〇二、七五三	
一九二五年	二、九七五、九七七	
一九二六年	八七七、六一六	
一九二七年	六、一〇六、四八八	

アルバタ洲內所在水耕地はエーカー當り二四弗七一仙の相場を示す

此の頃より一般に地價昂騰エーカー當り一六弗五七仙

年	未處分地（エーカー）	備考
一九一八年	一六、四八八、九五九	
一九一九年	六、五一一、三九四	賀上金高
一九二〇年	五、六〇六、三五一	此の都市所在見積價格
一九二一年	三、四四六、四一六	西部地方所在耕地、一エーカー當り一〇乃至一三弗
一九二二年	一、〇七三、六五一	木材產地にてエーカー當り一弗半乃至三弗
一九二三年	五六二、七一四	濯漑耕地にてエーカー當り三〇乃至四〇弗
一九二四年	九四、五八四	都會所在地
一九二五年	七五、二五四	其の他

而して未處分地として會社の手元に殘留せる土地資產は失表に依て概況を知るべし

右統計の數字は純益にして負却其の他に要したる一切の勘用は總て控除しあり

年	合計	アルバタ洲耕地同前、四二弗九四を示す
一九一七年	三七四、五五〇	
一九一八年	四、六五三、四六二	
一九一九年	六、五八八、七四〇	
一九二〇年	五、八三四、〇五四	
一九二一年	四、六五四、五二二	
一九二二年	三、八五二、七六	
一九二三年	一、九七九、四八〇	アルバタ洲同前五三弗一三を示す
一九二四年	七八、七一一、二七〇、九六	

右の外之等の土地內に在る炭田、木村、石油田、天然ガス等貯藏又は湧出するものも又相當價格に達するものと見られる

カナダ太平洋鐵道が政府より下附された公地は啻に一八八〇年の設立契約に基けるもの丶外、隨時隨處に驛用附屬地材料置場、學校敷地、除雪用地等の名目で多數の公地を同樣に無償下附又は賃貸をうけたが、其の大體は次に依り大樣が窺はれる

一、アサー港（Port Arthur）に驛附屬地として一哩に涉り二〇〇呎の公地下附を受く
一、カレント河（Current River）よりネピニゴン河（Nepinigon River）に至る間及ムースジョオ（Moosejaw）からカルガリー（Calgary）間に雪害防禦用地として沿線二〇〇呎を下附
一、砂利置場として必要に應じウイニペグよりカルガリイ間に合計二、八三二エーカーを下附
一、各驛は其の驛用地として幅三〇〇呎、縱二、六五〇呎（二〇エーカ）づゝを下附
一、ジヤスパーハウス（Jasper House）より西方コロムビヤ洲境に達する區間各驛に一六〇エーカーを用地として下附
一、木材伐採用地として一〇哩四方の公地五箇所を設定
一、公園、都市内に學校、ホテル等の建設敷地として極く低廉なる賃貸料を徵し會社に提供
カナダ太平洋鐵道が直接受けた之等下附公地の外更に他の鐵道會社を合併したる結果同樣に多額の公地を獲て居る其の數例を擧ぐれば次によつて大體推測し得べし

年次	合併會社名	獲得したる下附公地
一八九二年	コロムビヤ エンド ケートネイ セントラル（Columbia and Kootney Central）	一九〇、〇〇〇エーカー
	コロムビヤ エンド ウエスターン（Columbia and Western）	一、三四七、九〇五
一九〇二年	ブリチッシュ コロムビヤ サザン（British Columbia Southern）	三、六〇〇、〇〇〇エーカー
	マニトバ サウス エスト コロニゼーション（Manitoba South West Colonization）	一、三四九、四二四
	グレート ノース ウエスト セントラル（Great North West Central）	三二〇、〇〇四
	インターブロヴインシアル アンド ジエームス ベイの一支線七六哩（Interprovincial and James Bay）	三〇四、〇〇〇

之等を綜合してカナダ太平洋鐵道會社が一九一六年迄に政府より受けたる公地は幹支線を合せて同年鐵道調査委員會報告に依れば總計二七、七八七、九二一エーカーに上ると謂ふ

（五）鐵道開設に依る影響

カナダ太平洋鐵道の開設された結果如何なる影響が齎らされたかと謂ふに極めて多種多樣で詳細に述べることは困難だが、其の概略に就て摘記すれば次の樣である

一、コロムビヤ、マニトバ等の地方は危く米國に併呑せられむとしたるを免る
二、カナダ移植民事業を促進容易ならしめ其の結果移植民增加す
三、穀作、特に西部カナダの麥作盛になる爲に農產物運輸の爲交通頻繁となり交通の發達を促す
四、世界市場への搬出容易となりし爲當時の世界の麥價高騰につれカナダに於ける麥作盛となり改良を促す
五、西部カナダの發展の影響に依り、東部カナダも產業活氣を呈す
六、一八九六年より一九一三年に至るカナダ一帶の大發展は丁度同年間に於けるカナダ太平洋鐵道會社の隆盛時と時を同じくす

七、カナダ（Canada）・ノーザン（Northern）、グランド（Grand）・トランク（Trunk）、ライン（Line）等の鐵道敷設を刺戟せり

八、カナダ移民は米國經由の際、諸交通會社の防害に遇つたが爾後其の不便なし

九、世界の交通路を開拓した

一〇、スペリオル湖以北に在る豐富なる鑛産物を世界市場に搬出せしむ

一一、カナダ中部に在つた未開の平源地方を開拓して農地と爲し、食料を世界市場に供給する

註、イニス著ヒストリー　オブ　カナヂアン　パシフイック及ノールス著エコノミック　ディベエロップメント　オヴ　オヴアシーズ　エンパイヤより抜萃す

五、カナダナショナル鐵道の生ひ立ち

（一）

カナダの鐵道はカナダ太平洋鐵道を除き總て政府の管理に一括され一九二三年一月カナダナショナル鐵道と謂ふ名を冠するに至つた

之より先、一九一六年からカナダの諸鐵道は歐洲大戰の影響を蒙りて極度の營業不振に陷つた。燃料、用材、勞銀の昂騰、輸送量の減少等の不況原因は日に增し倍加し、カナダ全土に亘つて散在する數十の鐵道は續々政府に救濟を要望して來た。之に對し政府當面の處置としては飽迄援助を繼續するか、又は之等鐵道總てを政府所管に移すかの二途の一つを選ぶにあつた

其處で政府はデイトン、アクオースの兩氏を主班とした調査委員會を組織して國內鐵道事情の調査に當らせた。同委員會は一九一七年詳細な報告書を提出して、カナダ太平洋鐵道以外の諸鐵道は總て政府の手に移管し、一括經營すべきことを慫慂した

當時カナダ領土內にあつた鐵道は其の數八〇餘に上るが、其の重なるものはインターコロニアル、グランド・トランクカナダ・ノーザン、グランド・トランク太平洋、ナショナル横斷、ハドソンベイの六鐵道で今此の個々に就て簡單な說明を加へて置きたい

イ、インターコロニアル鐵道 The Intercolonial Railway

本鐵道は大西洋岸にあるハリハックスとセントジョン兩港とを連絡し、西方モンクトンを經てセントローレンス河畔の都市を繫ぐ線で、一八七六年英領北米法令に基き政府の所管に移り此の名を冠するに至つた

元前記二港附近の住民は米國領のボストン、ポートランド等の諸港の繁榮を見、商業上の必要から此の地方の鐵道建設を思ひ立ち州政府の手で小規模の鐵道を敷設した。東部地方の各地各所でも夫々短距離の鐵道を經營して居たが、偶々カナダ、米國兩國間にメーン州國境問題に就て紛擾を醸し漸く一八四二年に和議が成立したがカナダ領は著しく米國の侵出を蒙つた。加政府は之に刺戟され軍事上の必要より米加國境に鐵道敷設を思ひ立ち、債務保證、課稅免除等の恩典を與へて新線を敷設せしめた處が經營不振となり他線と共に前記の通り政府の管理に移つてしまつた

本鐵道は元々軍略を主眼として敷設されたもので、米國領土內には一步も入らなかつたのでボストン、ポートランド等との連絡が不便であつた爲輸送量少く其の結果經營難に陷り年々缺損を重ね、一九一七年の鐵道調査委員會の

調査に依ると本鐵道の投資額一〇六、〇〇〇、〇〇〇弗で、一八八九年より一九一六年迄の八年間に赤字六、四九一、二三二弗を出したが、政府所管である處から缺損を忍び辛うじて經營を續けて來た

ロ、グランド・トランク鐵道

米領ポートランド港とカナダの重要都市ケベック、モントリオールを連絡しサルニアを經てシカゴに接續する鐵道で、全長四、七七六哩、此の內一、一六四哩は米國領土內にあり、米、加兩國を繞ぐ國際鐵道である。カナダの諸鐵道中最古のもので、一八五三年に發布された鐵道建設法令に基き計畫され、民間資本に依り建設され事業の發達に伴ひ多數の小鐵道を併合して大を爲した。政府當局も之を援助し一九一六年官邊の調査に基けば政府の補助總額は次の樣だ

現金下附援助	一三、〇〇〇、〇〇〇弗
政府貸付金	一五、〇〇〇、〇〇〇
計	二八、〇〇〇、〇〇〇

後年カナダの諸鐵道に許した公地無償下附が本鐵道には全くなかつたことは注目に値する

ハ、カナダ・ノーザン鐵道

太平洋のプリンスアルバート港とケベック間を連絡する第二の橫斷鐵道で、始めマニトバ州の住民特にウイニペグ市民は痛くカナダ太平洋鐵道の專橫振りを厭ひ、之を忌避する目的で一八九六年からウイニペグ市附近を中心にして發達し、州、市竝聯邦政府の援助を受けて漸次擴大し、他の諸鐵道を併合、借入れ、又は自らの敷設等に依り一九一五年には總哩數九、九七一哩を所有するに至り、同年十月最初の橫斷列車が太平洋岸に到著した

本鐵道が聯邦政府から受けた援助はカナダ太平洋鐵道を除く他の諸鐵道中其の額最多く、一九一七年の鐵道調査委員會報告に依れば次の通だ

現金下附	三八、八七四、一四八弗
公地下附	三四、三七九、八〇九
（公地六、五五五、〇〇〇エーカーの見積價格）	
現金貸付高	二五、八五八、一六六弗
社債發行に對する政府引受保證額	一九九、一四一、一四〇
合計	二九八、二五三、二六三

右借款及保證人引受には利子を附せず

尙同年の會社資產評價額は三七、〇〇〇萬弗である

之に依て見るに鐵道が受けた政府援助の內、現金及公地の下附はカナダ太平洋鐵道の場合に比し幾分少いけれども借款及引受保證の間接援助額は莫大であり、外に市竝州當局も略同程度の負擔を引受て居る。本鐵道は一九一四年迄には自力で負債を殆ど償却してしまつたが、歐洲大戰の勃發に依り著しく經營不振に陷り遂に一九一七年其の經營は政府の手で管理されるに至つた

ニ、グランド・トランク太平洋鐵道及ナショナル橫斷鐵道

本線は一九〇二年聯邦議會に之が建設請願が提出せられたるを最初とし、翌三年にはグランド・トランク太平洋鐵道法及ナショナル橫斷鐵道法の二案が議會で可決せられ第三のカナダ大陸橫斷鐵道の敷設が確實となつた之より先カナダ西北部地方には鐵道開設に伴ひ多數の移住民が入り込んだが運輸不便の爲燃料、建築材料の不足に苦しみつゝあつた。加へて農產の增加につれ太平洋岸に之が輸出港を求めて居た。一方大西洋岸の諸地方はグランド・トランク線が米國の鐵道線と連絡して同地方の生產品を悉くボストン、ポートランド方面へ搬出するのでハリ

ハックス港及セントジョン港等のカナダ領内の海港が其の繁榮を米國に奪はるゝを懼れ、痛くグランド・トランク鐵道を恨んで更に之と對抗して東西兩洋に通ずべき横斷鐵道の敷設を要望し、遂に一九〇二年の請願となつて現れたものである

議會の承認した二法案に依れば左記の區間分擔に依り敷設せられることになつた

區間	負擔會社名
一、ウイニペグより以西太平洋岸迄	グランド・トランク太平洋鐵道
一、ウイニペグ以東モントリオル迄	ナショナル横斷鐵道

カナダ政府はグランド・トランク鐵道の右建設に對し會社の株式二、五〇〇萬弗の募債を保證する

右敷設は政府の手に依りて行ひ、竣工後政府は之を向ふ五〇年間グランド・トランク鐵道に經營を委託す。グ鐵道は之に對し七箇年を經過したる後毎年建設費の三%宛を賃借料として納入する

右の二線が竣工の曉は東部地方に就て謂へばケベック州内鐵道四五〇哩は大體其の背後の六〇〇萬エーカーを、又オンタリオ州内一、〇〇〇哩は大體二〇〇〇萬エーカーの各農地、山林を開拓することゝなり、且又ウイニペグ以西沿線は兩側幅一五哩に渉る地域を新に開發することゝなり未開地開拓の使命より見ても重要な價値を持つて居たグランドトランク太平洋線は一九一六年一月よりウイニペグ、プリンスアルバート港間一、七四八哩の運轉を開始した。そして北緯五一度以北の人跡未踏の寒地を開拓するに多大の貢獻をした。特に顯著なことは太平洋岸にプリンスルパート港の開拓だ。同港の一漁村にしてアメリカ印度人のみ住居して居たのが漁業、木材集散及對日支貿易の要港たることを看知して此處を開き、其の後七年後の一九二一年には人口約六、五〇〇を算するに至つた

グ鐵道がカナダ政府其の他より受けた援助に就ては一九一七年のカナダ鐵道調査委員會の報告に基けば次の通だ

（單位弗）

一、政府の現金下附	七〇、三一一、七一六
右は主として會社發行の證券買上の形式に依る	
一、政府の保證額	四三、四三二、八四八
一、州及市當局の援助	七二六、三二〇
計	一一四、四七〇、八八四

一方ナショナル横斷鐵道は初六一、四一五、〇〇〇弗の豫算を以て建設に著手したが竣工の上は其の費用一五九、八八一、一九七弗の巨額に上つた爲グ鐵道は之が委託經營を拒絶したので政府の手に於て運行經營しつゝあつたが其の成績は擧らなかつた。且グ鐵道も（一）カナダ政府が競爭相手たるカナダノーザン鐵道を援助し不信任の態度を採つたこと、（二）同目的の鐵道が三線に及び勞働賃金が高騰したこと等の爲經營難に陷り遂に一九一九年政府の管理に移つた

ホ、ハドソンベイ鐵道

本鐵道はカナダ聯邦の内で最近に竣工したものでサスカチエン州のルパ（Le Pas）よりマニトバ州を北上してハドソン灣内の一港ネルソンに達するものである

之が建設の目的は主として中央北部未開地開拓と、カナダ中部地方の生産物をハドソン灣に搬出する爲である。事實生産物を運搬の場合ネソルン港に達する距離は東部諸港への半に及ばないが、同灣は十一月中旬より七月半迄は全く氷結するのである

本鐵道は政府の手に依り一九一一年起工し一九一七年歐洲大戰の影響で一時中止されたが後一九二九年に漸く竣工を見た。建設資金は一九〇八年の聯邦土地法令に基き西部地方に廣大なる土地を留保し之を賣却した收益を充てたもので、其の流用額は一九二五年迄に二〇、五〇〇、〇〇〇弗に達する

鐵道の經營狀態は沿線の開發不充分なるとハドソン灣の氷結期間長き爲充分に初期の目的を實現せず爲に不振の狀態にあり。此の地方に鑛源が發見されなければ當分不振を續ける外はないと見られて居る

（二）

デイトン、アクオース鐵道調査委員會の報告は、カナダ鐵道の經營不振は其の主因が人口に比較し鐵道密度が多過ぎた結果であると看做して居る

今カナダ鐵道發達の狀況を其の人口に比較して見るに其の增加の割合は次の様になる

年次	人口	增加率%	鐵道哩數	增加率%
一九〇一年	五、三七一、三一五	—	一八、一四〇	—
一九一一年	七、二〇六、六四三	三四	二五、四〇〇	四〇
一九一七年	七、五〇〇、〇〇〇	〇四	三八、〇三三	四九
一九二一年	八、七八八、四八三	一七	三九、一九二	〇三

卽ち人口の增加に比較して鐵道の膨脹は非常な躍進振りを示し其の一哩當り人口は

一九〇一年	一哩に付	約	三〇〇人
一九一一年	同	約	二八四
一九一七年	同		一九七
一九二一年	同		一二二

となり、之を他の諸外國の例に見ると

		一哩當り人口
北米合衆國	同	四〇〇人
英本國	同	三、〇〇〇
ロシア（歐洲）	同	四、〇〇〇
オーストラリヤ	同	二七四
アルゼンチン	同	二三八

で右に示す様にカナダの鐵道が斯く目覺しい膨脹を遂げた原因は專ら政府當局の奬勵、援助の力に據る處が大きいことを同報告書は指摘して居る

更に當時のカナダ鐵道哩數は次の様である

カナダ鐵道名	國線	哩數
インターコロニアル		一、五一四
プリンス エドワード島		二七五
ナショナル横斷		一、八一〇
カナダ鐵道名	私線	
カナダ太平洋		一二、九〇〇
カナダ ノーザン		九、六四八
グランド トランク		三、五五六
グランド トランク太平洋		一、九六四
其の他の會社及州經營に屬するもの		六、三六六
合計		三八、〇三三
敷設工事中のもの		三、一五〇

尙右の內私設三大鐵道のキヤビタルコストは

カナダ　ノーザン	一哩當り	五四、九六一弗
グランド　トランク	同	一二七、三四〇
グランド　トランク太平洋	同	九八、〇一八

となつて居る。之に對しカナダ政府が與へた援助總額は主要官私鐵道に付て見るに次の通だ（單位弗）

現金援助	一五七、二九四、三二九
下附公地賣却より上れる收益	一五八、一八九、九三三
社債未濟額竝投資額	三九六、九二四、四八三
政府保證未濟額	二五六、〇四二、九九二
計	九六八、四五一、七三七

カ政府はデイトン、アクオース調査委員會の報告に基きカナダ太平洋及グランド・トランク太平洋の二線を除き其の他の全鐵道を一括して一九一八年政府所管と爲しカナダ、ナショナル鐵道管理委員會を作り之を管轄した

次でグランド・トランク太平洋も亦經營不振から政府の手に移され一九二一年同名の管理委員會の下に監督されて居たが、一九二三年一月三十日此の兩鐵道管理委員會は合同して本社をモントリオールに置き名をカナダ・ナショナル鐵道と改め政府の任命役員の下に經營を續けることになつた。此の合同に依り當時其の管轄下に集つた鐵道の總延長はカナダ領內に二二、〇〇〇哩、北米國內にも長距離に涉る鐵道を所有し、セントラル・ベルモント鐵道の如きは卽ち其の一例である

此の統一經營の業績は極めて良好で一九二二年五八・七〇萬弗の赤字負擔が一九二四—五年に於て六・〇〇萬弗に減少したが鐵道營業は猶不振の域を脫せず、之が繁榮の根本策として運輸の增加、天然資源の開發等が考へられて居る

（三）

カナダ政府が鐵道に與へた援助の跡を辿るに初めは米國に於けると同樣公地下附を專らとしたが、後年に至つて土地下附は全く姿を潛め主として借款保證の形式のみに據つた

カ政府が厖大な國有地を下附した意圖は鐵道會社をして拓植民企業に當らしめ人口を增殖して國內未開地の開發に當つたことは謂ふ迄もないが、鐵道當事者も亦よく此の期待に副ひ自ら移植民經營團體となつて遠く歐洲各國の僻村に至る迄カナダ移住の利益を宣傳鼓吹してよく其の目的を達した。移植民吸收の方法としては各國語のポスター、パンフレット、新聞廣告等を歐米各國の鐵道驛に揭載し又は案內所を設けて誘引紹介に努めた。移住民等は會社の謂ふ

一、會社線の無賃乘車證附與
一、資本金の長期貸付
一、分讓地價は手附として一〇分の一を拂込み他は適宜に完納
一、礦產豐富なること
一、冬期短きこと
一、世界第一の良耕地なること

等を固く信じ一エーカー當り五弗乃至一五弗の地價を嬉々として拂ひ込み、他の移植民會社の吸收宣傳には振り向かない有樣だつた。斯くして殆ど無價値で狩獵か放牧の外用ゐ樣もなかつた僻地が鐵道開設に依て完全な耕地と化し續々と移民を吸收してカナダ太平洋鐵道の取扱つたものだけでも一九二三年迄に一〇萬人に達した

公地下附に依る鐵道援助は後年に至つて全く其の跡を絕ちカナダ・ノーザンを除きグランド・トランク太平洋などは

全く此の恩惠に浴さなかつたが、之は政府當局の鐵道援助に對する意嚮の變化に依るところである。卽ち政府は鐵道敷設に依る地價の昂騰を見越し之を國家に確保する爲土地下附を發し、之に代つて現金下附、社債買上げ、借款保證等に依ることゝした

鐵道の開設が齎したる利益は啻に前記の農耕地の開拓のみに限らず新産業を刺戟したることも大きい。例へば太平洋岸の漁業は一段の活氣を增し魚肉を新食料として紐育、シカゴ方面に搬出し一九一六年にグランド・トランク太平洋線が取扱つた魚肉量は每月二〇〇萬磅を下らなかつた。其の他東部、北部カナダに鐵、石炭工業を起し穀物輸送に多大の便益を與へたが、將來之等の諸産業が更に活氣を呈して運輸が頻繁となれば自らカナダ・ナショナル鐵道問題も解決を見るものと考へられて居る

註　ノールス著「英國殖民地の經濟發達史」に依る

六、鐵道援助の目的と下附公地の處分方法

(一)援助の目的

米國、カナダ其の他の政府當局が其の鐵道に對し與へたる援助中最大なるものは公地の無償下附である

厖大な公地下附の先鞭をつけたものは米國の例であるが當時數年に亙り米國の上下兩院に於て公地下附の可否に就て有力な議論が闘はされた。之等贊否の意見を大括綜合すると議會に現はれた贊成意見と謂ふのは次の様なものである

一、鐵道敷設は一般の商業、郵政、社會、軍事、政治上の便益を增進するが故に國家が之を援助するは理の得たるものである

二、公地を鐵道に下附せば地方開發を早めること

三、未開地は附近の地價を釣り上げ經濟及政治上其の利益多大である

四、夥多の私有地が點在開耕さるゝことは一朝危急の際屯田兵の用を爲し軍事上有益なること

五、鐵道の如き大規模なる公益事業は一私設會社の經營としては負擔が大に過ぐるが故に國家は當然之を援助すべき義務がある

六、僻地を開拓せしめば徵稅面積を擴め國家財政的見地より得策である

七、公地下附に依り鐵道建設の援助を爲すは畢竟右の如く國家に對し多大の利益を齎すが故に無償下附は怪しからぬと謂ふ非難は當らない

八、國家は主權上土地を管理するものだから國家、國民に有益と思ふ使途に用うることは毫も不都合でない

九、公地下附を無償とせば從て鐵道より移民に對し拂下げる場合夫れだけ安くなるから移民奬勵に效果がある。又有價とせば資本家の思惑投資を唆り發達を遲延せしむる憂あり

之等の理由に依り公地は無償で下附すべきものだと主張されたのであるが、之に對する反對意見の主要なるものは左の通であつた

一、公地下附に依り徵稅の財源を失ひ國家は損害を蒙る

二、贈與として下附公地の面積が餘りに厖大に過ぐる

三、國有地は國債其の他借款の基礎を爲すが故に猥りに之を處分してはならない

四、國家は公地の管理を單に委任せられて所有するのだから獨斷で勝手に手放してはならぬ
五、國家は思惑投機の目的で公地を持つてゐねばならない
六、公地下附に依り民衆の對鐵道投機心を煽り健全な鐵道發達に妨害となる
七、公地下附に依り蒙る損害が各洲にとり一定平等でない
等が擧げられてゐた

(二) 下附公地の處分方法

下附公地の處分には次の様な方法が通常採られた

一、都市に隣接する土地は鐵道敷設に先ち、會社は農業經營者に賣却し僻地に於けるものは左記の方法に依り資金調達に利用された

二、他の鐵道資産と一括して社債發行の第一擔保とする

三、土地を基礎とせる土地債券(Land Bond)を賣出し、將來開耕に從事せむとするもの又は投資家を吸引した

四、更に土地を有利に處分する爲、傍系の土地會社を創設し專ら土地經營、移住民の指導に當らしめた

土地債券は米國鐵道會社の多くが之を發行した

尙アチソン・トペカ・サンタフ・エ(Atchison Topeka and Santa Fe)では稍異なる土地收益債券(Land Onoome Bond)を發行したが、之は將來土地賣却に依る收入を見越し、之を擔保とした債券である。又イリノイ・セントラル(Illinois Central)では下附公地を二分し一部を社債發行の第一擔保とし、殘の一部を右社債利息支拂の財源とした。債券に就ては先に述べた様に傍系の土地會社が運輸課(Traffic Department)の一部に責任係員を置いて直接之に當らせたものと、鐵道會社が運輸上必要な施設であり、且多額な經費を要する處から當該驛建物、倉庫、埠頭、土地權利などの鐵道財産を基礎として發行せられたのである。ビッツバーグ、シカゴ、セントルイス、ヒラデルヒヤ、オマハ、トレド、デトロイト等大都市の驛建設の際は同名の驛債券が發行された。土地の經營に就ては先に述べた様に傍系の土地會社を組織して之に當らせたものと、鐵道會社が運輸課(Traffic Department)の一部に責任係員を置いて直接之に從事せしめたものとがある。カナダ太平洋鐵道では主として後者の方法に依つた。傍系會社の例としてはセントジヨセフ・デンバー鐵道(St. Joseph and Denver Railway)がカンサス・ネブラスカ土地(Kansas and Nebraska)會社を、又ノーザン太平洋鐵道(Northern Pacific Railway)がスピリオル湖、プジエット・サウンド土地會社(Lake Superior and puget Sound Land Company)をして其の下附土地の處分、經營に當らせた。併し此の傍系土地會社は多く鐵道建設の發起人等に依て組織され、其の多くは資力の少い利權漁りであつた爲結局鐵道を利すること少く之等投機者を富ましめたことが多かつたと謂はれて居る

(三) 公地下附の手續

鐵道に下附さるべき公地は既成線一哩に對して六四〇エーカー(一平方哩)を一區劃とせる土地を片側に一〇乃至一二箇宛兩側合せて二〇乃至二四箇を與ふること、なる。此の一區劃毎に下附されざる同面積の國有地が點在するから丁度大きな碁盤目の様に雙方が入り混つて横幅が兩側沿線に二〇乃至二四哩の深さに達する勘定になる。そして既成線が二〇哩に達したとき之を下附すると謂ふ規定である

鐵道會社は路線の敷設計畫を立てると此の鐵道線に對し將來下附さるべき公地を豫定測量して圖面を作成する。夫れには沼地、既賣約地、保留せられたるもの、地權の設定せられたるもの、法律に依り指定を受けたもの、礦區等

の土地は一切除いてある

此の圖面を當局に提出して査定を申請すると米國國務省の名で同沿線兩側に一五乃至二五哩に亙る地域一帶は賣買、地權の設定等を禁じて鐵道の利益を擁護する

申請を受けた當該地方土地局(Land Office)は之を審査し間違なしと認められると會社は審査手數料を納入し茲に初めて土地局長(Surveyor General)から證明が下附され之を首府ワシントンの土地總局(General Land Office)に移送する。茲で正確と認められると許可が下り漸く會社の所有となる。若疑問があると再調査を命ぜられることになるのであるから下附申請から許可迄には相當の長い期間を要した。下附公地は既成線一哩を基準として測定せられるのだが路線の彎曲、屈折等の爲實際の敷設哩數と下附公地の割合に多少の開きがあつた。カリフオルニア州では五割減、ネバダ州一割一分減、ユタ州二割五分減等であつた。一八九七年現在のカリフオルニヤ、オレゴン兩州內の鐵道哩に對しては三、二八六、七二九エーカー(九六二、七〇三エーカー減)丈下附せられた樣な譯だ

斯くして下附せられた土地は鐵道敷設後三箇年以內に處分してしまはねばならぬが、若未濟の場合は政府に於て之を回收し他の國有地に處置することゝなつて居り、其の際政府は會社に對して一エーカー當一弗二五仙以內の賠償を爲すことゝなつて居た

(四) 移住民の吸收

鐵道會社は土地移住民を誘致する爲、多大の費用を投じて自國內は勿論遠く歐洲各國にも廣告、宣傳したが爲會社のみならず政府所有地も亦其の影響を蒙つて地價が上る結果となつた

應募の住民は特別な低額賃金を提供され種々な便宜を與へられた。鐵道會社は公地下附の認可がない先に之等移住民を其の希望地に收容し又は豫め選定して賣買契約を結ばしめた。夫れ故政府の下附認可があつたときは多くは移民が既に住居し、直に會社と移民との間に賣買取引が出來る有樣だつた

地價は普通平地で一エーカー當り二弗五〇仙以上二〇弗迄だが五弗以上に出たものは極く稀である

雜木の多い土地は平均五弗位、松材の所は一〇弗と謂つた程度で之等の土地購入に際して會社は普通五箇年償却を許した

移民の增加に從て會社所有地の地價は騰貴の傾向を示したのは勿論だつたが、其の間に介在する政府所有地は種々な制限を受けて拂下不可能であつた爲、地價釣上を抑止する作用を爲して居た

鐵道會社が最歡迎したのは健實な自作農民で、之に對し會社は專門指導者を置き種々な奬勵方法を採つたが其の一端を示すと

一、農事試驗場を設けて改良、檢査等を行ふこと

一、圖解、パンフレット、其の他の解說印刷物を配付して農事知識を普及すること

一、賞金を提供して農事改良を促すこと

一、農業列車を運轉し又は道路を改良して運搬を便ならしむること

一、農事用品、用具、種子の仕入、農產物の販賣に關する指導を爲し、製造業者、取引商人の調査、連絡を敎示すること

等其の他色々な方法を採つた

又ときには所有者の決定前にも拘らず空地に牧畜業者を誘引して永く使用を許した等の場合もあつた
斯く鐵道會社は其の土地繁榮策を講ずる傍ら之に附屬して勢ひ都市の建設、繁榮を目論み、移住民の吸收、商工業の活潑を促す爲に適當な計畫をした
ノーザン・パシフイック鐵道がタコマ市を、ヌグレートノーザン鐵道がシヤトル市を開發したのは其の一例である
以上は米國鐵道の移民對策で、カナダ鐵道も此の米國の先例に倣つて種々な方策を採つたが、中にもカナダ太平洋鐵道は特徴ある積極政策を採り注意に値する點が多い
タナダ太平洋鐵道當局は其の下附公地の賣却分讓を急がなかつた
同當事者の考として單に鐵道敷設のみに依り地價が上騰するは困難で、會社所有地の附近隣接地に先づ政府の奬勵に依る自作農民が一杯になり地價が上る迄は會社所有の下附公地を手放さぬ方針であつた
玆で當時英國政府の採つたカナダ植民政策に就て其の一端を述べると、一八六七年以降英國政府はカナダ發展の爲保護關稅策を採り併せて鐵道建設を奬勵して移殖民の吸收に努めた
所が一八七三年―八六年に襲來した世界的不況に禍ひされ東部カナダ地方、特に農村は甚しい窮境に陷り移住民が激減したので、政府は更に積極的な新政策を採るの已むなきに至り、同地への移民は何れの國籍たるを問はず一人に付公地一六〇エーカーを無償で下附することになつた。之に應じてドイツ人、スエーデン人、ロシア人等が續々カナダに入り込み隣接の米國北部地方からも多數の移住者があつた
斯くて一八八六年迄にはムース・ジョウ(Moose Jow)に至る迄の間國有地は殆ど自作農民で滿たされてしまつた
當時英國よりも無論多數の農民が移住したが、他國の農民に比して忍耐力少く成績が上らなかつた爲に、公地下附の條件として初一家の戸主又は二十一歲以上の男子と謂ふ制限があつたが後に十八歲以上に改め、又現地に五箇年の居住制限があつたのを三箇年に引下げ、且六箇月の現地住居を一箇年と算定する等の方法を採つたが他國の有經驗農民と競爭するには相當困難であつた
で、カナダ太平洋鐵道では其の會社所有地に移住すべき英國民に對して特別な保護を與へた。卽ち現地へ移住するに先ち一箇年前から會社は專門家を派遣して當該地に五〇エーカーの農園を經營せしめ土地、氣候に對する經驗を積ましめ、且農家、農倉、柵等を手ぬかりなく整へて英國からの移住者を迎へ其の經驗する處を敎へた。之が人心に投じて續々其の沿線に渡來したけれども、多くは都會人退役將校、軍人等で、經驗農民が極めて少なかつた爲多くは失敗に終り、會社は已むなく英國以外の他國民をも入るゝことゝなつた。一九一四年に至りカ會社は更に新しい植民策を立て從來の穀類栽培の農業のみでなく家畜飼育をも奬勵することゝなり、家畜を携行する自作農民を歡迎した。そして之等渡航者には年賦二〇箇年拂とし尙農家、農倉、農具等を最高二、〇〇〇弗迄、又牛、馬、豚等の家畜一、〇〇〇弗迄を貸與することゝした

「附」

クリーブランド及ホウエル共著「鐵道財政學」
ダヂエット著「サザン、太平洋鐵道史」
ノルース著「英國殖民地の經濟發達史」
ハンレー著「議會に現はれたる米國鐵道史」

(一)　米國鐵道會社の土地經營

米國の鐵道は主として民業として建設經營されたもので之に對し莫大なる公共の補助を受けて居る。其の補助の一形式は聯邦政府の行つた鐵道會社に對する公共土地の下附である

一八五〇年より一八七一年の二二年間に國會が二三鐵道會社に下附した土地は約一五、九〇〇萬エーカーであつてペンシルヴアニア州の約五倍の面積に當る

聯邦政府の土地下附の目的は主として

(イ) 植民開墾を促進して國富增加を圖ること

(ロ) 政府所有の價値なき巨大の土地の一部を下附して殘餘の土地の價格增加を圖ること

に在つた

(イ) イルノイ・セントラル鐵道會社の土地經營

合衆國は鐵道に土地を下附し以て下附せざる公用土地の利用性及價値を增加せむとする希望を有したのである

會社は公共土地内に幅二〇〇呎の用地を得、且線路の兩側に於て交互(偶數番號)幅六哩の土地を取得した。斯して會社は建設線路一哩に付幅一二哩の土地の半分即ち線路一哩に付六平方哩の土地を獲得した。此の一二哩幅の地帶内の土地中に若政府に於て既に處分した部分がある場合は會社は線路より一五哩以内に於て同一の面積を選擇し得るものである。一二哩幅の地帶内に於て政府の保留する交互の地區は一エーカーに付二弗五〇仙以上で賣渡すことゝし、其の後の下附に於ては此の幅を更に擴張し政府は下附地帶の保留地區一エーカーに付二弗五〇仙以下で賣渡すことに同意したのである

會社は最初の一〇年間は第一義的に土地會社にあり、鐵道會社として寧ろ第二義的のものであつた。其の鐵道組織は土地を抵當とすることに依り成立し、會社の負擔及社債は土地より上がる收入より適當に處理されたのである

會社は又未開の地にセントラリヤ外四の都市を建設し、内國、外國の移民を奬勵した。此の結果が所有土地の値上り貨客の增加に重大なる利益があつたのは謂ふ迄もない處である

(ロ) サザン・パシフイック鐵道會社の土地經營

會社は公用土地内に於て幅四〇〇呎の鐵道線路用地の外停車場、工場等に必要なる用地及建設の爲必要なる土砂石材、木材を隣接公用土地より採取する權利を賦與せられた

土地の無償拂下に就ては線路の兩側二〇哩内に於て公用土地一哩毎に一〇區劃の土地を一つ置きに與へられた

會社は斯る土地より一九一九年六月迄に大約一、七四三萬弗の收入を得て居る(此の半は償却收入)。會社の土地局の經費約七〇〇萬弗であるから差引一、〇〇〇萬弗の純益を擧げた理である

カルフオルニヤに於ては會社は一四四哩の間一哩毎に二〇區劃の割合で合計一八四萬エーカーの土地を拂下げられて居る。會社は移民政策として低廉なる價格を以て牧畜業其の他に土地貸付を行つて居る。賃貸價格は一エーカー二・五〇弗より二〇弗の間であるが、實際は五弗を起えることは稀である

(ハ) カナデイアン・パシフイック鐵道の土地經營

政府の土地拂下はウニペックよりジスパーハウス迄の線の兩側に二四哩内に一區劃六四〇エーカーの土地を一つ置きに與へられた

尙鐵道會社を財政的に援助する爲、之等の土地に對し地券を發行し政府に寄託せしめ五分の一を政府に保證とし

保管する以外は公賣し、其の代價は會社の工事進行に依て會社に交付するものとした

而して加奈陀に於ける鐵道の發達は直に土地賣却收入にも影響する處甚大であり、更に西加奈陀の植民及穀物の收穫は鐵道收入增加の重大なる要素となると共に土地經營に對して密接なる關係があつた

(二) 南米アルゼンチン中央アルゼンチン鐵道會社の土地經營

アルゼンチン政府は會社の一哩に付六、四〇〇ボンドの固定資本に對し年七分の利子保證を行つた外に線路の兩側五粁の土地を附與し全地域の開拓を圖つて居る

(二) 米國諸鐵道會社の貨客誘致に關する附帶事業

貨客誘致に關して諸鐵道の附帶事業は著大なる輸送量を供給する事業を沿線に自ら經營することより住宅地經營、遊園地經營に迄及ぶ。左に諸鐵道會社の產業開發に努力した實例を擧げて見よう

(イ) 鐵道會社が農學校と協力して運轉する農事展覽會列車の例がある。農產物の見本、生產方法、生產地竝之に適する地質、肥料の解說、病蟲害に關する參考品、農具類の照會、講演等が此の列車に依て行はれる

(ロ) 產業部を設置し各種產業に關する報導を蒐集し、各種生產物の生產者に適當なる事業地を與へ該計畫の全般に關する最近の報導其の他事業經營者に不斷の助力を與へる。更に政治の變遷及市況の推移を觀察し、事業經營方法を研究し小册子を配付し產業地圖を發行する等只管富源の開發と新事業の樹立とに助力を與へて居る

(ハ) 所有土地に移住民の分布に努力し居住地、耕作地等の獲得に便宜を與へて居る

第三　會議資料及議事錄

一、國鐵を中心とする滿洲農業開發方策案要綱（未定稿）

昭和十年八月
第二部農業班

第一　方　針

一、國有鐵道を中心とする滿洲農業の開發は滿洲國經濟建設の根幹を爲すのみならず、國鐵自體の經營に至大の影響を及ぼす基礎的重要事項たるに鑑み國鐵沿線全地域に亙り之を中心とする農業開發方策を樹立し、以て滿洲國全般の經濟建設の促進に資すると共に國鐵の圓滿なる經營遂行を圖るものとす

二、滿鐵會社は滿洲產業開發の特殊使命を有し且廣範圍に亙る國有鐵道委任經營の重責に任ずるものにして、移民國策の確立と滿洲國內容の充實に伴ふ農業國策の進展に呼應し組織的統制的方策を以て國鐵沿線の農業開發を行ひ、鐵道機能の發揮に努むると共に其れが經營の合理化を圖るものとす

三、最近に於ける膨大なる國有鐵道の新設は國防上の見地に立脚すると共に北滿、熱河地方を中心とする廣茅一千餘萬町に亙る可耕未墾地帶の開發を使命とするものにして、其の成否は國鐵自體の經營は素より滿鐵會社の社礎に重大なる影響を及ぼすものなれば、滿鐵會社としては本地帶の開發に重點を置き國鐵を中心とする農業開發に努むるを第一義と爲す

第二　要　領

一、國鐵を中心とする農業開發は大概左記三目標に之を對照として開發の方策を講ずるものとす

(1)　未耕地帶に對する農地開拓及新農村設定
(2)　既墾地帶に對する農事改良及農村振興
(3)　既墾、未耕兩地帶に對する治水及水利計畫

二、北滿及熱河地方を中心とする廣漠且僻遠なる未耕地帶の開發に對しては從前南滿地方等に行はれたる如き鐵道運輸政策を中心とする自然的農業開發方策に依り其の成果を期待せむとするは困難にして、其の不利なる自然條件を克服すると共に開發の促進を圖るべき特殊方策の採用を必要とす

三、前項農地開發會社は北滿及熱河に於ける國有鐵道を中心とする未墾地帶に對する現地開拓の實施及之に伴ふ附帶事業の經營を行ふものにして、政府及滿鐵會社は其の運用に關する根本方針を確立すると共に必要なる基礎的奬勵施設を協力施行するものとす

四、農地開發會社は前記方針に準據し左記大綱に從ひ事業の經營を行ふものとす

(1)　招墾計畫の助長に關する事業
(2)　農地の收得及經營に關する事業
(3)　新農村設定に對する助成事業
(4)　畜産地帶開發を目的とする生畜預託事業
(5)　前記諸事業の遂行竝農地開發上必要とする附帶事業

五、農地開發會社事業の根底を爲す招墾計畫の助長に對しては日、鮮、滿、蒙人に關する移住政策若くは移民政策に立脚し、相互關聯に對する根本方針を確立し會社業務の運用を圓滑ならしむるを緊要と爲す

六、農地開發上竝農地開發會社事業の進展上必要と認めらるゝ左記各項の基礎的奬勵施設は原則として滿洲國政府之を行ふを建前とするも、必要に應じ滿鐵會社は滿洲國政府と協議の上所管鐵路局をして其の代行に當らしむるものとす

(1)　農事試驗機關の設置
(2)　優良種苗及種畜の育成增殖竝配付に關する施設
　—原種圃、苗圃、種畜場の經營—
(3)　農事指導に關する施設—模範農場の設置
(4)　獸疫豫防に關する施設

七、國鐵沿線を中心とする地帶の內比較的人口稠密にして文化度高き既耕地帶に對する農事改良及農村振興等農業開發に關する一般的施設は滿洲國の內容充實に伴ふ行政機構の整備に鑑み滿洲國政府に於て之を施行するを原則と爲し、滿鐵會社としては鐵道運輸政策上及鐵路保護政策上特に必要とする農業施設に對し滿洲國政府と協議の上所管鐵路局をして之を施行せしむるものとす

八、前項方針に基き從來所管鐵路局に於て鐵路委任經營に伴ふ附帶事業として引續き經營し來れる試驗機關の如き一般的農事奬勵施設は滿洲國に之を委讓し、運輸政策上必要とする農業倉庫及檢查制等に關する施設の擴充を圖ると共に、鐵路保護政策上必要とする愛護村若くは警備村等の設置竝之に伴ふ農事施設に對しては內容の整備と其の合理化に努むるものとす

九、國有鐵道を中心とする新農村の設定、農村の振興、農事改良竝鐵道資源の培養等農業開發に關しては農村諸制度の改進及農業經營法の改善等を基礎とし其の方策の實現に努むると共に、他面生産方面に對しては國策上必要とする農畜産資源の獲得と日滿經濟提携及市場關係に基く生産統制に留意し其の進展を圖るものとす

一〇、滿洲農業開發上將來に殘されたる二大懸案は一は北滿及熱河を中心とする未耕地帶の開拓にして、他は滿洲全域に亙る治水及水利問題と爲す。治水及水利問題は其の重要度に比例し解決も亦至難とする所にして、國有鐵道經營上よりするも不可分の關係にあるに鑑み滿鐵會社は滿洲國に協力し根本方策を確立以て夫れが解決を圖るものとす

二、北滿農地開拓會社設立計畫案（前提條件）

昭和十年九月
第二部農業班

内　容

一、資本金
二、社債利子
三、土地の取得面積
四、取得土地の内容及土地代
五、土地の分譲竝小作經營
六、土地の開墾
七、小作農家の經營面積
八、小作入植年次割
九、小作に對する補助
一〇、小作に對する金融
一一、小作地の基礎施設費
一二、小作管理費

一三、小作料及徵收不能率

一四、租稅及水田維持費の負擔

一、資　本　金　三、〇〇〇萬圓

二、社　債　利　子　五分

三、土地の取得面積　一五〇萬町步（一五箇年）

國鐵沿線背後地の未墾地を主とし一五箇年に一五〇萬町步（一―五年每年二〇萬町步宛五箇年計一〇〇萬町步、六―一五年每年五萬町步宛一〇箇年計五〇萬町步合計一五〇萬町步）

四、取得土地の內容及土地代

既墾地二〇%、未墾地八〇%との內より不可耕地（除地）二〇%を除きたる八〇%の內一〇%は水田適地、九〇%は畑地及放牧地とす

土地代、既墾地一町步當六〇圓、未墾地一町步當一〇圓

取得土地一五〇萬町步實面積
- 可耕地八〇%一二〇萬町步
  - 內地人移民分讓地六〇萬町步
  - 會社直營地六〇萬町步
- 不可耕地二〇%三〇萬町步

五、土地の分讓竝小作經營

イ、分　讓

內地人移民分讓地　三萬戶一戶當二〇町步

鮮人小作一戶當五町步　一四、〇〇〇戶（七萬町步）

滿人小作一戶當二町步　一二萬町步二六、〇〇〇戶

滿洲拓殖株式會社其の他日本人移民の希望により實費を以て農業移民に分讓す

ロ、小作經營

鮮滿人の小作を招致し開墾を促進すると共に會社は小作の直營によりて經營の基礎を堅實ならしむ

六、土地の開墾

水田　鮮人に小作せしむべき水田は會社に於て開田す

畑地　滿人に小作せしむべき開墾費の半額を補助す

七、小作農家の經營面積

鮮人小作　一戶當　五町步（水田二町五反、畑及除地二町五反）

滿人小作　同　二〇町步（畑地一五町步、放牧地及除地五町步）

八、小作入植年次割

年次	鮮人小作	滿人小作
一年度	五〇〇戶	一、〇〇〇戶
二年度	一、〇〇〇	二、〇〇〇
三年度	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四年度	一、〇〇〇	二、五〇〇
五年度	一、五〇〇	二、五〇〇

六年度		一、五〇〇戶	三、〇〇〇戶
七年度		一、五〇〇	三、〇〇〇
八年度		二、〇〇〇	三、〇〇〇
九年度		二、〇〇〇	三、五〇〇
一〇年度		二、〇〇〇	三、五〇〇
計		一四、〇〇〇	二六、〇〇〇

九、小作に對する補助

鮮人小作　移住初年度の食費補給　一戶當　五〇圓

開田費全額會社負擔

滿人小作　移住初年度の食費補給　一戶當　五〇圓

四箇年間に開墾を終るものとし開墾費半額會社補助

一〇、小作に對する金融

鮮人小作　一戶當　二〇〇圓（家屋建築、農具、家畜購入費の一部）

滿人小作　同　三〇〇圓（同　）

（年利一割　五箇年年賦償還とす）

一一、小作地の基礎施設費

鮮人小作　一戶當　二五圓（道路及橋梁費）

滿人小作　同　七五圓（同　）

一二、小作管理費

イ、管理事務所臨時費

事務所建設費　一箇所　五、〇〇〇圓

管理事務所は小作人一、〇〇〇戶に付一箇所とす

ロ、管理事務所經常費

鮮人小作管理事務所　一箇所に付　四、〇〇〇圓

滿人同　同　三、五〇〇圓

一三、小作料及徵收不能率

イ、小作料

種別	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
鮮人小作	一〇% 五石	二〇% 一〇石	三〇% 一六石	以下同 一八石	同 以下同	同 同	同 同	同 同
滿人小作	免除 一石	一〇% 七石	二〇% 一九石	三〇% 三九石	以下同 四〇石	同 四二石	同 四二石	同 四五石

滿人小作料の徵收

年次	開墾後一—二年		開墾後三—四年		開墾後五年以上		計		一戶當小作料	
	面積	收量	面積	收量	面積	收量	面積	收量	徵收率	徵收量
一年度	—	—	—	—	五〇	五〇〇〇	五〇	五〇〇〇	免除	—

年次										
二年度	三・〇	二四・〇〇	—	—	五・〇	五〇・〇〇	八・〇	七四・〇〇	一〇%	七
三年度	六・〇	四八・〇〇	—	—	五・〇	五〇・〇〇	一一・〇	九八・〇〇	二〇	一九
四年度	七・〇	三六・〇〇	三・〇	二七・〇〇	五・〇	五〇・〇〇	一五・〇	一一三・〇〇	三〇	三九
五年度	四・〇	三二・〇〇	六・〇	五四・〇〇	五・〇	五〇・〇〇	一五・〇	一三六・〇〇	三〇	四〇
六年度	—	—	七・〇	六三・〇〇	八・〇	八〇・〇〇	一五・〇	一四三・〇〇	三〇	四二
七年度	—	—	四・〇	三六・〇〇	一一・〇	一一〇・〇〇	一五・〇	一四六・〇〇	三〇	四三
八年度	—	—	—	—	一五・〇	一五〇・〇〇	一五・〇	一五〇・〇〇	三〇	四五
九年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	以下同

鮮人小作料の徴收

年次	開墾後一―二年		開墾後三―四年		開墾後五年以上		計		一戸當小作料	
	面積	收量	面積	收量	面積	收量	面積	收量	徴收率	徴收量
一年度	二・五	五〇・〇〇	—	—	—	—	二・五	五〇・〇〇	一〇%	五
二年度	二・五	五〇・〇〇	—	—	—	—	二・五	五〇・〇〇	二〇	一〇
三年度	—	—	二・五	五六・二五	—	—	二・五	五六・二五	三〇	一六
四年度	—	—	二・五	五六・二五	—	—	二・五	五六・二五	三〇	一六
五年度	—	—	—	—	二・五	六二・五〇	二・五	六二・五〇	三〇	一八

備考

（一）耕作面積

イ、鮮人小作

初年度より二町五反歩（會社にて開田す）

ロ、滿人小作

一年度	熟地五町歩	開墾なし	計五町歩
二年度	同五町歩	同三町歩	同八町歩
三年度	同八町歩	同三町歩	同一一町歩
四年度	同一一町歩	同四町歩	同一五町歩

（二）反當收量

項別	完成年次	一―二年	三―四年
水田（籾）	二石五斗	八〇%	九〇%
畑地	一石	八〇	九〇

ロ、**小作料の徴收不能率**　一割とす

一四、租稅及水田維持費の負擔

イ、租稅の負擔

會社の負擔　土地に關する國稅（一町當三圓）

小作人の負擔　土地稅以外の地方稅

ロ、水田維持費の負擔

鮮人小作の水田維持費一町歩當一〇圓は會社の負擔とす

三、北滿農地開拓會社設立計畫案（前提條件）打合會議事錄

一、日　時　九月三十日
二、場　所　經調會議室
三、出席者　栗村、佐藤、三隅、谷山、酒家、藤原、二星、福留
四、會議事項
「北滿農地開拓會社設立計畫案」（前提條件）
午後二時―四時に至る會議の結果

（一）訂正事項

一、日本內地人移民に分讓すべき土地の比率
二分の一、原案一二〇萬町歩中六〇萬町歩を三分の一、四〇萬町歩とす

二、小作農家の經營面積
鮮人小作　三町五反（水田二町、畑地一町、除地五反）
（原案五町　水田二町五反、畑及除地二町五反）
滿人小作　一一町歩（畑地一〇町歩、除地一町歩）
（原案畑地一五町歩、放牧地及除地五町歩）

三、小作入植年次割
小作の入植を切上げること。即ち初年度より相當數入植を可能とすること

四、移民の資格
家族移民に限ること、明記し置くこと

五、移住費の補助
半額補助とし一戸當五〇圓位を計上すること

六、小作に對する補助
滿人小作に對する開墾費半額補助は之を會社の負擔とすること

七、小作に對する金融斷止
鮮人小作一戸二〇〇圓、滿人小作一戸當三〇〇圓（家屋建築、農具家畜購入費の一部）は會社に於て住屋を建築し現物給與とすること

八、小作料の引上
以上、六、七項による會社の負擔增に伴ひ小作料率を訂正增徵すること

九、小作料の徵收
徵收、滿人小作の初年度免除を廢し（開墾は會社に於て行ふに依る）初年度より徵收す

一〇、小作料の徵收に天災に依る危險率を計上すること
天災危險率一〇%

一一、反當收量を增額すること

原案は前項天災危險率を見込み反當收量を低減しありたるも之が計上に伴ひ增額すること

一二、放牧地の保留

會社に於て適當の放牧地を保留すること（小作に對する個々の放牧地分讓を取止めのため）

（二）決定事項

一、土地の分讓

日本內地人移民に對する土地の分讓は第三年目より平均に分讓すること

二、土地の分讓價格

實費とすること（金利を見込む）

（三）準備事項

全部小作經營の場合の計畫をなし置くこと

（四）注意事項

土地の取得費に就ては建設局土地係上野充一氏と打合のこと

四、北滿農地開拓會社設立計畫案打合會議事錄

昭和十年十月
第二部農業班

一、日　時　十月九日
二、場　所　經調會議室
三、出席者　奧村、三隅、谷山、酒家、新井、藤原、二星、福留、渡邊
午後一時半—三時に至る會議の結果

（一）訂正事項

一、小作料の天災危險率を五％に引下のこと
二、小作農家の移住費負擔半減のこと（一戶當五〇圓の會社負擔を半額とし二五圓は鐵道會社の負擔とすること）
三、會社の財產、建物には償却費を計上すること
四、會社の特別積立金を爲すこと
（滿洲拓植會社の如く特殊會社として積立金を要せずとすることは不能なるを以て普通營利會社として法定積立金を爲すこと）
五、會社の積立金は利益率の三割とすること
六、利益金の株主配當は利益率の七割を之に充て八分配當を限度とし其れ以上は社債償還に充當すること
七、會社の年度別損益計算には利益率を算出し置くこと

（二）追加事項

一、肥料費補給の件

鮮人小作に對し水田の地力維持の爲肥料費反當一圓の內四割を會社にて補給すること

五、北滿農地開拓會社設立計畫案

昭和十年十月二十二日
第二部農業班

內容

第一　事業目論見書
第二　事業資金計畫書
第三　營業收支豫算書

第一　事業目論見書

（一）會社の名稱及所在地

北滿農地開拓株式會社（本社を新京に、出張所を必要の地に設く）

（二）事業目的

(1) 移住用土地の取得經營管理及分讓
(2) 移住者に必要なる施設
(3) 農牧林業其の他資源開發利用に關する事業
(4) 建築物の築造、賃貸借竝賣買

(5)　農耕資金の融通並物品の賃與供給
(6)　農產物其の他物品の加工、賣買並委託賣買
(7)　前各に附帶事業

(三)　國籍組織

滿洲國法人たる普通會社とす

(四)　資本金

一、公稱資本金　金　三、〇〇〇萬圓
但し一株金五〇圓　六〇萬株

二、出資金內譯

滿洲國政府	金	一、〇〇〇萬圓
國有鐵道	金	一、〇〇〇萬圓
滿鐵會社	金	一、〇〇〇萬圓

(五)　事業計畫

一、土地の取得區域

一五〇萬町歩（二五箇年）

北滿に於ける北黑沿線、洮索沿線、齊克沿線の三地帶を主とし之に必要なる地方を加ふ

二、土地の分配

取得土地　五〇、〇〇〇町歩
- 內地人移民分譲地　〇〇町歩
- 會社直營地　一〇、〇〇〇町歩
  - 水田適地　四〇、〇〇〇町歩（二〇、〇〇〇戶當二町歩戶）
  - 畑地、三除地、放牧地　〇〇町歩（二〇、〇〇〇戶當一六町歩戶）
  - 外に不可耕地　一〇、〇〇〇町歩
- 共同放牧地　一四五、〇〇〇町歩
- 畑地、五九除地　五、〇〇〇町歩
- 水田適地　六、〇〇〇町歩（鮮人小作二〇、〇〇〇戶當二町歩戶）
- 外に不可耕地　二〇、〇〇〇町歩

三、取得土地の土地代

一町歩平均二一〇圓（既墾地二〇%、一一町歩當一六〇圓）

四、入植位地分譲年次割

年次	內地人農業移民分譲	鮮人小作	滿人小作
四三一年度	戶	戶	戶
四三二年度	二、六〇〇	四、〇〇〇	六、七〇〇
四三三年度	三、〇〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
四三四年度		四、〇〇〇	七、〇〇〇

五年度	三、〇〇〇戸	四、〇〇〇戸	七、〇〇〇戸	五〇、〇〇〇
六年度	三、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	一、七〇〇
七年度	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
八年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
九年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一〇年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一一年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一二年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一三年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一四年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一五年度	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
計	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

五、土地の分譲竝小作經營

イ、土地の分譲

內地人農業移民の爲取得土地の三分の一・五〇萬町歩（內可耕地四〇萬町歩、一戸當二〇町歩、二〇、〇〇〇戸分）を滿洲拓殖株式會社に分譲することを豫想す

分譲價額は金利を見込み取得原價の一割增とす

ロ、小作經營

鮮人及滿人小作人を招致し會社の直營とす

六、移民の資格

農業に經驗を有する家族移民たること

七、土地の開田及開墾

會社に於て開田及開墾を爲すものとし開田費は一町歩當二五〇圓、開墾費一町歩當一三圓とす

八、農家の經營面積

イ、內地人移民　一戸當　二〇町歩

ロ、鮮人小作　同　三町五反歩（水田二町歩、畑一町歩、除地五反歩）

ハ、滿人小作　同　一一町歩（畑一〇地歩、除地一町歩）

九、小作に對する補助竝給與

移住費補助　一戸當　二五圓（一戸當五〇圓の半額を會社にて補助す。半額は鐵道會社にて負擔す）

移住初年度の食費補給　同　五〇圓

住屋　同　三〇〇圓（會社にて建築給與す）

一〇、小作地の基礎施設

道路及橋梁施設　一粁當　二、五〇〇圓　會社負擔

一一、小作管理費

イ、管理事務所　小作人　一、〇〇〇戸に付　一箇所

建築費其の他一箇所
ロ、管理事務所經常費　鮮人小作　五、〇〇〇圓
　　滿人小作　一箇所　四、〇〇〇圓
一二、小作料及徵收不能率　同　三、五〇〇圓
イ、小作料率

種別	一年	二年	三年	摘要
水田	二〇%	三〇%	四〇%	
畑作	一五	二五	三五	

ロ、一戸當小作料

種別	一年	二年	三年	
鮮人小作 穀類 籾	八・三二〇石	一四・〇四〇石	二〇・八〇〇石	
滿人小作	一・三二〇	二・四七五	三・八五〇	
	一三・二〇〇	二四・七五〇	三八・五〇〇	

備考　1、反當收量

種別	一年	二年	三年
水田（籾）	二・〇八石	二・三四石	二・六〇石
畑作	〇・八八	〇・九九	一・一〇
比率	八〇%	九〇%	一〇〇%

2、耕作面積
鮮人小作　水田二町歩、畑作一町歩
滿人小作　畑作一〇町歩　初年度より全面積を耕作す

ハ、小作料の徵收不能率
通常徵收不能率　一割
天災に依る徵收不能率　五分
計　一割五分

一三、租稅、水田維持費及肥料代の負擔
イ、租稅
會社の負擔　土地に關する國稅（反當三〇錢）
小作人の負擔　土地稅以外の地方稅
ロ、水田維持費
全額會社の負擔とす　反當一圓

八、肥料代

會社負擔　四割（四年目より反當一圓の內）

小作人負擔　六割（同　）

第二　事業資金計畫書

本會社が一五箇年間に要する事業資金次の如し

（一）所要資金　金七八、八〇五、〇〇〇圓

內譯

一、土地取得費　金三〇、〇〇〇、〇〇〇圓

一、開田開墾費　金二〇、九四〇、〇〇〇圓

一、移住者に必要なる基礎施設　金三、二七五、〇〇〇圓

一、小作施設費　金二四、〇〇〇、〇〇〇圓

一、會社設備費　金五八〇、〇〇〇圓

一、創立費　金一〇、〇〇〇圓

事業資金年度別支出竝調達（單位千圓）

年度	資金支出	調達資金 株金拂込	調達資金 社債募集	計
一年度	一〇、六三四	一二、〇〇〇	—	一二、〇〇〇
二年度	一〇、六四〇	一二、〇〇〇	—	一二、〇〇〇
三年度	一〇、六四〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇
四年度	一〇、六四〇	—	九、〇〇〇	九、〇〇〇
五年度	九、八四二	—	八、〇〇〇	八、〇〇〇
六年度	二、六八二	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
七年度	二、六三七	—	—	—
八年度	二、六三七	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
九年度	二、六三二	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一〇年度	二、六三七	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一一年度	二、六三七	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一二年度	二、六三二	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一三年度	二、六三七	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一四年度	二、六三七	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一五年度	二、六三二	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計	七八、八〇五	三〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	六八、〇〇〇

備考　支出資金の調達資金より超過する金額は土地分讓收入金を以て充當するものとす

第三　營業收支豫算書

本會社の二五箇年間に於ける收支累計豫想次の如し

利益の部		損失の部	
土地分譲利益	一、〇〇〇、〇〇〇圓	營業費	六、四〇〇、〇〇〇圓
小作收益	一二二、三五〇、〇三〇	小作補給費	六、〇〇〇、〇〇〇
預金利息	八〇〇、一四〇	社債利息	三二、九五〇、〇〇〇
計	一二四、一五〇、一七〇	計	四五、三五〇、〇〇〇
差引純利益	七八、八〇〇、一七〇		

差引純利益金は次の如く處分さるゝものとす

(一)配當金　金　四、七七〇萬圓

內譯

一―四年　無配當
五―六年　五分配當　金三〇〇萬圓
七―九年　七分配當　金六三〇萬圓
一〇―二五年　八分配當　金三、八四〇萬圓

(二)積立金　金　二、一四〇萬圓

內譯

一―四年　無
五―六年　五〇萬圓宛　一〇〇萬圓
七―一四年　九〇萬圓宛　七二〇萬圓
一五―二五年　一二〇萬圓宛　一、三二〇萬圓

(三)後期繰越益　金　九、七〇〇、一七〇圓

六、北滿農地開拓會社家畜預託方法

昭和十年十一月十六日會議
第二部畜產班

要旨

一、經營　北滿農地開拓會社

二、場所　北滿

三、家畜種別

牛、馬、羊、豚（當分の內各在來種を用い牲畜の供給可能なるに至り漸次雜種に置換する方法を講ずるものとす）

四、預託畜仕入方法

牛、馬、羊は察哈爾省より豚は南滿より購入することゝし、會社經營牧場生產畜も漸次供用す

五、預託の方法

1、牝畜を預託し成育せる仔畜を收得する方法（長期契約）

牛	一三年	
馬	一七年	二年
羊	一〇年	
豚	四年	

2、牝畜を預託し成育中の仔畜を收得する方法（短期契約）

牛	五年	犢牛
馬	不成立	

羊　五年
豚　二年

3、**牝副畜を預託し年賦金を以て償還する方法**

牛　五年
馬　五年
羊　五年
豚　二年

六、收支計算

以上諸種の方法に就き毎年一定頭數を預託することゝし其の收支を計出すれば左の如し

1、**牝畜を預託し成育せる仔畜を收得する方法**（長期契約）

(1) 牛

イ、條　件

期間一三年、預託者は期間滿了後被預託者に無償讓與し、生産仔畜は滿二年半にて其の約半數を收得（牝牛を原則とするも牝牛を以て牝に代へ償還に充つることを得るものとす）其の間仔畜の賣却處分を許さず

ロ、收　支

事業完成は滿一四年後にして九年間支出過、完成後毎年投下資金に對する約二割（年經費に對する一〇・三割）の收益を見るに至る

(2) 馬

イ、條　件

期間一七年、生産仔畜は滿三年半にて收得、其の他牛の場合と同じ

ロ、收　支

事業完成は一八年後にして一三年間支出過、完成後毎年投下資金に對する約〇・七九割（年經費に對する六・三割）の收益を見るに至る

(3) 羊

イ、條　件

期間一〇年、生産仔畜は滿一年にて收得、其の他牛の場合と同じ

ロ、收　支

事業完成は一一年後にして八年間支出過、完成後毎年投下資金に對する約一・〇八割（年經費に對する四・八割）の收益を見るに至る

(4) 豚

イ、條　件

期間四箇年、生産仔畜は滿一箇年にて收得、其の他牛の場合と同じ

ロ、收　支

事業完成は五箇年後にして四箇年間支出過、完成後毎年投下資本に對する約三・一割（年經費に對する六・四割）の收益を擧ぐることを得

2、**家畜を預託し成育中の仔畜を收得する方法**（短期契約）

(1) 牛

イ、條　　件

期間五箇年生産後滿一箇年の仔畜全部及期間滿了後預託畜の處分に由る收入の三分の二を取得し三分の一を被預託者に讓與す。收得せる仔畜は又之を期間二箇年にて預託し滿了後其の賣却收入の三分の二を取得し三分の一を被預託者に讓與するものとす

ロ、收　　支

事業完成は滿七年後にして完成後年經費に對する約〇・一五割の收益を見ることを得

牝牛預託による收益　〇・七割
犢牛預託による收益　〇・四割

但し

成牝牛　價格　四〇圓
成雌牛　同　五〇
滿一年牝犢牛　同　二〇

とす

(2) 羊

イ、條　　件

期間五箇年生産後滿一箇年の仔畜全部及期間滿了後預託畜の處分に依る收入の三分の二を取得し三分の一を被預託者に讓與す

同處分價格三五圓

ロ、收　　支

事業完成は滿六年にして完成後年經費に對する約一・七割の收益を見ることを得

(3) 豚　（一）

イ、條　　件

期間二箇年、生産後六―八箇月の仔豚全部及預託畜處分價格の三分の二を取得し三分の一を被預託者に讓與す

ロ、收　　支

事業完成は三箇年後にして年經費に對するに二・八割の收益を見ることを得

但し成牝處分價格一頭當二三圓
六―八箇月仔豚處分價格一二圓

豚　（二）

イ、條　　件

期間二箇年、生産後六―八箇月の仔牝豚を預託し該期間生産せる仔豚を六―八箇月に於て二頭取得す

ロ、收　　支

年經費に對する收益率〇・七割

3、牝或は犢畜を賄托し年賦金により償還せしめ、一定年間に完濟せしむる方法（貸付契約）

(1) 牛

イ、條　　件

期限五箇年、貸付牛價格一頭當圓五〇圓、牝四〇圓、年賦金圓一七圓、牝一四圓とす

ロ、收　　支

年經費に對する收益率圓一・六割牝一・四割

但し自然斃死は預託者負擔、斃死率八%

(2) 馬

イ、條　　件

期限五箇年、貸付馬價格一頭當騙七〇圓、牝五五圓、年賦金騙二二圓、牝一七圓とす

ロ、收　　支

年經費に對する收益率騙一・六割牝一・一割

但し自然斃死は預託者負擔、斃死率八%

(3) 羊

イ、條　　件

期限五箇年牝一頭當貸付價格七圓、年賦金一・五〇圓

ロ、收　　支

年經費に對する收益率一・二割

但し自然斃死は預託者負擔、斃死率八%

(4) 豚

イ、條　　件

期限二箇年、牝一頭當價格二三圓、年賦金一六圓

ロ、收　　支

年經費に對する收益率　(一)一・二割

但し自然斃死は預託者負擔、斃死率一〇%

七、北滿農地開拓會社特產部門（前提條件）

昭和十年十一月
第二部農業班

計算條件

一、農家の經營面積（一戶當）

イ、內地人移民	二〇町步	內耕作地	一〇町步
ロ、鮮人小作	三・五町步	同	三町步
ハ、滿人小作	一一町步	同	一〇町步

二、耕作地に對する作付割合

イ、內地人移民					
大豆	二・〇町	玉蜀黍	一・〇町	特用作物	〇・五町
高粱	一・〇	小麥	二・〇	馬鈴薯	〇・三
粟	一・〇	水稻	二・〇	蔬菜	〇・二
				計	一〇・〇
ロ、鮮人小作					
大豆	〇・三町	玉蜀黍	〇・一町	蔬菜	〇・〇五町
高粱	〇・二五	水稻	二・〇	計	三・〇
粟	〇・二五	小豆	〇・〇五		
ハ、滿人小作					
大豆	二・五町	玉蜀黍	一・五町	馬鈴薯	〇・三町
高粱	一・〇	小麥	三・〇	蔬菜	〇・二
粟	一・〇	特用作物	〇・五	計	一〇・〇

三、反當收量

イ、內地人移民（自家所要量を控除せる一戶當販賣數量）

	二年	三年	四年	五年	六年
大豆	—	五・九三石	九・九八石	一一・七八石	一三・七八石
	—	七七一・五庇	一二・九八・四庇	一五三二・六庇	一七九二・八庇
高粱	—	一・二七	一・二六	二・二六	三・二六
	—	一六二・四	一六二・四	二八九・一	四一七・〇
粟	〇・一二石	六・一九	六・一九	七・一九	八・一九
	一四・〇庇	七二一・八	七二一・八	八三八・四	九五五・〇
玉蜀黍	二・六七	八・四六	八・四六	九・六六	九・六六
	三五〇・〇〇	一、一〇九・一	一、一〇九・一	一、二六六・四	一、二六六・四
小麥	—	七・六〇	一一・二〇	一二・八〇	一四・八〇
	—	一、〇〇四・〇	一、四八〇・〇	一、六九〇・九	一、九五五・一
水稻	一一・〇七	二四・四五	三五・七〇	四〇・七〇	四五・七〇
	一、〇六二・七	二、三四七・二	三、四二七・二	三、九〇七・二	四、三八七・二

ロ、鮮滿人小作

	初年度	二年度	三年度
大豆	一〇四・一庇	一一七・一庇	一・〇石
			一三〇・一庇

	斤	斤	石	斤
高粱	一二二・六	一二六・六	一・一	一四〇・七
粟	一〇二・六	一一五・五	一・一	一二八・三
玉蜀黍	一二五・八	一四一・六	一・二	一五七・三
小麥	九五・一	一〇七・〇	〇・九	一二八・九
水稻	一七六・六	一九八・七	二・三	二三〇・八
小豆	九四・一	一〇五・八	〇・八	一一七・六

四、自家消費量（一人一箇年所要量）

イ、鮮人小作

水稻（籾）　一・四六石　一四〇・二斤　　粟　一・〇九五石　一二七・七斤　　小豆　〇・三六五石　五三・七斤

ロ、滿人小作

大豆　〇・一八石　二三斤　　玉蜀黍　〇・六石　七九斤　　高粱　〇・四五石　五七斤

小麥　〇・三六石　四七斤　　粟　一・二六石　一四七斤

註　自家消費量は一戸當家族五人を包擁するものと看做し其の消費能率を成人四人と看做す

五、家畜飼料（一頭一箇年所要量）

イ、鮮人小作は牛一頭、滿人小作は馬二頭飼養するものとす

大豆　一・〇二石　一三三斤　　高粱　二・〇石　二五六斤

六、播種量（一反歩當）

大豆　〇・四五石　五八斤　　玉蜀黍　〇・三四石　四四斤　　高粱　〇・一六石　二一斤

水稻　一・〇〇石　九六斤　　粟　〇・一二石　一四斤　　小麥　〇・六六石　八七斤

小豆　〇・二六石　三八斤

八、北滿農地開拓會社金融部門（前提條件）

內　容

一、會社の目的
二、資　本　金
三、社　　債
四、貸付金額
五、貸付の方法
六、貸付金利
七、回收・不能率
八、諸　經　費

一、會社の目的

北滿農地開拓會社直營小作人及一般農民に對する營農資金の貸付を目的とす

二、資　本　金

五〇〇萬圓

三、社　　債

社債利子年五分、社債總額一、〇〇〇萬圓、社債限度超過額五〇〇萬圓は親會社より融通を受けるものとす

四、貸付金額

直營小作人に對しては入植戸數一戸當平均一〇〇圓を目標とす

一般農民に對して、直營小作人に對する貸付金額と略同額を目標とす

五、貸付の方法

直營小作人に對して、無擔保貸付なれども農務樓を基準とし連帶保證に依らしむ。一般農民に對しては擔保付貸付とす

六、貸付金利

年一割五分。但し會社收支計算の場合に於ては左の如き理由に依り平均年利率一割二分とす

（イ）直營小作人に對しては年一割五分の九箇月分及銀行當座預金利子年七厘三毛の三箇月分計年一割一分四厘强と見る

（ロ）一般農民に對しては擔保付貸付なる爲年（一二箇月分）一割五分と見る

（ハ）會社收支計算上遊資金を見込まず

七、回收不能率

利息及元金の回收不能率を貸付元金の四分とす

八、諸　經　費

貸付元金の二分とす

年	出 計	差引後期繰越金	説明
	二,七四一,〇〇〇	二,五〇三,〇五〇	(一) 貸付金元利回収
	五,五二三,八〇〇	五,〇四六,三一〇	貸付金の一一割二分
	七,七九八,三〇〇	七,一二四,八六〇	(二) 預金利息
	一〇,〇九一,八〇〇	九,二三六,八七〇	年度始收入より年度始支出を差引たる殘高に對する
	一二,四五四,六〇〇	一一,三二四,六五〇	年利率五分の銀行預金利息
	一三,六四一,八〇〇	一二,四一九,七五〇	年度始收入―株金拂込、社債募集積立金、前期繰越金
	一三,七六二,四〇〇	一二,五四〇,二四〇	
	一四,九七一,八〇〇	一三,六六五,三一〇	年度始支出―貸付元金、諸經費
	一五,一〇二,〇〇〇	一三,七九七,六八〇	(三) 積立金
	一五,二五四,四〇〇	一三,九三七,一七〇	前年度法定特別兩積立金の合計
	一一,三二一,八〇〇	一〇一,六〇五,八一〇	(四) 貸付元金
	一六,四九五,六〇〇	一五,〇九二,八六〇	貸付元金諸經費の合計が株金拂込社債募集積立金及
	一六,七〇七,六〇〇	一五,二〇七,八四〇	前期繰越金の合計を超過せざる様萬圓單位にて決定
	一七,九二〇,〇〇〇	一六,三三四,五三〇	せり。最高一、六〇〇萬圓を限度とす
	一七,九二一,〇〇〇	一六,四七二,八五〇	
	一七,九二四,〇〇〇	一六,六一五,〇九〇	
	一七,九二七,〇〇〇	一六,七六四,五九〇	
	一七,九二八,〇〇〇	一六,九二三,七一〇	
	一七,九三一,〇〇〇	一七,〇八七,七九〇	
	一八,九五五,〇〇〇	一六,二五九,二三〇	
	一七,八八八,〇〇〇	一六,四三九,三八〇	
	七七,五七七,二〇〇	一六三,一九七,八六〇	
	一七,九四二,〇〇〇	一六,五七七,六九〇	
	一七,九四二,〇〇〇	一六,七三六,〇七〇	
	一七,九四六,〇〇〇	一六,八七七,八七〇	
	一七,九四九,〇〇〇	一七,〇三七,四一〇	
	一八,九五〇,〇〇〇	一六,二〇七,〇八〇	
	九〇,七二九,〇〇〇	八三,四二六,一二〇	
合計	七九,六三八,〇〇〇	三四八,二三九,七九〇	

資金計畫內譯表（金融部門）

年次	收入							支出							差引後期繰越金	說明
	株金拂込	社債募集	元利付回収金	預金利息	積立金	前期繰越金	計	社債償還	貸付元金	營業支出	配當金	法定積立金	特別積立金	計		
一九二一	三五〇,〇〇〇	—	三四,〇〇〇	五	—	—	三四,〇〇五	—	三四,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三五一,〇〇〇	三四,〇〇五	（一）貸付金元利回収
一九二二	三五〇,〇〇〇	—	五五,一〇〇	四五	—	三四,〇〇五	八九,一五〇	—	四九,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三九一,〇〇〇	五〇,一五〇	貸付金の一一割二分
一九二三	—	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇五	一〇〇,〇〇〇	五〇,一五〇	二一〇,二五五	—	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三〇一,〇〇〇	九〇,二五五	（二）預金利息
一九二四	—	一〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九〇	二〇〇,〇〇〇	九〇,二五五	三六〇,四四五	—	七〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三一一,〇〇〇	四九,四四五	年度始收入より年度始支出を差引たる殘高に對する年利率五分の銀行預金利息
一九二五	—	一〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二四五	三〇〇,〇〇〇	四九,四四五	四五九,六九〇	—	八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三二一,〇〇〇	一三七,六九〇	
一九二六	—	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	三〇五	四〇〇,〇〇〇	一三七,六九〇	六二七,九九五	—	九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三三一,〇〇〇	二九六,九九五	年度始收入一株金拂込、社債募集積立金、前期繰越金
一九二七	—	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三八〇	五〇〇,〇〇〇	二九六,九九五	九九九,三七五	—	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三四一,〇〇〇	六五八,三七五	金
一九二八	—	一〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	四六五	六〇〇,〇〇〇	六五八,三七五	一,四三〇,二四〇	—	一一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三五一,〇〇〇	一,〇七九,二四〇	年度始支出一貸付元金、諸經費
一九二九	—	一〇〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	五四〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇七九,二四〇	二,〇〇〇,七八〇	—	一二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三六一,〇〇〇	一,六三九,七八〇	（三）積立金
一九三〇	—	—	一三〇,〇〇〇	六一〇	八〇〇,〇〇〇	一,六三九,七八〇	二,五七〇,三九〇	—	一三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三七一,〇〇〇	二,一九九,三九〇	前年度法定特別積立金の合計
一九三一	—	—	一四〇,〇〇〇	六八〇	九〇〇,〇〇〇	二,一九九,三九〇	三,一四〇,〇七〇	—	一四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三八一,〇〇〇	二,七五九,〇七〇	（四）貸付元金
一九三二	—	—	一五〇,〇〇〇	七五〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,七五九,〇七〇	三,九一〇,八二〇	—	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	三九一,〇〇〇	三,五一九,八二〇	貸付元金諸經費の合計が株金拂込社債募集積立金及前期繰越金の合計を超過せざる樣圓單位にて決定せり。最高一、六〇〇圓を限度とす
一九三三	—	—	一六〇,〇〇〇	八一〇	一,一〇〇,〇〇〇	三,五一九,八二〇	四,七八〇,六三〇	—	一六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四〇一,〇〇〇	四,三七九,六三〇	
一九三四	—	—	一七〇,〇〇〇	八六〇	一,二〇〇,〇〇〇	四,三七九,六三〇	五,七五〇,四九〇	—	一七〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四一一,〇〇〇	五,三三九,四九〇	
一九三五	—	—	一八〇,〇〇〇	九一〇	一,三〇〇,〇〇〇	五,三三九,四九〇	六,八二〇,四〇〇	—	一八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四二一,〇〇〇	六,三九九,四〇〇	
一九三六	—	—	一九〇,〇〇〇	九六〇	一,四〇〇,〇〇〇	六,三九九,四〇〇	七,九九〇,三六〇	—	一九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四三一,〇〇〇	七,五五九,三六〇	
一九三七	—	—	二〇〇,〇〇〇	一,〇一〇	一,五〇〇,〇〇〇	七,五五九,三六〇	九,二六〇,三七〇	—	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四四一,〇〇〇	八,八一九,三七〇	
一九三八	—	—	二一〇,〇〇〇	一,〇六〇	一,六〇〇,〇〇〇	八,八一九,三七〇	一〇,七三〇,四三〇	—	二一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四五一,〇〇〇	一〇,二七九,四三〇	
一九三九	—	—	二二〇,〇〇〇	一,一一〇	一,七〇〇,〇〇〇	一〇,二七九,四三〇	一二,三〇〇,五四〇	—	二二〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四六一,〇〇〇	一一,八三九,五四〇	
一九四〇	—	—	二三〇,〇〇〇	一,一六〇	一,八〇〇,〇〇〇	一一,八三九,五四〇	一三,八七〇,七〇〇	—	二三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四七一,〇〇〇	一三,三九九,七〇〇	
一九四一	—	—	二四〇,〇〇〇	一,二一〇	一,九〇〇,〇〇〇	一三,三九九,七〇〇	一五,五四〇,九一〇	—	二四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四八一,〇〇〇	一五,〇六〇,九一〇	
一九四二	—	—	二五〇,〇〇〇	一,二六〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇六〇,九一〇	一七,三一二,一七〇	—	二五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	四九一,〇〇〇	一六,八二一,一七〇	
一九四三	—	—	二六〇,〇〇〇	一,三一〇	二,一〇〇,〇〇〇	一六,八二一,一七〇	一九,一八二,四八〇	—	二六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	五〇一,〇〇〇	一八,六八一,四八〇	
一九四四	—	—	二七〇,〇〇〇	一,三六〇	二,二〇〇,〇〇〇	一八,六八一,四八〇	二一,一五三,八四〇	—	二七〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	五一一,〇〇〇	二〇,六四二,八四〇	
一九四五	—	—	二八〇,〇〇〇	一,四一〇	二,三〇〇,〇〇〇	二〇,六四二,八四〇	二三,二二四,二五〇	—	二八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	五二一,〇〇〇	二二,七〇三,二五〇	
合計	五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	〇,二二三,二五〇	一九,五一五,二五〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三一,〇〇〇	五,一三一,〇〇〇	一四,三八四,二五〇	

（一）（二）（三）（四）

年	処分 積立金	処分 後期繰越金	利益率	説明
	1'000	0'000	0·05	(一) 貸付金利息収入
	11'000	11'000	0·05	貸付元金の一割二分
	0'000	0'000	0·05	(二) 諸雑費
	6'000	4'600	0·05	貸付元金の二
	0'000	0'000	0·05	(三) 貸付金元利回収不能
	3'000	3'000	0·05	貸付元金の四分
	4'000	3'000	0·05	(四) 社債利息
	6'000	4'300	0·05	年利五分
	8'000	6'000	0·05	(五) 税金
	10'000	7'000	0·05	営業収入より諸雑費貸付金元利
	9'000	5'100	—	回収不能及社債利息を差引きたる
	13'000	13'000	0·05	残高の6/100
	14'000	11'000	0·05	(六) 配当金
	14'000	11'000	0·05	一一四年度 四分配当
	15'000	13'000	0·05	五一一一年度 五分配当
	16'000	13'000	0·05	一一一一〇年度 六分配当
	16'000	13'000	0·05	一一一一五年度 七分配当
	16'000	14'000	0·05	(七) 準定額積立金
	14'000	12'000	0·05	差引利益高の10/100以上
	15'000	13'000	0·05	(八) 特別積立金
	17'000	16'000	0·05	差引利益高の 一一二年度 15/100以上
	18'000	17'000	—	一一二五年度 20/100以上
	16'000	13'000	0·05	(九) 利益率
	16'000	16'000	0·100	株金払込高に対する差引利益
	16'000	16'000	0·101	高の利率
	16'000	16'000	0·10	
	16'000	16'000	0·10	
	16'000	11'000	—	
合	300'000	250'000	—	

營業收支豫算內譯表（金融部門）

年次	營業收入 利貸付金利息収入	營業收入 預金利息	營業收入 計	營業支出 諸經費	營業支出 回收不能貸付金元利	營業支出 社債利息	營業支出 稅金	營業支出 計	差引利益	前期繰越金	利益金合計	利益處分 配當金	利益處分 法定積立金	利益處分 特別積立金	利益處分 後期繰越金	利益率	說明
一	三五〇,〇〇〇	五〇	三五〇,〇五〇	四〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	—	九〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一八〇,〇五〇	—	一八〇,〇五〇	一〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇	一一,〇〇〇	三〇,〇五〇	〇.〇五	（一）貸付金利息收入
二	五一,三〇〇	四七〇	五一,三四七〇	九,八〇〇	一七,一〇〇	—	八,〇〇〇	三四,九〇〇	一六,四四七〇	四,〇五〇	二〇,四九七〇	一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	一三,四九七〇	〇.〇六	貸付元金の一割二分
三	六六,八〇〇	二〇〇	六七,〇〇〇	一三,〇〇〇	二三,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一四五,八〇〇	一七八,〇〇〇	一一,三四〇	一八九,三四〇	一〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇	八,〇〇〇	七五,三四〇	〇.〇八	（二）諸經費
四	一,〇六,八〇〇	二一〇	一,〇七,〇一〇	一七,八〇〇	三一,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	一五九,九〇〇	二一七,一一〇	一二,八四〇	二二九,九五〇	一〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇	一二,〇〇〇	九八,九五〇	〇.〇九	貸付元金の二
五	一,三三,五〇〇	一五〇	一,三三,六五〇	二一,三〇〇	三八,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	一七三,一〇〇	二六〇,五五〇	一四,四四〇	二七四,九九〇	一〇〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	一五,〇〇〇	一一七,九九〇	〇.一〇	（三）貸付金元利回收不能
六	一,六〇,二〇〇	一八〇	一,六〇,三八〇	二五,六〇〇	四六,五〇〇	一〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一八六,一〇〇	二七四,二八〇	一六,〇四〇	二九〇,三二〇	一〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇	一八,〇〇〇	一三八,三二〇	〇.一一	貸付元金の四分
七	一,八六,九〇〇	二一〇	一,八七,一一〇	二九,九〇〇	五四,二〇〇	一〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇	一九八,一〇〇	二八八,〇一〇	一七,六四〇	三〇五,六五〇	一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二一,〇〇〇	一五九,六五〇	〇.一二	（四）社債利息
八	二一三,二〇〇	二四〇	二一三,四四〇	三四,二〇〇	六一,九〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	二一一,一〇〇	三〇一,三四〇	一九,二四〇	三二〇,五八〇	一〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	二四,〇〇〇	一八〇,五八〇	〇.一三	年利五分
九	二三九,六〇〇	二七〇	二三九,八七〇	三八,五〇〇	六九,六〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇	二二四,一〇〇	三一四,七七〇	二一,六四〇	三三六,四一〇	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	二七,〇〇〇	一九二,四一〇	〇.一四	（五）稅金
一〇	二六六,〇〇〇	三〇〇	二六六,三〇〇	四二,八〇〇	七七,三〇〇	一〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	二三七,一〇〇	三二九,二〇〇	二四,〇四〇	三五三,二四〇	一〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇五,二四〇	〇.一五	營業收入より諸經費貸付金元利
計	一一,九六,三〇〇	三四〇	一一,九六,六四〇	三三,〇〇〇	八八,三〇〇	一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	二五四,三〇〇	一,四二,三四〇	一〇〇,〇〇〇	一,五二,三四〇	一,〇〇,〇〇〇	五六,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	二九五,三四〇	—	回收不能及社債利息を差引きたる
一一	一,一九,一〇〇	九〇	一,一九,一九〇	三五,一〇〇	九四,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	三四,〇〇〇	二六三,二〇〇	一,五六,〇九〇	一〇〇,〇〇〇	一,六六,〇九〇	一,〇〇,〇〇〇	五九,〇〇〇	一〇四,〇〇〇	三〇三,〇九〇	〇.〇三	殘高の $\frac{6}{100}$
一二	一,二二,一〇〇	九〇	一,二二,一九〇	三六,一〇〇	九七,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	二七二,二〇〇	一,六九,九九〇	一〇〇,〇〇〇	一,七九,九九〇	一,〇〇,〇〇〇	六一,〇〇〇	一〇七,〇〇〇	三一〇,九九〇	〇.〇六	（六）配當金
一三	一,二六,一〇〇	九〇	一,二六,一九〇	三七,一〇〇	一〇〇,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	二七三,二〇〇	一,七三,九九〇	一〇〇,〇〇〇	一,八三,九九〇	一,〇〇,〇〇〇	六三,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	三一八,九九〇	〇.〇六	一一　四年度　四分配當
一四	一,三〇,〇〇〇	一〇〇	一,三〇,一〇〇	三八,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三七,〇〇〇	二七八,〇〇〇	一,七八,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,八八,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇	一一三,〇〇〇	三二七,一〇〇	〇.〇六五	五一一一年度　五分配當
一五	一,三三,〇〇〇	一〇〇	一,三三,一〇〇	三九,〇〇〇	一〇六,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三八,〇〇〇	二八三,〇〇〇	一,八〇,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,九〇,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	六七,〇〇〇	一一六,〇〇〇	三三五,一〇〇	〇.〇六七	一一一一〇年度　六分配當
一六	一,三六,〇〇〇	一〇〇	一,三六,一〇〇	四〇,〇〇〇	一〇九,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇	二八八,〇〇〇	一,八二,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,九二,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	六九,〇〇〇	一一九,〇〇〇	三四二,一〇〇	〇.〇六九	一一一一二年度　七分配當
一七	一,三九,〇〇〇	一〇〇	一,三九,一〇〇	四一,〇〇〇	一一二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二九三,〇〇〇	一,八六,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,九六,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	七一,〇〇〇	一二二,〇〇〇	三四八,一〇〇	〇.〇七一	（七）法定積立金
一八	一,四二,〇〇〇	一〇〇	一,四二,一〇〇	四二,〇〇〇	一一五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四一,〇〇〇	二九八,〇〇〇	一,九〇,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,〇〇,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	七三,〇〇〇	一二五,〇〇〇	三五四,一〇〇	〇.〇七三	差引利益高の $\frac{10}{100}$ 以上
一九	一,四五,〇〇〇	一〇〇	一,四五,一〇〇	四三,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四二,〇〇〇	三〇三,〇〇〇	一,九七,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,〇七,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	一二八,〇〇〇	三六〇,一〇〇	〇.〇七五	（八）特別積立金
二〇	一,四八,〇〇〇	一〇〇	一,四八,一〇〇	四四,〇〇〇	一二一,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四三,〇〇〇	三〇八,〇〇〇	二,〇〇,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,一〇,一〇〇	一,〇〇,〇〇〇	七七,〇〇〇	一三一,〇〇〇	三六五,一〇〇	〇.〇七七	差引利益高の　一一二年度　$\frac{15}{100}$ 以上 三一二五年度　$\frac{20}{100}$ 以上
計	一八,〇〇,〇〇〇	一,八〇〇	一八,〇一,八〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,六〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	三,四〇,〇〇〇	一四,六一,八〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一五,六一,八〇〇	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六一,八〇〇	—	
一一	一,八〇,〇〇〇	一〇〇	一,八〇,一〇〇	六〇,〇〇〇	一,六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五四,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	一四,六一,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五,六一,八〇〇	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六一,八〇〇	〇.一〇〇	（九）利益準
一二	一,八〇,〇〇〇	一〇〇	一,八〇,一〇〇	六〇,〇〇〇	一,六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五四,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	一四,六一,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五,六一,八〇〇	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六一,八〇〇	〇.一〇〇	株金拂込高に對する差引利益
一三	一,八一,〇〇〇	一〇一	一,八一,一〇一	六〇,三〇〇	一,六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五四,三〇〇	三四〇,六〇〇	一四,六〇,五〇一	一〇〇,〇〇〇	一五,六〇,五〇一	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六〇,五〇一	〇.一〇一	高の利率
一四	一,八一,〇一〇	一〇一	一,八一,一一一	六〇,三〇〇	一,六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五四,三〇〇	三四〇,六〇〇	一四,六〇,五一一	一〇〇,〇〇〇	一五,六〇,五一一	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六〇,五一一	〇.一〇一	
一五	一,八一,〇一〇	一〇一	一,八一,一一一	六〇,三〇〇	一,六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五四,三〇〇	三四〇,六〇〇	一四,六〇,五一一	一〇〇,〇〇〇	一五,六〇,五一一	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六〇,五一一	〇.一〇一	
合計	一八,〇〇,〇〇〇	一,八〇〇	一八,〇一,八〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,六〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	三,四〇,〇〇〇	一四,六一,八〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一五,六一,八〇〇	一〇,〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	三,六一,八〇〇	—	
	（說明一）			（說明二）	（說明三）	（說明四）	（說明五）					（說明六）	（說明七）	（說明八）		（說明九）	

九、北滿農地開拓會社設立計畫案

十一月十八日會議
第二部農業班

內容

第一、事業目論見書
第二、事業資金計畫書
第三、營業收支豫算書

第一　事業目論見書

(一)　會社の名稱及所在地

北滿農地開拓株式會社（本社を新京に、出張所を必要の地に設く）

(二)　事業目的

(1)　移住用土地の取得經營管理及分譲
(2)　移住者に必要なる施設
(3)　農牧林業其の他資源開發利用に關する事業
(4)　建築物の築造、賃貸借竝賣買
(5)　農耕資金の融通竝物品の貸與供給

(6) 農産物其の他物品の加工、賣買並委託賣買

(7) 前各項に附帶する事業

(三) 國籍組織

滿洲國法人たる株式會社とす

(四) 資本金

公稱資本金　金三、〇〇〇萬圓

但し一株金五〇圓　六〇萬株

(五) 事業計畫

(1) 土地の取得面積

一五〇萬町歩（一五箇年）

北滿に於ける北黑沿線、洮索沿線、齊克沿線の三地帶を主とし之に必要なる地方を加ふ

(2) 土地の分配．

- 取得土地 一、五〇〇、〇〇〇町歩
  - 內地人移民分讓地 五〇〇、〇〇〇町歩
    - 水田適地　四〇、〇〇〇町歩（二〇、〇〇〇戸一戸當二町歩）
    - 畑地、除地、放牧地　三六〇、〇〇〇町歩（二〇、〇〇〇戸一戸當一八町歩）
    - 不可耕地　一〇〇、〇〇〇町歩
  - 會社直營地 一、〇〇〇、〇〇〇町歩
    - 水田適地　六〇、〇〇〇町歩（鮮人十作三〇、〇〇〇戸一戸當二町歩）
    - 畑地、除地　五九五、〇〇〇町歩
    - 共同放牧地　一四五、〇〇〇町歩
    - 不可耕地．二〇〇、〇〇〇町歩

(3) 取得土地代

一町歩當平均　二三・二〇圓

內譯

土地代原價　二〇・〇〇圓（未既墾地　二〇%　一町歩當六〇圓）

商租諸掛　二・〇〇圓　土地代の一〇%

契稅　一・二〇圓　土地代の六%

(4) 入植並土地分讓年次割

年次	內地人農業移民分讓	鮮人小作	滿人小作
一	一戸	一戸	一戸
二	一	四、〇〇〇	六、七〇〇
三	二、八〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
四	三、〇〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
五	三、〇〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇
六	三、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇
七	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
八	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
九	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
一〇	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
一一	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇

一二	六五〇戶	一、〇〇〇戶	一、七〇〇戶
一三	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
一四	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
一五	六五〇	一、〇〇〇	一、七〇〇
計	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

(5) 土地の分譲竝小作經營

イ、土地の分譲

內地人農業移民の爲取得土地の三分の一、五〇萬町歩（內可耕地四〇萬町歩「一戶當二町歩、二萬戶分」不可耕地一〇萬町歩、計五〇萬町歩）を滿洲拓殖株式會社に分譲することを豫想す

分譲價値は金利其の他を見込み土地代の一割增とす

ロ、小作經營

鮮人及滿人小作人を招致し會社の直營とす

(6) 移民の資格

農業の經驗を有する家族移民たること

(7) 土地の開田及開墾

會社に於て開田及開墾を爲すものとし開田費は一町歩當二二〇圓、開墾費一町歩當二〇圓（區劃割當費を含む）とす

(8) 農家の經營面積

イ、內地人移民（分譲）一戶當　二〇町歩

ロ、鮮人小作　一戶當　三町五反歩（水田二町歩、畑一町歩、除地五反歩）

ハ、滿人小作　同　一一町歩（畑一〇町歩、除地一町歩）

(9) 小作に對する補助竝貸與

移住費補助　一戶當二五圓（一戶當五〇圓の半額を會社にて補助し半額は鐵道會社にて負擔す）

移住初年度の食費補給　同　五〇圓

住屋貸與　同　鮮人小作　一〇〇圓

同　滿人小作　一五〇圓

(10) 小作地の基礎施設

道路及橋梁施設　一粁當　二、五〇〇圓　會社負擔

(11) 小作管理費

イ、管理事務所　小作人一、〇〇〇戶に付　一箇所

建築費其の他　一箇所に付　五、〇〇〇圓

ロ、管理經常費

小作料の二割を經常費に充當す

(12) 小作料及徵收不能率

イ、小作料率

種別	一年	二年	三年
水田	二〇%	三〇%	四〇%

畑作	一五%	二五%	三五%

ロ、一戸當小作料

種別	一年	二年	三年	單價
鮮人小作（籾 穀類）	八・〇〇石	九・〇〇石	一〇・〇〇石	五・五〇圓
鮮人小作（籾 穀類）	一・二〇	二・二五	三・五〇	三・五〇
滿人小作	一二・〇〇	一二・五〇	三五・〇〇	三・五〇

備考　1、反當收量

種別	一年	二年	三年
水田（籾）	一・八四石	二・〇七石	二・三〇石
畑作	〇・八〇	〇・九〇	一・〇〇
比率	八〇%	九〇%	一〇〇%

2、耕作面積

鮮人小作　水田二町歩、畑作一町歩
滿人小作　畑作一〇町歩
初年度より全面積を耕作す

ハ、小作料の徴收不能率

通常徴收不能率　一割

天災に依る徴收不能率　一割

計　二割

(13) **租稅の負擔**

會社の負擔　土地に關する國稅（一町歩當三圓）

小作人の負擔　土地稅以外の地方稅

第二　事業資金計畫書

本會社が十五箇年間に要する事業資金次の如し

（一）所要資金　金六九、六九〇、〇〇〇圓

內譯

一、土地取得費	金三四、八〇〇、〇〇〇圓
一、開田及開墾費	金二〇、五二五、〇〇〇
一、移住に必要なる基礎施設	金三、二七五、〇〇〇
一、小作住屋費	金一〇、五〇〇、〇〇〇
一、會社設備費	金五八〇、〇〇〇
一、創立費	金一〇、〇〇〇

事業資金年度別支出竝調達（單位　千圓）

年度	資金支出	調達資金 株金拂込	調達資金 社債募集	計
一	九、四一五	一五、〇〇〇	—	一五、〇〇〇

二	九、三八五	七、五〇〇	—	七、五〇〇
三	九、三八五	七、五〇〇	—	七、五〇〇
四	九、三八五	—	六、〇〇〇	六、〇〇〇
五	八、七九〇	—	七、〇〇〇	七、〇〇〇
六	二、三七五	—	—	—
七	二、三三〇	—	—	—
八	二、三三〇	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九	二、三二五	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一〇	二、三三〇	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一一	二、三三〇	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一二	二、三二五	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一三	二、三三〇	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一四	二、三三〇	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一五	二、三二五	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	六九、六九〇	三〇、〇〇〇	二三、〇〇〇	五三、〇〇〇

備考
支出資金の調達資金より超過する金額は土地分讓收入金を以て充當するものとす

第三　營業收支豫算書

本會社の二十五箇年間に於ける收支累計豫想次の如し

利益の部		損失の部	
土地分讓利益	一、一六〇、〇〇〇圓	營業費	九、〇〇〇、〇〇〇圓
小作收益	八七、四三三、四二〇	小作補助費	六、〇〇〇、〇〇〇
預金利息	一、三二七、二八〇	營業稅及社債利息	二二、四〇〇、〇〇〇
計	八九、九二〇、七〇〇	計	三七、四〇〇、〇〇〇
差引純利益	五二、五二〇、七〇〇		

純利益金の處分は次の如し

（一）配當金　金三五、七〇〇、〇〇〇圓

內譯

一―五年　無配當
六年　四分（利益金の約七割を配當す以下同樣）
七―一四年　五分
一五―一六年　六分
一七年以降　七分

（二）積立金　一五、五六三、〇〇〇圓

內譯

法定積立金　五、二一一、〇〇〇圓　六年度より利益金の約一割
特別積立金　一〇、三五二、〇〇〇圓　同　約二割

（三）重役賞與金　二、二三〇、〇〇〇圓

六年目より十四年迄　年五〇、〇〇〇圓宛
十五年——十六年　年六〇、〇〇〇圓宛
十七年——二十五年　年七〇、〇〇〇圓宛

（四）後期繰越金金　五七、七〇〇圓

期首繰越金	利益金処分					後期繰越金
	営業費及一般費	計	配當金	法定積立金	特別積立金	重役賞與	
四〇〇、〇〇〇	九八一、五〇〇	九八一、五〇〇	—	—	—	—	五六五、五八〇
一一〇、三五八、三五〇	一〇、五七八、三五〇	一〇、五七八、三五〇	—	—	—	—	三、六二一、五四〇
一三、五〇〇、〇〇〇	一〇、六一〇、〇〇〇	一〇、六一〇、〇〇〇	—	—	—	—	二、八七九、一五〇
一五、四八七、五〇〇	一〇、九三三、〇〇〇	一〇、九三三、〇〇〇	—	—	—	—	一、五五八、三二〇
一九、三三一、〇〇〇	一〇、七一二、〇〇〇	一〇、七一二、〇〇〇	—	—	—	—	二三四、八一〇
二〇三、一〇〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一二四、一一〇
一二、九八九、八五〇	一、三五八、六五〇	一、三五八、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
一四、九五五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八八二、八八〇
一五、九五五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六九九、八三〇
一五、九五五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一四二、三九〇
一六、四二三、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一一三、八三〇
一七、九二九、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八五八、一三〇
一七、四三三、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六六六、八九〇
一八、四九八、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、五五五、九一〇
一九、三三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、三三五、六二〇
一九、九三四、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、二〇九、九一〇
二〇、五三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八九二、八六〇
二一、一三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六七一、三九〇
二一、七三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四八九、三二〇
二二、三三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三七七、三二〇
二二、九三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二九〇、三二〇
二三、五三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二二四、三二〇
二四、一三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一七三、三二〇
二四、七三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一三四、三二〇
二五、三三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇三、三二〇
二五、九三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七九、三二〇
二六、五三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、三二〇
二七、一三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四五、三二〇
二七、七三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三四、三二〇
二八、三三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二五、三二〇
二八、九三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一九、三二〇
二九、五三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一四、三二〇
三〇、一三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、三二〇
三〇、七三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七、三二〇
三一、三三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五、三二〇
三一、九三五、八五〇	一、三五五、六五〇	一、三五五、六五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五、三二〇

資金計畫内譯表

年次	収入								支出								利益金處分				繰越金期後
	株金拂込	社債募集	土地分譲収入	小作収入	預金利息	積立金	前期繰越	計	社債償還	土地取得	開田費	開墾費	基礎施設	小作住屋	創立事務所費及	營業支出	計	配當金	積立金	積立金	重役賞與	
一	一五〇、〇〇〇	—	—	一、二〇〇	三五〇	—	—	一五〇、五五〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	九、二〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	九、一〇〇	—	—	—	—	五〇、〇〇〇
二	一〇〇、〇〇〇	—	—	二、四〇〇	一、一四〇	—	—	一〇三、五四〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	五三、五四〇
三	五〇、〇〇〇	—	一、二〇〇、〇〇〇	三、六〇〇	二、一八〇	—	—	一、二五五、七八〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	一、二四五、七八〇
四	—	一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	四、八〇〇	三、二二〇	—	—	一、三〇八、〇二〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	一、三〇七、〇二〇
五	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	四、二六〇	—	—	一、三一〇、二六〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	一、三〇九、二六〇
六	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	七、二〇〇	五、三〇〇	—	—	一、三一二、五〇〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
七	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	八、四〇〇	六、四〇〇	五〇〇	一、一一〇	一、三一四、四一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
八	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	九、六〇〇	七、五八〇	一、〇〇〇	一、一一〇	一、三一五、二九〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
九	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇	八、七〇〇	一、五〇〇	一、一一〇	一、三一七、一一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一〇	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	九、八〇〇	二、〇〇〇	一、一一〇	一、三一八、九一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一一	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一三、二〇〇	一〇、九〇〇	二、五〇〇	一、一一〇	一、三二〇、七一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一二	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一四、四〇〇	一二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一一〇	一、三二二、五一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一三	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一五、六〇〇	一三、一〇〇	三、五〇〇	一、一一〇	一、三二四、三一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一四	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一六、八〇〇	一四、二〇〇	四、〇〇〇	一、一一〇	一、三二五、一一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一五	—	—	一、二〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一五、三〇〇	四、五〇〇	一、一一〇	一、三二五、九一〇	—	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、一一〇
一六	—	—	—	一九、二〇〇	一六、四〇〇	五、〇〇〇	一、一一〇	四二、七一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四二、七一〇
一七	—	—	—	二〇、四〇〇	一七、五〇〇	五、五〇〇	四二、七一〇	八四、四一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八四、四一〇
一八	—	—	—	二一、六〇〇	一八、六〇〇	六、〇〇〇	八四、四一〇	一二六、二一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二六、二一〇
一九	—	—	—	二二、八〇〇	一九、七〇〇	六、五〇〇	一二六、二一〇	一六七、七一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六七、七一〇
二〇	—	—	—	二四、〇〇〇	二〇、八〇〇	七、〇〇〇	一六七、七一〇	二〇九、五一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇九、五一〇
二一	—	—	—	二五、二〇〇	二一、九〇〇	七、五〇〇	二〇九、五一〇	二五一、一一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五一、一一〇
二二	—	—	—	二六、四〇〇	二三、〇〇〇	八、〇〇〇	二五一、一一〇	二九二、五一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二九二、五一〇
二三	—	—	—	二七、六〇〇	二四、一〇〇	八、五〇〇	二九二、五一〇	三三四、九一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三四、九一〇
二四	—	—	—	二八、八〇〇	二五、二〇〇	九、〇〇〇	三三四、九一〇	三七八、一一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三七八、一一〇
二五	—	—	—	三〇、〇〇〇	二六、三〇〇	九、五〇〇	三七八、一一〇	四二二、九一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四二二、九一〇
計	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二六二、九〇〇	九五、〇〇〇	四二二、九一〇	二、四一八、八一〇	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九二、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九一八、八一〇

合計	利益金	処分				後期繰越金	利益率
		重役賞与	特別積立金	法定積立金	配当金		
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一三,一一〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一四,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一五,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一六,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一七,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一一九,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二一,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二二,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二三,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二四,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二六,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二七,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二八,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一二九,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三一,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三二,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三四,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三五,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三六,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三七,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三八,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一三九,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四一,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四二,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四三,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四四,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四五,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四六,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四七,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四八,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一四九,〇〇〇	〇・四〇
一	四〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一一,一一一	一,〇〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	〇・四〇

（次ページへ）

營業收支豫算內譯表

年次	營業收入				營業支出					差引利益	前期繰越金	利益金合計	利益處分				後期繰越金	利益率
	利子土地分益課	小作收入	預金利息	計	營業費	小作補助費	營業稅	社債利息	計				配當金	法定積立金	特別積立金	重役賞與		
一	—	一、二〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	—	—	—	四〇〇、〇〇〇	〇	—	〇	—	—	—	—	〇	—
二	—	四、八〇〇	一一、四一〇	一六、二一〇	四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	四〇一、〇〇〇	一五、二一〇	一、一一〇	一六、三二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三二〇	〇・〇
三	—	四、八〇〇	九、〇一〇	一三、八一〇	四〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	四〇二、〇〇〇	一一、八一〇	一、三二〇	一三、一三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一三〇	〇・〇
四	一、二〇〇	四、八〇〇	九、一〇〇	一五、一〇〇	四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	四〇五、一〇〇	九、九〇〇	一、一三〇	一一、〇三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇三〇	〇・〇
五	一、二〇〇	四、八〇〇	八、九一〇	一四、九一〇	四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	四〇六、二〇〇	八、七一〇	一、〇三〇	九、七四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七四〇	〇・〇
六	一、二〇〇	四、八〇〇	八、七一〇	一四、七一〇	四〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	九〇〇	四〇七、一〇〇	七、六一〇	七四〇	八、三五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三五〇	〇・〇
七	一、二〇〇	四、八〇〇	八、五一〇	一四、五一〇	四〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、二〇〇	八〇〇	四〇七、〇〇〇	七、五一〇	三五〇	七、八六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八六〇	〇・〇
八	一、二〇〇	四、八〇〇	八、四一〇	一四、四一〇	四〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一、二〇〇	七〇〇	四〇八、九〇〇	五、五一〇	八六〇	六、三七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三七〇	〇・〇
九	一、二〇〇	四、八〇〇	八、三一〇	一四、三一〇	四〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、二〇〇	六〇〇	四〇九、八〇〇	四、五一〇	三七〇	四、八八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八八〇	〇・〇
一〇	一、二〇〇	四、八〇〇	八、二一〇	一四、二一〇	四〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一、二〇〇	五〇〇	四一〇、七〇〇	三、五一〇	八八〇	四、三九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三九〇	〇・〇
一一	一、二〇〇	四、八〇〇	八、一一〇	一四、一一〇	四〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、二〇〇	四〇〇	四一一、六〇〇	二、五一〇	三九〇	二、八九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八九〇	〇・〇
一二	一、二〇〇	四、八〇〇	八、〇一〇	一四、〇一〇	四〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	一、二〇〇	三〇〇	四一二、五〇〇	一、五一〇	八九〇	二、三九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三九〇	〇・〇
一三	一、二〇〇	四、八〇〇	七、九一〇	一三、九一〇	四〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一、二〇〇	二〇〇	四一三、四〇〇	五一〇	三九〇	八九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八九〇	〇・〇
一四	一、二〇〇	四、八〇〇	七、八一〇	一三、八一〇	四〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、二〇〇	一〇〇	四一四、三〇〇	一、四九〇	八九〇	二、三八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三八〇	〇・〇
一五	一、二〇〇	四、八〇〇	七、七一〇	一三、七一〇	四〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、二〇〇	〇〇	四一五、二〇〇	四九〇	二、三八〇	二、八七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八七〇	〇・〇
一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一、一〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇	四一〇、一〇〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	二、三二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二三二、〇〇〇	〇・〇